メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

岩
野
英
夫

二 試訳と解説 はじめに 裁判のかたち

(2) 地図Ⅰ―地名と地名番号―

(二) 地名 (一) 残存数

(1) ことわり

(4)地図V―残存 Placita の地域的分布の特徴― (3) 地図Ⅱ~Ⅳ—地名と地名番号—

Burgund—

(5) 地図写—Austrien, Neustrien, Aquitanien

(四) 試訳と解説

(一) 二者択一判決の位置づけ

(२) notitia paricola

(1) 二者択一判決は中間判決

(3) 二者択一判決の表現スタイルについて

(二) 裁判のかたち

(2) 不出廷裁判

(3) 仮装裁判

(1) 分類

(4) 明確な判決が下されている裁判

同志社法学 六三巻七号

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

(三) 国王名

一 (三〇〇五)

同志社法学 六三巻七号

Ħ.

宮宰のもとでの裁判

裁判の流れ

(一)裁判の開始

(1) 訴え

(2) 陪席判決人

(3) 宮中伯が統括者

(二) 審理

(1) 審理の核心―証拠調べ―

(2) 証拠の周辺

(3) 証拠調べの仕方に傾向性はあるか

(4) 再び・仮装裁判の事例に共通点はあるか

(三)審理の終結と国王 (裁判長) への宮中伯による

(5) まとめ

(1) 審理の終結とは

(2) 国王 (裁判長) による判決の宣告と命令

(3) 宮中伯の役割

(4) 国王の役割

(四)Placitum の作成と作成地

(1) レフェレンダール(Referendar)の役割

(2) Placita の作成地

(3) Placita の授与

六 おわりに

順番に試訳し、解説を試みたい。 提として、まず最初に、残存している二〇通(うち一六通がオリジナル)の国王 Placita の全てを古い時代のものから 本稿の目的は、メロヴィング時代の国王 Placita を通して見える裁判のかたちを描き出すことである。この作業の前

Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001. 本文あるいは注でKölzer本 Merovingica (Die Urkunden der Merowinger), Erster Teil, Nach Vorbearbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo 二〇通の Placita の出典は以下である。 Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe

Diplomata あるいは Kölzer と略記する。

der Ausgabe Weimar 1891-93, Scientia Verlag, Aalen 1971〔以下、Hübner と略記〕が本稿で試訳する Placita ついて行 Bd.22, 1976, S. 1-186.〔以下、Bergmann と略記〕, Rudolf Hübner, Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit, Neudruck den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, けられているこの要旨の大体をテキストの試訳に先立ち紹介する。その際、Werner Bergmann, Untersuchungen zu っている要約も参考にする いる。二○通の Placita についても同様である。そこで、本稿では、各 Placitum(Placita は Placitum の複数形)に付 Kölzer 本 Diplomata は、収録しているそれぞれのウワクンデの要旨をラテン語テキストの前にドイツ語で記載して

の説明なのか私の説明なのかがあいまいな個所もあるが、断りをすることに伴う煩雑さを避けるためである。 試訳に続く解説では、以上の文献の中の説明のほかに、 私が調べたことも加えている。Kölzer, Bergmann, Hübner

同志社法学 六三巻七号

同志社法学

六三卷七号

数字は、あくまでも、地理的な位置関係について大体のイメージを持ってもらうためのものでしかなく、正確ではない。 試訳する各 Placitum の番号は、Kölzer 本 Diplomata のそれである。その番号のあとの〔 〕は Hübner の目録番号、 Mほどの所と書いている場合があるが、それは地図上の直線距離でこれぐらいの距離という意味である。 この

の作成年月日、作成地を Kölzer 本 Diplomata に従い示している。Kopie か否かのあとに unechte があれば、その そのあとの()内では、当該 Placitum が Kopie(写し)なのか Original(オリジナル)なのかの別、当該 Placitum

Placitum が偽文書であることを示している。

グ時代の国王 Placita」とは何かを問題にした。この前作との関係で必要な断りをしたい。 私は、前作「メロヴィング時代の国王 Placita について」〔以下、拙稿「国王 Placita」と略記する〕で「メロヴィン

①国王裁判所における「訴訟の全過程を書き記す方式での判決書」が Placita である、というのが学界での一

認した。その上で、拙稿「国王 Placita」は、学界での一般的な用語法に倣い、Placita を「判決書」、あるいは「国王 考えであるが、実際の史料の中では、Placita はその意味では使われていないことを、拙稿「国王 Placita」において確 裁判ウワクンデ」の意味で使用するという断りを述べている。この断りは本稿でも前提にされる。

② Placita という用語を、国王ではなく宮宰が指揮する裁判についても使用している文献がある。この「宮宰

Placita」については、稿を改めて紹介する。

照してほしい。

③本稿における試訳の中の v. inl.; S. R. など略記号の意味は、拙稿「国王 Placita」三五〇頁以下、三五八頁以下を参

法学』三三七号、二〇〇九年〔拙稿「裁判のかたち」と略記〕。ミッタイス=リーベリッヒ著、 先の文献に加え次の文献についても本文や注では略記して引用する。拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」『同志社 世良晃志郎訳『ドイツ

巻 Ⅰ』東海大学出版会、昭和五○年、同『歴史十巻 Ⅰ』昭和五二年〔『歴史十巻 Ⅰ』『歴史十巻 Ⅱ』と略記する〕。 法制史概説 改訂版』創文社、一九七一年〔ミッタイスと略記〕。兼岩正夫、臺 幸夫『トゥールのグレゴリウス

Beihefte der Francia, hrsg. von Deutschen Historischen Institut Paris, 1974〔Ebling ム衉記〕、J. F. Niermeyer & C. Van Horst Ebling, Prosopographie der Amtsträger des Merowingerreiches von Chlothal II. (613) bis Karl Martell (741).

de Kieft, Mediae Latinitatis Lexicon Minus, 2002 (Niermeyer 〜 略記)。

参照してほしい。 訳語を用いる際に留意すべき点については、投稿中の「グレゴリウス『歴史十巻』における紛争と紛争解決の仕方」を 拙稿「国王 Placita」では、陪席裁判官という用語を用いているが、本稿ではこのようにしたい。なお、裁判官という いうこの時代の裁判での役割分担を考慮して、本稿では、陪席裁判官ではなく陪席判決人という用語を使うことにする。 判決内容を決めるのは陪席裁判官たちの任務で、その判決を宣告し命令するのは裁判官(裁判長)の任務である、と

夫である。 本文や注の中の〔 〕内や四 角での囲みは断りのない限り私の手による。後者は一語であることを示すための工

本稿は、かつて取得した科学研究費平成一四年度―平成一六年度〈一四五二〇〇一五〉による研究成果の一部である。

本稿は拙いものであるが、日米間の学術をつなぐ堅固な架け橋である藤倉皓一郎先生に捧げたい。先生の益々のご活

躍とご健勝をお祈りしてやまない。

同志社法学

六三巻七号

二 試訳と解説

(一) 残有数

93), 137 (693), 141 (694), 143 (694), 149 (697), 153 (702), 155 (709), 156 (709), 157 (709), 158 (710), 167 (716), 187 43), 88 (657 - 678 / 79), 93 (659 - 660), 94 (660 - 673), 95 (660 - 673), 103 (664 / 65), 126 (682), 135 (692), 136 (692)残存している Placitum 二○通はそれぞれ文書番号を付けられ Kölzer 本 Diplomata に収録されている。Nr. 79

(726). そのうち写しで伝承されているのは四通で、Nr. 79, 103, 158, 187である。

(二) 地名

(1) ことわり

定が完全にできず、可能性のある現在地名が複数あげられている場合もある。 が書かれている。ただし Childriciaecas, Childulfouilla, Taxmedas は未確認のままにされている。また、現在地名と同 Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001, S. 721以下で、Placita に出てくる地名が現在の何処であるか Merowinger), Zweiter Teil, Nach Vorbearbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der

名、後者が現在のフランスに係る地名で、この両国の地名を一枚の地図に収めることが技術的に難しかったからである。 Ⅳは試訳番号(2)~(20)のためのものである。地図Ⅰと地図Ⅱ~Ⅳとを分けたのは、前者が現在のドイツに係る地 本稿末に、地図Ⅰ〜地図Ⅳを掲載している。地図Ⅰは後掲の Placita 試訳番号(1)のためのものである。

地」である。現在のドイツに係る地名については、試訳対象 Placitum が一通だけなので、「開廷地」などの区別をせず、 に分類している。現在のフランスに係る地名のうち地図Ⅱは「開廷地」、地図Ⅲは「作成地」、地図Ⅳは「係争対象所在 本稿では、試訳のあとに解説を付けているが、地名については、「開廷地」「〔Placitumの〕作成地」「係争対象所在地

地図Ⅰに必要な地名を収めた。

のことに言及している おきたい。同定されている現在地名について地図で確認できなかったものもある。その場合、解説の中の該当箇所でそ れている。しかし、それは、あくまでも、大体この辺りではないかという程度の大雑把なものでしかないことを断って 解説の中の「地名」の項目に出てくる地名にはそれぞれアラビア数字で番号を付け、そしてその番号を地図に書き入

合には、そのそれぞれを独立させて並べた。 並べたもので、〔 〕の中は現在の地名である。同定が難しいために、可能性のある現在地名が複数指摘されている場 1から順の数字を使うことにした。以下の(2)(3)は、Placita に出てくるラテン語表記地名をアルファベット順に 地名に番号を付ける際、地図Ⅰと地図Ⅱ~Ⅳとの混同を避けるために、地図Ⅰには50番台の数字を、地図Ⅱ~Ⅳには

(2) 地図I―地名と地名番号―

54. Bodouilla (Buisdorf). 50. Bodofricense [Boppard]; 51. Bodouilla [Bendorf]; 52. Bodouilla [Bodendorf]; 53. Bodouilla [Bandorf];

同志社法学

(3) 地図Ⅱ~Ⅳ—地名と地名番号—

sur-Oise]; 25. Nouiento [Nogent-sur-Marne]; 26. Paris; 27. Pontegune [Ponthion]; 28. Rodonucinsis [Rennais]; 29. Tauricciacum (Thorigné-en-Charnie); 30. Tellao (Le Talou); 31. Ualencianis (Valenciennes); 32. Uimen 21. Masolago [Mâlay-le-Petit]; 22. Maurcurte [Maurecourt]; 23. Nialcha [Neaufles-St-Martin]; 24. Nocitum [Noisy-Fontaine-Chaalis); 11. Cadolacio (Chaalis: Thorigny-sur-Marne); 12. Captunnaco (Chatou); 13. Captunnaco [Hodeng-Hodenger]; 8. Beauvaisis [Seine-Maritime]; 9. Buxsito [Boissey-le-Châtel]; 10. Cadolacio [Chaalis: Baddanecrt(e) [Bayencourt]; 5. Baudrino [Boran-sur-Oise]; 6. Beauvaisis [Hodenec-l'Évêque]; 7. Beauvaisis 17. Elariacum (Larrey-sur-Ouche?) ; 18. Lemausus (Limeux) ; 19. Lusarca (Luzarches) ; 20. Mamaccas (Montmacq); (Châtenay-Malabry); 14. Carraciao (Quierzy); 15. Compendio (Compiegne); 16. Crisciaeco (Crécy-en-Ponthieu); 1. Bacio superiore (Bezu-la-Forêt) ; 2. Bacio supteriore (Bezu-la-Long) ; 3. Bactilioneualle (Bailleval) ; 4.

(4) 地図V――残存 Placita の地域的分布の特徴 ——

(Uimacensis - Le Vimeu)

とがライン川右岸地域にもあてはまる」(S. XIII)。 解説をしている。その中で、Placita を含む真正ウワクンデの地域的分布の特徴の一つを次のように述べている。「Loire (Burgund, Aquitanien, Provence)に、メロヴィング朝の真正な国王ウワクンデは伝承されていないのである。同じこ — Motier-la-Celle(Champagne)— Münster im Gregoriental(Elsaß)を結ぶ線の南側、すなわち Gallia の南部全域 Kölzer 本 Diplomata は「はじめに」で、メロヴィング時代の国王ウワクンデについてその伝承の仕方など総合的な

ておきたい。 こでの指摘に合うように思われるが、しかし地図Ⅰ~Ⅳは試みに作成したものであり、厳密さに欠ける点を重ねて断っ Münsterである。その他の地名番号と差別化するため9番台の数字を使うことにした。上の地図Ⅰ~Ⅳは Kölzer のこ この指摘を踏まえて作成したのが地図Vである。地図上の番号のは Loire、番号のは Motier-la-Celle、番号のは ロテール モティエ ラ セル

(5) 地図写 — Austrien, Neustrien, Aquitanien, Burgund —

Teilungen nach dem Tode Chlodowechs bezw. Chlodmers"; Großer Atlas zur Weltgeschichte, Westermann, 1976, S. 50 bis zur Mitte des sechsten Jahrhuderts, 1970の巻末に掲載されている Karte 1"Das Frankenreich 511 – 524. Die 地図Ⅵは一四頁等の記述に関係して作成した。借用した地図は以下である。Erich Zöllner, Geschichte der Franken

(三) 国王名

本文中に出てくる国王名については、図3の系図の中で確認できる。

(四) 試訳と解説

る当該 Placitum の要旨を紹介するだけにしたい。 Nr.88, 93, 94, 95の四通は欠落箇所が多いので試訳をせず、Kölzer 本 Diplomata が各 Placitum 本文の前に記載してい

同志社法学 六三巻七号

(-) Nr. 79 [23] (Kopie, 642 / 43 September 3, Bodouilla)

と主張する Bodofricense 地区にある(infra termino Bodofricense)ブドウ畑の権利を認められている。 要旨:国王 Sigibert III. の Placitum. この Placitum において、ケルンの司教 Kunibert は、Evergisel が自分のものだ、

六四二:四三年九月三日 Bodouilla

計

Evergisel〔=被告〕は売却ウワクンデを提出するという義務を負うたが、そのことを実行しなかった、と、〔被告の出 se fecisse)をしなかったことが証明された(testari)のは明らかである。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、 のを待ったこと(abiecisse)、そして Evergisel [=被告] は〔出廷できない〕止むを得ざる事情を届出ること(sunniare 負うたが故に、余のいる所で三日間とそれ以上同 Evergisel〔=被告〕が〔開廷日に〕出廷するという義務に従い来る を(iudicasse)決定した(constetit)。同司教〔=原告〕の代理人は、〔開廷日に〕出廷するという義務(placitum)を たものであるしまたそのことに関係し売却ウワクンデ(vinditiones :正確には諸売却ウワクンデか複数のウワクンデ) 理由で返還請求をした(repetebat)。それ故、Evergisel〔=被告〕は、同ブドウ畑はお金(precio)を支払い買い入れ Evergisel 〔=被告〕は Bodofricense 地区にあるブドウ畑を不法に略奪した(malo ordine.... post se retenirit)、という apostolicus)である Kunibert 司教〔=原告〕の代理人は、Evergisel〔=被告〕を訴えた(interpellasset) は十四夜ののち余等のいる所に売却ウワクンデ(vinditiones)を差し出す(praesentari)義務を負う、と判決すること を持っている、と答えた(dedit in responses)。そのあと(tunc)、余と余の偉大な紳士たちは、Evergisel〔=被告〕 フランク人の王 Sigibert v. inl. 余と余の偉大な紳士(procers)たちがいる時、 主の尊き使徒の後継者

evindecatum) するよう判決する(decrevisse)ことを決定した(constetit)。 加の賠償金(cum legis beneficiiis)〔を受け取ること〕に加え先の司教〔=原告〕の側で〔本判決に基づき〕所有(sit 廷義務履行について〕保証人〔となった者〕たち(fideiussores)が明白に認めたが故に、上記のブドウ畑につき、追

Erpo が確認した (S. R.)。

余の治世の十年目、九月三日に作成したものが授与された、Bodouilla にて、幸あれ。

挥出

庫に保管されている様々なウワクンデや時にはそれ以外の文書類がそこに書き写されている手写本(稀には巻物)のこ が発見し、一八八八年に公表したのが本 Placitum である。Chartular(cartulare)とは、修道院など特定の機関の文書 立されたと言われている Cassius-Stift の、一二世紀の、今は失われてしまっている Chartular からの写しを Perlbach 【形式など】一五七九年に死亡した、ケルンの古代史研究者 Johann Helman の諸記録の中から、八世紀末にボンに建

괴り場の(R. C. van Caenegem, Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters, 1962, S. 71)。 った、と Wilhelm Levison は考えている (Bergmann, S. 202)。 試訳の終わり近くの「Erpo が確認した(S. R.)」のあとに続いて et subscripsit(そして署名した)という文言があ

Sigillum(印章)については写しのため不明

王国の北東方面の分国 (Teilreich) アウストリア (Austrien. 地図VI。シャンパーニュ、ムーズ・モーゼル地方 [Champagne, 【国王】国王 Sigibert III.(在位六三三/三四年-六五六年)は、王国が分裂し統一を欠いたメロヴィング朝フランク

Maas- und Moselland〕で、首都はランス Reims〉をフランク国王の一人として分割統治した。

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

Sigibert III. には何事かを決定する力はなく、裁判を指揮するなどこの分国を実際に支配していたのは、Sigibert III. の している。後見人であるという根拠を、Bergmann は、最古のフランク法では一二歳が成年になる年齢だったからだ、 後見人の、ケルンの司教 Kunibert であり、その司教 Kunibert がこの Placitum では原告として登場している、 Bergmann は、この Placitum が交付された時、Sigibert III. はせいぜい一○歳であったろうと推測し、したがって

Placitum の作成時は、Sigibert III. は一一歳~一三歳の頃だ、ということになる。しかし、いずれにしても、 Lexikon des Mittelalters, Bd. VII, 2003, S. 1883によれば、Sigibert III. は三歳で即位したという。そうであれば、本

としている (S. 153)。

Kunibert が Sigibert III. に代わって分国を動かす中心人物であった、という Bergmann の見解は変える必要はないよう

に思う。

なお、試訳中の「売却ウワクンデ(vinditiones)」は vinditio の複数形なので、「諸売却ウワクンデ」か 「複数の売却

ウワクンデ」と訳すのが正確である。 【人名】本 Placitum を確認しているレフェレンダール(Referendar)の Erpo はほかには出てこない。

【作成地】作成地の Bodouilla について、現在は失われている、一二世紀の写しの欄外の注には Bedendorp とあり、 【開廷地】不明

それは現在の Mayen – Koblenz 郡にある Bendorf (地図I-51) だと推測されている。 Bendorf は現在のドイツにあり、 ケルン(Köln)からライン川沿いに南へ六八㎞ほど、ボン(Bonn)から同じく四五㎞ほどの所にある

川沿いに南へ二一㎞ほど、ケルンから同様に四五㎞ほどの所〕、Bandorf〔地図I-53 Ahrweiler郡の Remagen 市。ボ そのほか、作成地として推測されているのは、Bodendorf〔地図I-52 Ahrweiler 郡の Sinzig 市。ボンからライン

St. Augustin 市。ボンの北東七㎞ほど、ケルンの南東二○㎞ほどの所〕である。Bandorf, Buisdorf の可能性は低い、と ンからライン川沿いに南へ一八㎞ほど、ケルンから同様に四一㎞ほどの所〕、Buisdorf〔地図I-54 Rhein-Sieg 郡の

【係争対象所在地】係争対象がある Bodofricense は現在の Boppard〔地図I-50〕で、ケルンからほぼ南東へ八二㎞

Bergmann は考えている(S.201)。Hübner は、Bandorf だと考えている(S. 4)。

ほど、ボンからほぼ南東へ五九㎞ほどの所である。

(N) Nr. 88 [30] (Original, 657-678 / 79(?))

によって贈与されたヴィラ(villa)は Rotominse〔Rouen〕の教会と聖 Denis 聖堂との間で分割されている。 要旨:(Chlothar III. ?の)国王 Placitum. この Placitum によれば、死亡した宮宰 Erchinoald とその息子 Leudesius

六五七 - 六七八:七九年 (。)

解説

司教 Audoinus やその後継者たちから返還請求をされること無く係争地の半分を所有することを被告に認める判決が出 れのウワクンデが調べられ(inquirentes eorum instrumenta)」たあとで、原告である Rotominse〔Rouen〕の教会の ちが聖 Denis 聖堂〔=被告〕を国王裁判所に訴えている。その際、原告は複数の epsitola〔=証書として作成されたウ ワクンデ〕を証拠として提出している。被告もウワクンデを証拠として提出したようで、「彼らの〔提出した〕あれこ 宮宰 Erchinoald とその息子 Leudesius の所有物であったあるヴィラをめぐり争いが起き、教会〔=原告〕の代理人た 【要旨補足】Rotominse〔Rouen〕〔地図Ⅳ参照〕の教会〔=原告〕と聖 Denis 聖堂〔=被告〕との間で、もともとは

六三巻七号

されている。

そらくは Chlothar III. によって授与されたものである。 Placitum は宮宰 Erchinoald の死(六五八/五九年)後、その息子 Leudesius の生存中に(六七八/七九年死亡)、お ている。裏面には、Stephan II. の名前の、聖 Denis のための偽文書の一部が一一世紀になって書かれている。本 によって書かれている。このパピルスは三枚の紙葉(drei plagulae. 一五○/一六○+一九○+一七○㎜)から作られ 【形式など】 本 Placitum は、横と縦それぞれ五二○×三○○㎜のパピルスに、二○−二六㎜の字間で、一人の人物

Sigillum (印章) の押印跡ではないかと推定できる箇所がある。

宮宰による六五〇年の贈与を伝えている、九世紀の Gesta ss partum Fontanellensis coenobii は、宮宰 Erchinoald の

所有財産について報告している(Ebling, S. 137)。

Kölzer は、尾部の定式文で、[ben(e)] [val(iat)] (さようなら) と翻刻している。

2003, S. 1871)。Kölzer によると、分国ネウストリア(Neustrien)とブルグント(Burgund)〔以上、地図Ⅵ〕を分割 【国王】国王 Chlothar III. もフランク国王の一人で、六四九年頃に生まれている(Lexikon des Mittelalters, Bd. II,

統治した。国王に即位したのはおよそ八歳の時の六五七年で、六七三年まで在位している。

Fredegar(仮名)の報告によれば、宮宰 Erchinoald は、国王 Tagobert I.(在位六二三年-六三九年)の母 【人名】宮中伯は Uuaningus で、陪席判決人たちの一人としてその名前が書かれている。

Erchinoald は、それ以前に、フランク王国西方の分国ネウストリアの上層階層に属している。ネウストリアとは、 Haldetrud の血筋の、メロヴィング王家と姻戚関係にある人物で、六四一年に Aega の後任として宮宰になっている。

ワール川とスヘルデ(Schelde)川とでおおよそ囲まれたロマン系西部〔der roman. Westen zwischen Schelde und

ベルギーの Antwerpen から海に入る〔地図 Ⅵ〕。 Loire〕のことで、首都はパリ〔Paris〕である。スヘルデ川の源流は Aisne 県で、ドーバー海峡にほぼ平行して流れ、

宮宰 Erchinoald の後任としてネウストリアの宮宰になった Ebroin が六五八年に追放されたのち、またアウストリア

(Austrien. 地図Ⅵ)の太公である Wulfoald が放逐されたのちに、宮宰 Erchinoald の息子 Leudesius(母親は

Leutsind)がネウストリアの宮宰になっている(Ebling, S. 138)。

[Rouen] [地図Ⅳ参照] はパリから北西へ一〇五㎞ほどの所である。 【開廷地】【作成地】【係争対象所在地】はいずれも不明。訴訟当事者の一方である教会の所在地 Rotominse

(α) Nr. 93 (27) (Original , 659 November - 660 November 9(?))

Tauricciaco [Thorigné] ヴィラやその他の財産のうちの三分の二を聖 Denis 聖堂に返還せよとの判決を下されている。 要旨: Chlothar III. の Placitum. この Placitum によれば、[Ingober[**]]は、その夫 Ermelenus が原告に贈与した

六五九年一一月 - 六六〇年一一月九日(?)

Bergmann による本 Placitum の要約

聖 Denis 修道院〔=原告〕は、Tauricciacum〔Thorigné-en-Charnie〕ヴィラとその他の財産を不法に留め置いている、トッニェアン・シャルニ

かかるウワクンデを被告は所持しているようである。原告は、このウワクンデに対抗して、二通のウワクンデ〔praecaria 適法に譲渡され、ウワクンデ〔carta conposcionalis = 贈与ウワクンデ〕によって権利を保障されている、と反論した; Ermelenus の妻の Ingoberga〔=被告〕を訴えた。被告は、争われている財産は自分の夫 Ermelenus によって自分に

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

同志社法学 六三巻七号

そして、国王は先のヴィラの三分の二は聖 Denis 修道院に帰属すべきである、と命令した(Bergmann, S. 155.)。 拠に、—宮中伯 Chadoloaldus〔inluster vir Chadoloaldus comis palati nostri〕が証言した範囲内で—、判決を下し、 よれば、Ermelenus〔=被告の夫〕は先のヴィラの三分の二を修道院に売却している。法廷は、第二のウワクンデを根 vinditio〕を法廷に持ち出した。第一のウワクンデは、Ingoberga〔= 被告〕自身によって、被告と被告の夫の名におい て修道院のために交付されたものである;第二のウワクンデは、売却ウワクンデのようである。その売却ウワクンデに

解出

Genesius が陪席判決人として登場している。Nr. 95では、Chadoloaldus が宮中伯に就任しているのが分かる。 本 Placitum は、あとで紹介する Nr. 94, 95と関連している。Nr. 94には、Chlothar III. と同時代人の、Lyon の司教 三紙葉(drei plagulae. 二○○+二○○+五○㎜)から作られている。パピルスの四側面は全て切り揃えられている。 【形式など】横と縦それぞれ四四五×三一○㎜のパピルスに、二五−三○㎜の字間で書かれている。このパピルスは

示す略記号はない。 Sigillum(印章)について、Kölzer は説明を加えていない。翻刻されたこの Placitum に、Sigillum(印章)の位置を

れる時に、当該人名の前か後ろに付けられる quondam がないからである(Bergmann, S. 182-183)。 本 Placitum の作成時点では、被告の夫 Ermelinus は生存していたと考えられている。理由は、故人の名前が表記さ

るという考え方に立ち、その iocalis が使われていることからも Ermelenus は生存していたと言える、と述べている に譲渡した・・〕という、本 Palcitum の文言中の iocalis〔Ehemann= 夫、良人〕は生存配偶者間で使われる用語であ Bergmann は、ipse Ermelenus, iocalis suos, ei contullerat 〔同 Ermelenus、すなわち [Ingober [**]] の夫が (Ingober [**]

(Bergmann, S. 182)°

Angantrude, filia Ebrulfeo, relicta Ingoberctho quondam 〔Ebrulfus の娘で故 Ingobercthus の寡婦〕という言い方をさ Ingobercthus〕という文言中に出てくるのであるが、この Ingobercthus はこの同じ Placitum の別の箇所で、 もう一度だけ、あとで取り上げる Nr. 136 [37] の中の、iogalis suos Ingobercthus (Angantrude (= suos) の夫 れているからである。すなわちこの事例では iogalis は故人となった「夫、良人」にも使われているのである。 しかし、iocalis についての Bergmann のこの理解は成り立たない、と私は考える。iocalis は iogalis という表記で、

ンダールは Tetbertus である。 【人名】宮中伯 Chadoloaldus は、あとの Nr. 95でも登場する。本 Placitum について確認の署名をしているレフェレ

【開廷地】【作成地】は不明

Mほどのところである。 【保争対象所在地】係争地のある Tauricciaco〔Thorigné-en-Charnie :地図Ⅳ-29〕は、パリからほぼ南西へ二一八

(4) Nr. 94 [29] (Original, 660-673 März 11(?))

〔Rennais〕と[Uimen[**] [Vimeu] の財産をめぐって、聖 Denis の勝訴、被告 Chagliberctus の敗訴の判断が下されてレン ヌ いる Placitum 要旨:Chlothar III.のPlacitum. 被告Chagliberctusの父親Ermelenusによって贈与されたRodonucinsis 六六〇-六七三年三月一一日 (?)

Bergmann による本 Placitum の要約

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

六三巻七号

一七 (三〇二一)

されたウワクンデ〔instrumenta〕を根拠にして?]聖 Denis 修道院勝訴の判決を下した 一Denis 修道院は Ermelenus の遺産である財産をめぐって Chaglibercthus を訴えた。 $(S.159)^{\circ}$ 法廷は、 [原告の側から提出

-

パピルスには、かつて貼り付けられていた私文書(Privaturkunde)に由来する別人の手になる複数の文字跡が発見さ で、一人の人物によって書かれている。このパピルスは二紙葉(一九○/二○○+一○○m)から作られている。この 【形式など】横と縦それぞれ二九○ × 三二○㎜のパピルスに、二三-三二㎜の、上から下に向けて間隔が縮まる字間

示す略記号はない。 Sigillum(印章)について、Kölzer は説明を加えていない。翻刻されたこの Placitum に、Sigillum(印章)の位置を

れているからである。 本 Placitum 作成時点では、Ermelenus は死亡している。死を意味する moriens 付で、Ermelenus moriens と表記さ

か)。Chrodbert はパリの司教(六五七年 - 六六四/六七年)か Tour〔地図Ⅳ参照〕の司教(六五八/五九年-六七 【人名】陪席判決人の中で名前の分かる四名中の一人 Genesius は Lyon の司教(六五八:五九年就任、六七八年死亡

四年)かのどちらか。Leudobodus は Nevers の司教か。Gaucebercthus は Chartres の司教か。

【開廷地】【作成地】は不明。

の所で、|Uimen[**] [Vimeu] = Uimacensis [Le Vimeu :地図Ⅳ-32] は、パリからほぼ北へ一○○㎞ほどの地域で 【係争対象所在地】 係争地のある Rodonucinsis〔Remnais :地図Ⅳ-28〕は、パリからほぼ西南西へ三二○㎞ほど

はSomme川という二つの流域に囲まれ、また、Vimeu川という名の、Bresle川の支流が流れている。 ある。Le Vimeu は、フランス古来の地域圏で、現在の Picardie 地域圏の中の西方に位置していて、南は Bresle 川、 北

本 Placitum に記載されている二つの係争対象所在地はかなり離れているので、この点をどう考えたらいいのか、 私

(5) Nr. 95 (28) (Original, 660-673 März 11 (?))

はとまどっている。

要旨: Chlothar III. の Placitum. この Placitum において、Le Mans の司教 Beracharius は Ermelenus の相続財産の

うち不法にも引き渡していない財産を、聖 Denis 修道院に返還するよう判決されている。

Bergmann による本 Placitum の要約

聖 Denis 修道院〔=原告〕の代理人は、Ermelenus の相続財産で、Le Mans〔地図Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ参照〕の司教

Beracharius〔=被告〕は、Ermelenus とその息子 Goddo は自分に当該係争地を贈与し、そのことについてウワクンデ Beracharius〔=被告〕(在位六五八年-六六九年ころ)が自分に帰属したのだと主張する財産をめぐって訴えた。

Beracharius とがいかなる関係にあるのかは説明されていない。あるいは前者も Le Mans の司教で、後者の前任者もし 反論に対して、聖 Denis 修道院〔=原告〕の代理人は、Ermelenus が Beroaldus 司教〔この Beroaldus 司教と被告 〔epistola donationis:instrumenta〕を作成し自分に交付した、ということを根拠にして原告に対して反論した。その

くは前々任者であったのかもしれない。〕に交付した諸ウワクンデは無効である〔vacuas et inanis permanirent et

この国王ウワクンデを根拠にして、法廷は、聖 $^{\text{Log}}$ Denis 修道院〔=原告〕勝訴の判決を下した(Bergmann, S. 160)。 Chadoloaldus〔= inluster vir Chadoloaldus comis palati noster〕は提出されたウワクンデの内容を法廷で報告をした。 nullum sorterentur effectum = 諸ウワクンデは効力が無く無効であり続けるし、 い〕、と書かれた、Chlodwig II.(在位六三九年-六五七年)のウワクンデ〔precepcio〕を差し出した。宮中伯 いかなる効果も与えられることはな

は Placitum だと考えている。またその作成年を六五四年-六五七年と考えている〕 この要約中に出てくる、Chlodwig II. のウワクンデの内容の Bergmann による再構成〔Bergmann はこのウワクンデ

これの取り決めは無効である、と判決した。この判決に係る Placitum が聖 Denis 修道院〔=原告〕に交付された 廷は、Beroaldus〔=被告〕によって提出されたウワクンデや、Beroaldus〔=被告〕と Ermelenus との間の他のあれ が自分に交付したウワクンデを提出した。[聖 Denis 修道院〔=原告〕が何を証拠として持参したかは分からない]。法 (Bergmann, S. 154)。〔再構成されたこのウワクンデの作成年は Nr. 95のそれよりも六年~一六年早い〕。 〔=原告〕と Beroaldus〔=被告〕との間の争い。Beroaldus〔=被告〕は、自分の権利を証明するために、Ermelenus Ermelenus ないし Ermelenus の息子たち Chaglibert、Goddo が贈与あるいは売却した財産をめぐる聖 Denis 修道院

角討

横幅は当初一九○/二○○㎜であったが、その後、パピルスの両横の紙葉が切断され、その両横の幅は今ではそれぞれ およそ八五㎜ほどである。字間は二〇-三五㎜で、下に行くにつれて狭くなっている。時々、別人の手になる文字跡が 【形式など】パピルスの大きさは横と縦それぞれ九○○×三一○/三一五㎜で、六紙葉から作られている。六紙葉の

見つかっているので、このパピルスにも別の文書が貼り付けられていたようである。

Sigillum(印章)について、Kölzer は説明を加えていない。翻刻されたこの Placitum に、Sigillum(印章)の位置を

示す略記号はない。

されているからである。したがって、本 Placitum は、内容的に似通っている、上の Nr. 93, 94と比べると時間的にあと 本 Placitum 作成時点では、Ermelenus の息子の Chaglibercthus も死亡している。quondam Chaglibercthus と表記

のものだ、ということになる。

【人名】本 Placitum に陪席判決人の一人として出てくるレフェレンダールの Uidrachadus は、Kölzer 本 Diplomata,

Nr. 96〔Chlothar III. は、このウワクンデにより、自分の母 Balthild が創建した Corbie 修道院を王国全土において諸関 税と通行料から解放している〕に出てくる Uidrehadus と同一人物であると考えられている(Ebling, S. 227)。

Rouen [地図Ⅳ参照] の司教に就任している。 同じく陪席判決人として出てくるレフェレンダールの Ansebercthus は、Audoenus(六八四年死亡)の後任として

前を連ねていない。 本 Placitum において確認の署名をしているレフェレンダールは Madroaldus である。 彼は、陪席判決人としては名

【開廷地】【作成地】【係争対象所在地】は不明。

(©) Nr. 103 (31) (Kopie, unechte, 664 /65 Oktober 24, Masolago (Mâlay-le -Petit?))

図V参照〕にある聖 Bénigne 修道院に帰属することが認められた。 要旨: Chlothar III. の Placitum. この Placitum において (Elariacum [Larrey-sur-Ouche] ヴィラ(villa)が Dijon [地

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち 同志社法学 六三巻七号 二 (三〇三五)

六三巻七号

討

全てと共に同 Benignus〔Bénigne〕聖堂に譲渡したのであるが、ある者〔=被告〕たち(ipsi homines)が同ヴィラの 明らかである Benignus 〔Bénigne〕聖堂の大修道院長〔=原告〕の代理人たちが来て、良き思い出である、余の祖先 〔St-Bénigne〕がご遺骸で安らい給う、そして高貴なる人(vir venerabilis)WIfechramnus 大修道院長が御座すことが 時、そこに、oppidum Diuione〔ディジョン市〕に建立され、気高き殉教者 (preciosus martir) Benignus 訴え(causae)を聞きそして公正に審理することにより(iusto iudicio)その訴えに決定を下す(terminare)べくいる におけるその職務に関わり現在余に忠実に仕えていることが明らかである、余の宮中伯 Audobellus と共に、あらゆる Masolago〔Mâlay-le -Petit?〕にある余の宮廷にて、使徒の後継者たち(apostolicis viris)であり余の父たちである司教 従い(iuxta legum)、厳格な判決(severitas)が求められなければならない。それ故に、余が、神の御名において、 でかつての国王たる君主 Guntram は昔死後寄進ウクンデにより (per testamenti sui paginam) Elariacum たち、偉き者たち(optimates)、そして余の宮廷のその他ミニステリアーレたち(ministria〔家人たち〕)、そして宮廷 ち蒸し返されるようなことは決してない、のは明白なことだ、と言えるように、余に対して、神の御名において、法に は司祭たちが全ての事の訴訟(negocia)のために来たことは知られているところであるが、訴え(questio)がこのの を起こすたびに〔= xxx の内側にある Quotiens 〕また訴訟を起こした際、余そして余や諸教会の誠実の士たちあるい [Larrey-sur-Ouche :ウシュ川の向こう側にあるラレイ] と呼ばれているヴィラを、付属物あるいはそこに帰属する物,テレイシュルウシュ (C.) xxx フランク人の王 Chlothar 尊き人 (vir inluster.) Quotiens xxx 何人かが余の宮廷にあれこれの訴訟 (iurgia)

Benignus〔Bénigne〕の修道院〔=原告〕からこののち遠ざけられる、と、余の誠実の士たちによって決定が下された な紳士たちから、同君主 Guntram ないしは他の国王たちの贈与ウワクンデ(cessio)をあるいは同地域に係る別のウ デに書き〕留められている所での同国王の贈与により、〔被告たちの〕両親が〔同地域を〕獲得したことは確証されて hominibus)ことは明らである。それに対して、先の者〔=被告〕たちは、国王 Guntram が同 Elariacum 荒地を開墾した、そのことの故に申し立てを行い、その者〔=被告〕たちについて訴えた(repetere a quibusdam らし、またそこで土地をあるいは大方の所で(per loca plurima)牧草地を奪い、あるいはブドウの木を植えあるいは 入れた土地(terra)を同聖堂の持ち分として返還することを拒み、また同地域(ager)の森という森をことごとく荒 の前任者であるかつての大修道院長 Richimarus あるいは使徒の後継者である偉大な御方 Bertoaldus 司教が先の者〔= (inventum est)。〔しかるにそのあと〕なおも、先の者〔=被告〕たちは、先の Welfcharannus〔上記では WIfechramnus〕 べた(percursas)のち、同 Elariacum〔Larrey-sur-Ouche〕地域につきいかなる喪失も侵害も偉大な御方(dominus) その後所有することはなかった、と即座に自白した。そこで、両当事者の確認ウワクンデ(confirmatio)を読み、調 たちは、自分たちが提出した以上には、別のどのようなウワクンデ(instrumentum)も確認ウワクンデ(firmatio)も ワクンデ(instrumentum)を所有しているか否かを直ちに申し述べるべし、と求められた。しかして、その者〔=被告i く確認されるべきである、と同聖堂〔=原告〕の代理人たちに向かって主張した。その者〔=被告〕たちは、余の偉大 いるのであり、このことの結果その者〔=被告〕たちは相続に基づいて全てを所有したのであって、この点はことごと 〔Larrey-sur-Ouche〕地域を聖 Benignus〔Bénigne〕のメモリアル聖堂に譲渡したとされるその時から、読むためにた。テレイシュルウシュ 境界内に留まってほとんどの所からこれ以上ないほど多く略奪をしたりあるいは自分たちの下に留め置き、そして手に った今提出した国王ウワクンデ(praeceptio)によって、その者〔=被告〕等の祖先である両親への、〔国王ウワクン

また審理されたのであれば、同 Elariacum〔Larrey-sur-Ouche〕地域につき、国王 Guntram が死後寄進ウワクンデに ことを決定した。〔それ故に〕、両当事者間の本件訴訟(hac causa)が上述のように規則に従い(per ordinem)行われ・ Audobellus] が証言した (testimoniare) [=訴訟の結果を [余に] 再現した] 如く (・・・in quantum) 判決する (decrevisse) を提出した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Audobaldus〔上記では をめぐって激烈な争いをし、そして境界を調べて歩き境界標識を置いたことに係る約定〔=和解〕ウワクンデ(pactio) 被告〕たちあるいはこの者らの両親との間で同 Elariacum 〔Larrey-sur-Ouche〕ヴィラの境界内のほとんどの所の帰属

よってそこで譲渡した範囲において、先の者〔=被告〕 たちの確認ウワクンデ(confirmatio)あるいは〔国王 Guntram の〕

aquis)、そしてその他の諸所の(per alia loca)、もろもろの同ヴィラの付属物(adiacentibusque suis)というような、 ちの牧草地、あちこちの森、あちこちの牧場、あちこちの水源(terris, curtiferis, casis, vineis, pratis, silvis, pascuis ずこの地においてであれ、あちこちの土地、あちこちの屋敷地、あちこちの村の住まい、あちこちのブドウ畑、あちこ あること、そうようなことなく、〔同聖堂〔=原告〕は、〕同 Elariacum 〔Larrey-sur-Ouche〕 地域においてあるいはい また、この件につき(de hac re)、こののち、訴訟(causatio)の無からんことを、余は命ずる(iubemus)。 原告〕たち・修道院長に服する者たちの側に〔本判決に基づき〕こののちいつまでも(omni tempore)留まらんこと、 も無く所持し所有すること、そして〔同ヴィラが〕神の御名において聖 Benignus〔Bénigne〕同聖堂の大修道院長〔= これまで所持していたと認められる物を完全な権利を持って(cum omni jure)不安も無く誰かある者による返還請求 めぐり(per ipsas)何らかの訴訟(causatio)が〔被告人たちによって〕再び蒸し返されてはならないことは明らかで 後継者である国王たちによって作成されたその他諸々のウワクンデは排除され無効とされること、こののち、同地域を

Abbelenus が確認しそして国王たる余の治世の八年目、十一月九日に授与した、幸あれ、アーメン。司祭 Airardus

7

Kölzer, Merowingerstudien II, Monumenta Germaniae Historica Studien und Text, Bd. 26, 1999, S. 88〕、現在は、書式 および記述内容からみて偽文書であると考えられている。 【形式など】この Placitum は、個々の点は別にして全体として判断をするならば真正なものだ、とされていたが〔Theo

Kölzer, S. 88も参照〕。 から「求められなければならない」までは、ほかの Placitum にはほとんど見あたらない書き方である〔すぐ右の いる。本 Placitum で言うと、書き始めの「何人かが・・」から「・・いる時」までの間の文言中の「何人かが・・」 書式で言えば、例えば、Arenga に相当する「決まり文句風導入句」の書き方がほかのものと違うことが指摘されて

は私文書を彷彿させるものであるということも指摘されている。その点と関係していることなのか、確かに、本 また、本 Placitum の尾部の定式文である Eshatokoll の書き方、すなわち「Abbelenus・・・署名した(S.R.)」まで

Placitum の尾部におけるように、二人の人間(本 Placitum では Abbelenus と司祭 Airardus)が確認行為をしている事

例はほかにはない〔すぐ右の Kölzer, S. 88も参照〕。

記述内容で言えば、ほかの Placitum に見られないのが、宮中伯に対する賛辞、すなわち次の引用文中の傍線を引い

Audobellusと共に・・」。 た文言である。「・・宮廷におけるその職務に関わり現在余に忠実に仕えていることが明らかである、余の宮中伯

被告たちの名前も書かれていない。さらには、「・・、余の誠実の士たちによって決定が下された(inventum est)」

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

係者たちの間でかつて起きた、今回とは別の紛争を決着させたウワクンデである。しかも、その内容は、それを提出し クンデ)を提出するという、普通には理解しがたいことが行われている。この pactio は、今回の被告、原告やその関 あと、すなわち判決が下ったそのあとに、「・・なおも、先の者〔=被告〕たち・・」が pactio(約定 〔=和解〕ウワ

正なものである、とかつて判断されたのはおそらくこのことを根拠にしてのことなのであろう。 あるいは、真正の Placitum がモデルにされて作成されていることなどの指摘をしている(S. 266)。本 Placitum は真 Kölzer は、本 Placitum は最初と最後の部分を別にすれば Placitum としての書式の骨格を持っているということ、

た被告たち自身の今回の主張に正当性が無いことを証明するものなのである。

St. Benigni Divionensis saec. XI. membran. in. Bibl. Divionensi の編者によって一〇六六年には知られていた、と述べ さらに、Kölzer は、本 Placitum の成立年代を一〇三一年頃と推定しているし、この Placitum の存在は Chartular

ている (S. 266)。

本 Placitum は、フランク王国南東方向の部分王国ブルグンド(Burgund. ロワール、ローヌ両川地域〔Loire- und

Rhônegebiet〕。首都はオルレアン〔Orléans〕。地図Ⅵ)在住の者を受領者とする唯一のものである(Kölzer, S.265)。 試訳では、severitasを「厳格な判決」と訳している。この訳語の出典は、Gerhard Köbler, Liber Exquisiti Xenii

写しではあるが、Sigillum(印章)が押されていた場所だと推測させるスベースが確保されている。

1999で、Köbler は、severitas にErnsthaftigkeit, Strenge, strenges Urteil をあてている。

【国王】試訳中の国王 Guntram は五三二年頃生まれ。フランク国王の一人として、五六一年から五九二年まで

【開廷地】Masolago 〔Mâlay-le -Petit ? :地図Ⅱ-21〕。パリから南東へ一○○㎞ほどの所にある。

Orléans〔地図V参照〕を本拠地とする分国を分割統治している。

【作成地】Masolago [Mâlay-le -Petit ? :地図Ⅲ-21]。

どの所にその地名があるが、その地に関係しているのであろうか。このような疑問符付で地図Ⅳに地名番号を入れてお 【係争対象所在地】Elariacum〔Larrey-sur-Ouche?:地図Ⅳ-17〕ヴィラの Larrey は、パリから南東へ一七○㎞ほ

(P) Nr. 126 [34] (original, 682, juni 30, Lusareca (Luzarches))

いた。

共に宣誓した Bactilioneualle [Bailleval] ヴィラ(villa)について、Acchildis の訴えは退けられている。 要旨: Theuderich III. の Placitum. この Placitum において、Amalgarius が自分に所有権のあることを宣誓補助者と

六八二年六月二〇日 Lusareca [Luzarches]

計

あれこれの反駁の中で、先の Bactilioneualle〔Bailleval〕にある同土地(terra)については、同 Amalgarius〔=被告〕 与えられるべき物であった、Bactilioneualle〔Bailleval〕と呼ばれている villa にある自分の取り分(portio)を、自分 やあるいはまた彼の父親 Gaeltramnus とで三十年と〔さらに〕一年の間、ある時に途切れてしまうということ無く所 の母親の死後、Amalgarius 〔=被告〕が不法に略奪した、と申し立てた。このことの故に、同 Amalgarius 〔=被告〕は、 訴えた(interpellavit)際、その Acchildis〔=原告〕は、自分の母親 Bertane の持ち分(pars)からかつて当然適法に 〔Compiègne〕にある余の宮廷にいる時、Acchildis〔=原告〕という名前の女性がそこに来て Amalgarius〔=被告〕をコンピエーニュ xxx フランク人の王 Theoderich v. inl. xxx 過ぐる日、余と余の偉大な紳士たちが Compendium

Amalgarius [=被告] やあるいはまた彼の父親 Gaeltramnus とで三十年と [さらに] 一年の間常に所持し所有している・ で偉大な御方 Martinus のマントに向かい、先の Bactilioneualle〔Bailleval〕にある同土地(terra)については、同 持し所有していた、と主張した。かかる状況の下で、余の偉大な紳士たちによって、同 Amalgarius〔=被告〕に対して、 六人の宣誓補助者と共に、自らを七人目として、改めて、六月三十日に、様々な秘密が残らず消え失せし、余の礼拝堂

その年数に不足は決してない・潔白である、との宣誓をすること以外に、同土地についていかなる義務も負うていない、

被告〕は、〔開廷日に〕出廷するという彼の義務(placitum)の故に、彼の宣誓補助者と共に宣誓をすべく、Lusareca と一斉に〔=口を揃えて〕宣誓(conjurare)をするよう、判決が下された(judicare)。そこで、先の Amalgarius〔=

precepcionis)が作成されて交付される。それ故に、それをめぐって彼等の間で紛争が生ぜしめられた、先の の結果を〔余に〕再現した〕如く判決が下された (judicare)、そして余の公正なウワクンデ (nostras equalis 被告〕が適法に義務を果たしまた Amalgarius 〔=被告〕と同じく彼の宣誓補助者たちが〔一言一言〕決まり文句の通 り宣誓を行いしことは明らかなり、と、余の宮中伯である、尊き人 Dructoaldus が証言した(testimoniare)〔=訴訟 〔Luzarches〕にある余の宮廷に来た。然るが故に、〔余により、〕同 Amalgarius〔=被告〕に対して、Amalgarius〔=

Bactilioneualle [Bailleval] の同土地については (ipsa portione)、先の Amalgarius 〔=被告〕が同 Acchildis 〔=原告〕 やあるいはその相続人たちに対抗して〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有するよう、余は命ずる(iobimus)。

(C.) Erdiinberthus が確認した (S. R., N. T.)

(S. I.) さようなら

(C.) 余の治世の七年目、六月三十日にて授与された、Lusareca [Luzarches] にて、神の御名において、幸あれ。

解説

【形式など】 本 Placitum には細長い羊皮紙が使われていて、上の方の幅が広く下に向かって幅が段々狭くなる帯び状 (横 一九五/二三七㎜-縦三七〇/四二七㎜)になっている。行間はかなり狭い上に、五/六㎜から三/四㎜へと下方に行

直径二五㎜の Sigillum(印章)が残っている〔図4:a〕。円形である。

く従い段々狭まっている。

年間の所有ののちは「権原の証明は不要である」というローマ法上の原則に立ち返るものであるいう(H 試訳中にある、「三十年と〔さらに〕一年の間」ヴィラを所有しているという Amalgarius〔=被告〕の主張は、三十

崇められていることを示す、確認できる最古の事例であるという(以上、Kölzer, S.320)。 Schmachtenberg, in: Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte〔以下、HRG と略記〕, 1. Bd., 1971, S. 1007)。 試訳中に、「偉大な御方 Martinus のマント・・」という文言があるが、これは、聖 Martin のマントが聖遺物として

familiaris stipe(stirpe)aspernat contendere ; comositum diam(=diem)come vertit(国王の面前で家産を原因とし 族で争うことを〔国王?は〕拒絶する;審理の日に伯は在廷する)ではないかと注記されている(Kölzer, S.320)。 試訳中の最後にある(S. R., N. T.)中の N. T.(ティロ式速記文字)で書かれている文言は、palam princeps ex rei-

れたあとアウストラシアの君主としても受け入れられ全王国の王となった、そして、この状況は、カロリング家の絶対 的優位を決定づけた、六八七年の Tertry の戦いのあとも続く。しかし、Theuderich III. もまた「名ばかりの国王たち」 を分割統治した。アウストラシア(Austrien)〔以上、地図Ⅵ〕を分割統治した国王 Dagobert II. が六七九年に暗殺さ 六五六年の生まれで、六七五年からフランク国王の一人としてネウストリア(Neustrien)とブルグンド(Burgund) 【国王】Theuderich III. はフランク国王の一人で、Lexikon des Mittelalters, Bd. VIII, 2003, S. 688によると六四九/

六三巻七号

の一人であったことには変わりはない。

ダールの Erdiinberthus はほかには出てこない。宮中伯 Dructoaldus は、Kölzer 本 Diplomata, S. 308 – 310の Nr. 121に 【人名】紛争当事者については、本 Placitum 記載以外のことは分からない。本 Placitum を確認しているレフェレン

登場するレフェレンダールと完全に一致している。

【開廷地】Compendium〔Compiègne :地図Ⅱ-15〕。パリから北北東へ直線距離で六○㎞ほどの所にある。

【作成地】Lusareca〔Luzarches :地図Ⅲ-19〕。パリから北方向でやや東にずれた三○㎞ほどの所にある。

やや東にずれた五〇mほどの所である。 【係争対象所在地】係争地である Bactilioneualle〔Bailleval :地図Ⅳ-3〕ヴィラの Bailleval は、パリから北方向で

もオリジナルの文書がどのようなものかのイメージを持ってもらうためである。手書き文書の解読能力は私にはない。 と翻刻(Kölzer 本 Diplomata, Bd. I, S. 319-320)〔図2〕を掲載しておく。Placitum の写真版を掲載するのはあくまで 【その他】本稿の最後に、本 Placitum そのものを写した写真 (Kölzer 本 Diplomata, Bd. II の巻末掲載写真参照) 〔図1〕

(∞) Nr. 135 (35) (Original, 692 August 12, Captunnaco (Chatou / Châtenay))

Chrotcharius はずっと変わることなくその財産の適法な所有者であると主張しているのだが―]提出すべし、と命じ る財産をそれによって助祭 Chrotcharius が自分 [=Chunebercthus] に売却した、というウワクンデを [一助祭 要旨: Chlodwig III. の Placitum. この Placitum において、Chunebercthus は、四十夜の内に、地名の挙げられてい

六九二年八月一二日 Captunnaco [Chatou / Châtenay]

式沢

(C.) xxx 尊き人、フランク人の王 Chlodwig v. inl. xxx

superiore〔上の Bacio = Bezu-la-Forêt〕そして Bacio supteriore〔下の Bacio = Bezu-la-Long〕と呼ばれる所 precaria)によって所有した、Nialcha [Neaufles-St-Martin]、Childulfouilla、Buxsito [Boissey-le-Châtel]、Bacio resederit)、と、Chunebercthus〔=被告〕に確約し保証した、と主張した。それ故に、余の偉大な紳士たちによって、 Chrotcharius〔=原告〕に対していかなる義務も負わずまたいかなる要求も免れ続ける (ductus et securus 被告〕は、あれこれの反駁の中で、彼〔=被告〕は Chrotcharius〔=原告〕と同所につき契約を結び、その後この契 余が座す下で同売却ウワクンデを提出すべし、と Chunebercthus〔=被告〕に対して判決が下された。かくして、 Chunebercthus〔=被告〕が確約するその時から直ちに〔数えることが〕始まる四十夜ののち、直近の九月の二十日に 余の宮中伯である、尊き人 Ansoaldus が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕 Chunebercthus〔=被告〕にいかなる要求もしてはならず、Chunebercthus〔=被告〕はこののちいつまでも Chrotcharius〔=原告〕はこれに対して売却ウワクンデに基づき、Chrotcharius〔=原告〕は同所につき 約に関わり Chrotcharius〔=原告〕に代価を支払いまた Chrotcharius〔=原告〕の要求を実現した、そして を、Chunebercthus〔=被告〕は不法に留め置くことをし、その手に奪い取った、と申し立てた。Chunebercthus〔= ウワクンデによって(per vinditionis)Boso 自身に確実に確保した、あるいは、プレカリア・ウワクンデ(per sua 被告〕を訴えた(interpellavit)際、その助祭 Chrotcharius〔=原告〕は、彼〔=原告〕の前任者 Boso がかつて売却 余と余の偉大な紳士たちがいる時、高貴な人である助祭(diaconus)Chrotcharius [=原告] が Chunebercthus [= 〔=被告〕が棒を持ちいて (per fistuca) 約束し義務を負うたことは明らかである。

誓約するものとする。しかしながら、もし Chunebercthus〔=被告〕がこのことを為しえないならば、Chunebercthus Chunebercthus〔=被告〕がこのことを為しえたならば、〔原告と被告の〕双方は彼等の間の適法な契約につき相互に

件を原因とするかかるウワクンデを双方に作成すること、また双方がそれを受け取ることを命ずる(jussemus)。

〔=被告〕は、そののち、法(lex)がこの種の訴訟につき教えることを実行するものとする。それ故に、余は、この一

(C., N.T.) Abthadus が確認した (S.R.,N.T)。

余の治世一年目、八月十二日に作成したものが授与された、Captunnaco [Chatou / Châtenay] にて、幸あれ。 (S.I.) さようなら。

物によって書かれている。 Sigillum(印章)は残っている〔図4:b〕。直径二五㎜の円形である。 【形式など】本 Placitum は、二五三×二五三/二五五㎜の羊皮紙に、一〇-二〇㎜の字間で、署名を除き、一人の人

原告の Chrotcharius は、聖 Denis 聖堂の修道士と呼ばれている。試訳中の「四十夜」、すなわち eine Spanne von

サリカ法典(六世紀頃)五六章「裁判所に出頭することを蔑ろにする者について」の中には、「・・判決発見人が判決 anderthalb Mondzyklen(太陰循環期の一回半の期間 : Woflgang Sellert, Ladung, in HRG., Bd. 2, S.1339)に関係して、

したる、その日より後:すなわちその日より四十夜裁判廷においてまたも彼のために日没までの期限が置かれたるに:」 (久保正幡訳『サリカ法典』創文社、昭和五二年、九四頁以下) という文言がある。

試訳中の「法(lex)」は「決まり文句」として持ち出されているだけであって、特別の意味は持たない、と Kölzer

ことに考慮すべき点があるのではなかろうか。 は述べている(S. 343)が、仮にそうであるとしても、lexが「決まり文句」の一つとなるほどに意識されているその

証を対外的に目に見える形にするための象徴物である。 試訳中の「棒を持ちいて(per fistuca)」の「棒」は、義務の履行とかある事柄に対して誠実であることの厳粛な保証

紛争対象地 Bacio は、あとの Nr. 167でも紛争対象になっている。

【国王】Lexikon des Mittelalters, Bd.II, 2003, S. 1867によると、Chlodwig III. は六七七年頃に生まれ、六九○/六九

年頃に王位を継承しているので、一三/一四歳頃にフランク王国の国王に就任したことになる。

【人名】原告の Chrotcharius 助祭は、あとの Nr. 141にも登場する。被告 Chunebercthus はほかのところには出てこ

【作成地】作成地 Captunnaco については、それが Chatou〔地図Ⅲ-12〕であるのかそれとも Châtenay-Malabry〔地 【開廷地】記載がない。

図Ⅲ-13〕であるのかの争いがある。Chatou はパリの中心地からほぼ西へ一三㎞ほどの所、Châtenay-Malabry はパリ

中心地からほぼ南南西へ一〇mほどの所である。 【係争対象所在地】Nialcha〔Neaufles-St-Martin, Eure :地図Ⅳ-33〕はパリから北北西へ六○㎞ほどの所。Buxsito

Bezu-la-Forêt:地図Ⅳ-1〕はパリからほぼ北西へ八○㎞ほどの所。ベス-ラ-ゥ*レ 〔Boissey-le-Châtel :地図Ⅳ-9〕はパリからほぼ西北西へ一二○㎞ほどの所。Bacio superiore〔上のBacio=

Bacio supteriore〔下のBacio = Bezu-la-Long〕については、そのものの現在地名は確認できないが、

Diplomata, Bd. II. S. 728ら Namenregister ジゼ′Bacio supteriore (or.), Bezu-le-Long, Eure, arr. Andelys, cant. Gisors

ほぼ北西へ七○㎞ほどの所である。「上の Bacio」と「下の Bacio」の間の距離は一○㎞ほどか。Childulfouilla が現在 comm. Bezu-St-Éloi とあるので、この comm. Bezu-St-Éloi のどこかは分からない。 〔地図Ⅳ-2〕で位置確認をしたところ、そこはパリから

(σ) Nr. 136 (37) (Original, 692/93 November 1, Lusarca (Luzarches))

ということが認められている。 レカリアとして所持しているのだ、と主張する Nocitum [Noisy-sur-Oise] の財産は聖 Denis 聖堂に帰属する財産だ、 要旨: Chlodwig III. の仮装裁判に係る Placitum. この Placitum において、修道女 Angantrude が、自分がそれをプ

六九二:六九三年一一月一日 Lusarca [Luzarches]

計

いる時、余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その偉大な御方 Denis がそこにご遺骸で安らい給う聖堂 伯の Marso と共に、あらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより(ricto iudicio)その訴えに決定を下すべく にまた尊き人たちでセネシャル(seniscalcis - senescalcus)の Benedictus と Chardoinus、 Nordebercthusと Ermenfridus、尊き人たちでグラフィオ(gravionebus - grafio)の Madelulfus と Erconaldus、さら Constantinusと Griboと Ursinianus、さらにまた尊き人たちで偉き者 (optimatis - optimas) の Ragnoaldusと 宮廷で、キリストの下にある使徒の後継者たち(apostolicis viris)であり余の父たちである司教の Sygofridus と (C. N.T.) xxx フランク人の王 Chlodwig v. inl. xxx 余が、神の御名において、Lusarca [Luzarches] にある余の あるいは尊き人で余の宮中

した、そしてそれに対して同 Angantrude〔=被告〕は同ウワクンデやプレカリア ウワクンデにつき、その作成を請う 同 Chaino 大修道院長〔=原告〕あるいは同 Chaino 大修道院長〔=原告〕の聖 Denis 聖堂にウワクンデによって寄進 原告〕の聖 Denis 聖堂の側に寄進をしたか、さらにまた、〔将来に亘り〕自らこの寄進に係る証人であろうと決意して Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕ヴィラにつき、同 Chaino 大修道院長〔=原告〕の側にあるいは同 Chaino 大修道院長〔= デは手渡された。さて、同 Angantrude〔=被告〕が直ちに出廷した時、同 Angantrudis〔=被告〕に対して、同 れ〔=同ヴィラ〕を所有することになったプレカリア ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。これらウワクン 同ウワクンデや、また、同 Angantrude〔=被告〕がそれによって同大修道院長〔=原告〕のベネフィキウムとしてそ 道院長〔=原告〕は、Angantrude〔=被告〕は Le Chambliois 地域圏(pagus)にある、Nocitum〔Noisy-sur-Oise: られる神に一身を捧げし〔=修道女〕Angantrude〔=被告〕を訴えた(adversus...suggeribat)際、その Chaino 大修 の高貴なる人 Chaino 大修道院長〔=原告〕が来て、Ebrulfus の娘で故 Ingobercthus の寡婦の、そして尊き御方であ たし・何人に対してもこの寄進に係る証人であり続けたし・今後とも証人であるつもりだ、というように自白した。そ 被告〕やその夫の Ingobercthus が何らかの方法での獲得により同ヴィラで所持し・あるいは所有していたもの全てを もたらす様々な物(meritum)や、ヴィラに帰属する・あるいはヴィラの一部をなす付属物と共に、同 Angantrude〔= いたかが質問された。そこで、同 Angantrudis〔=被告〕は、先の Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕ヴィラにつき、収穫をいたかが質問された。そこで、同 Angantrudis〔=被告〕は、先の Nocitum〔ハoisy-sur-Oise〕ヴィラにつき、収穫を よって同大修道院長〔=原告〕に寄進した、と申し立てた(dicirit)。そのことの故に、Chaino 大修道院長〔=原告〕は、 れや何らかの方法での獲得により同ヴィラで所持し・あるいは所有していたもの全てをそっくりそのままウワクンデに ヴィラの一部をなす付属物と共に、同 Ingobercthus や先の Angantrude〔=被告〕が両親の遺産としてまた同じく買入 オワーズ川の向こう側にある Noisy〕と呼ばれるヴィラ(villa)につき、様々な収益や、ヴィラに帰属する・あるいは

Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕ヴィラにつき、様々な収穫をもたらす物(meritum)やヴィラに属するまるごと全てのも、、トットットートッルートットットートット 定した、それ故に、先の Chaino 大修道院長〔=原告〕あるいは Chaino 大修道院長〔=原告〕の聖 Denis の側が同 は明らかなり、と証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse)ことを決 余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Marso が、本件訴訟がかように行われたこと

その相続人たちによる返還請求も無く、〔本判決に基づき〕 こののちいつまでも所有するよう、 余は命ずる (iobemmus); のと共に、調べられた(inspecta)ウワクンデに基づき、同ウワクンデが明示する如く、同 Angantrude〔=被告〕や

そして同 Chaino 大修道院長[=原告] やその後継者たちあるいは聖堂の代理人たちによって今後必要とされた場合には

同 Angantrude 〔=被告〕 やその相続人たちは同ヴィラにつき何人に対しても証人として同 Chaino 大修道院長 〔=原告〕

(C., N. T.) Chlodoinus が確認した (S. R., N. T.)。

〔等〕を弁護するよう努めることを、〔余は命ずる〕。

(C.) 余の治世の二年目、十一月一日に授与された、Lusarca [Luzarches] にて、神の御名において、幸あれ。 (L.S.) さようなら。

を除き、一人の人物によって書かれている。 試訳冒頭の(C. N.T.)のティロ式速記文字の部分は In nomine Dei(?)(神の御名において?)、試訳の最後の方の(C., 【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二三五/二六〇×五〇三/五一五㎜の羊皮紙に、一五㎜の字間で、署名

N. T.)のそれは ante(「・・の前で」などの意味)、(S. R., N. T.)のそれは、existimans pro majore lectus. Marso re

と解読されている(Kölzer, S. 345-346)。 ac (=hac) acta dixit (卓越したマヨールの面前にて判決を下す) Clod-i-us (!) subscripsi (Clod-i-us (!) が署名する)、

Sigillum(印章)は一七二一年にはまだそのままであったが、そのあといずれかの時点で失われ、 残っているのは直

径二○㎜の円形の押印跡である。

レンダールの Chlodoinus はほかには出てこない。 の夫の故 Ingobercthus はパリの comes(伯)であったようである。宮中伯 Marso、本 Placitum を確認しているレフェ 【人名】被告 Angantrude の父 Ebrulfus は Chlodwig II. のもとでのグラフィオ(grafio)であった。被告 Angantrude

【開廷地】記載がない。

【作成地】Lusarca〔Luzarches :地図Ⅲ-19〕。

Lusarca 〔Luzarches〕は、Nocitum から南東へ六㎞ほどの所である。 【係争対象所在地】Nocitum〔Noisy-sur-Oise :地図Ⅳ-21〕。パリからほぼ北へ三○㎞ほどの所にある。作成地の アジー・シュル・オワーズ

10 Nr. 137 (36) (original, 693 Mai 5, Nouiento (Nogent-sur-Marne))

要旨: Chlodwig III. の Placitum. この Placitum において、保証不履行の故に、聖 Denis 聖堂に対する賠償金を支払

うべし、との判決が Ermenoald 大修道院長に下された。

六九三年五月五日 Nouiento (Nogent-sur-Marne) ノジャン・シュルマルヌ

同志社法学

討

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Chlodwig 尊き人々に (|v(iris)||inl(ustrebus)|) xxx

Ermenoaldus〔=被告〕が〔Sygofridus 司教の面前で〕声を揃えて宣誓をすること(menime faciebat)を行わなかっ 出廷するという義務を負う、ということで合意をした (placita inter se…habuerunt)。さらに続けて、もし同 れの符合〔=文面が同一の〕ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基づいて(per eorum noticias paricolas)〔開廷日に〕 の人間と共に自らを四人目として声を揃えて宣誓を行う(coniurare)ことのために、〔両当事者に交付された〕それぞ 原告〕に銀十リブラを支払う義務を負うという誓約を決してしなかった、と、〔被告 Ermenoaldus が〕四月中日に三人 Ermenoaldus〔=被告〕は同保証につき自ら約束し義務を負うたことは決してなかったし・先の Chaino 大修道院長 同 Ermenoaldus〔=被告〕は、自らがこの保証を Chaino 大修道院長〔=原告〕に与え、保証を履行する義務を負うと 向こう側にある Nogent〕にある余の宮廷で、同 Chaino 大修道院長〔=原告〕は、Ansebercthus 司教に係る、 について釈明をする義務を負う〔という合意をし〕た。かくして、両当事者はそれぞれの符合ウワクンデ〔記載の中間 た場合には、両当事者は五月一日に余の下に出頭する義務を負い、彼等の〔契約〕文書を双方で調べ、そして契約の件 原告〕に保証を与え・保証を履行する義務を負い・保証を履行しなかった場合には神の如き同 Chaino 大修道院長〔= 過ぐる日〔=原告の代理人たちがこのように宮廷に来る以前のある日〕、偉大な御方 Sygofridus 司教の面前で、先の同 の誓約をしたが、この保証を全く履行しなかった、と申し立てた(suggesserunt)。かかる争いに関係して、両当事者は、 百リブラと良質のブドウ酒百モディウスについての保証を高貴な人 Ermenoaldus〔=被告〕に先年負わせた・そして 偉大な御方 Denis の聖堂、すなわちその偉大な御方がご遺骸で安らい給い、高貴な人 Chaino 大修道院長〔=原告〕 (preesse) ことが明らかである聖堂の代理人たちが来て、Nouiento (Nogent-sur-Marne :マルヌ川の

inter se habuerunt initum)。然して先の Chaino 大修道院長〔=原告〕の同代理人たちは〔開廷日に〕出廷するという Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕につきその出廷を待ち(abiectissent)あるいは欠席(solsadissent)を確認した。 この義務(palcitum)の故に Nouiento [Nogent-sur-Marne] にある余の宮廷に来て、[開廷日に] 出廷するという義務 (palcitum) を、 判決〕に基づいて〔開廷日に〕出廷するという義務を負うことで〔過ぐる日〕そのように合意をするに至った(placitum 法(lex)が述べる如く三日間とそれ以上の日数果たしたことは明らかであり、そして、同

〔それに対して〕同 Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕の方は〔開廷日に〕出廷するという義務(palcitum)の故に出

同 Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕に代えて使者を送くることも、〔出廷できない〕止むを得ざる事

廷することも、

大な御方 Denis 聖堂の側のために、同代理人たちの側に、 Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕は同 Chaino 大修道院長〔=原告〕あるいは Chaino 大修道院長〔=原告〕 ことを決定した、それ故に、何であれ汝等の地方の法(lex loci)がこの種の訴訟につき教える賠償を、 たように、また、余の宮中伯である、尊き人 Uuarno が、同 Chaino 大修道院長〔=原告〕の先の代理人たちは裁判に 事者がそれぞれの符合ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基づいて本件訴訟について(pro ac causa)かの如く合意をし 情を届出ることもしなかったことが確認(adfirmat)されている。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、両当 う彼の義務をおろそかにした、と証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕 再現した〕 如く判決する (decrevisse) 出席するという彼らの義務を適法に果たした・そして先の Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕は裁判に出席するとい 汝等に対して判決が下されたところに従い の、偉

(C., N. T.) Aghilus が確認した (S. R., N. T.)。

distringentebus)、あらゆる方法で行い、その履行を拒絶しないよう、余は命ずる(iobemmus)。

L.S.) さようなら。

余の治世の二年目、五月五日に作成したものが授与された、Nouiento [Nogent-sur-Marne] にて、神の御名において、

7

幸あれ。

を除き、一人の人物によって書かれている。 【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二一二/二二五×三九二/四一五㎜の羊皮紙に、一三㎜の字間で、

Sigillum(印章)は残っていない。直径一五㎜の円形の押印跡がある。 試訳中に、lexという用語が二度登場する。先の(4)Nr. 135〔35〕で、そこに出てくる lex は慣用句以上の意味を

Denis 聖堂の修道僧)の法律文例(六五〇年から六五五年頃にかけてのもの。Marculfi Formulae, in: Monumenta

持たない、という Kölzer の見解に触れたが、ここでも、Kölzer はその意味で lex を考えている。マルクルフ(聖

にみる裁判のかたちの考察は後日予定しているので、この点の検討は宿題にしておきたい。 Germaniae Historica, Legum Sectio V., Formulae, hg. von K. Zeumer, 1886)との関係も指摘されている。「法律文例_

試訳冒頭の(C., N. T.)のティロ式速記文字は、in nomine dei(神の御名において)か。試訳最後の(C., N. T.)の

は法を示した)か(Kölzer, S.348)。 は、relegit er subscripsit publice (目を通し [=確認し] そして公に署名する)か、あるいは Wa-ar-no perhibuit ius (Waarno それは、ante(・・・の前で)あるいは in nomine dei(神の御名において)か。同じく試訳最後(S. R., N. T.)

paricolas)」の「符号ウワクンデ」については本文八三頁以下で説明する。 試訳中の「それぞれの符合〔=文面が同一の〕ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基づいて(per eorum noticias

【人名】被告 Ermenoaldus 大修道院長が何処の人であるかは特定されていないが、Sygofridus 司教の下での裁判との

関係で、パリの司教である Sygofridus の管轄区域の出であろう、と Kölzer は考えている(S. 347)。

○八㎞ほどの Rouen 〔地図Ⅳ参照〕のどちらかの司教ではないかと推測されている。Bergmann は、Rouen の司教の 方は六九○年にパリからやや北北東よりへ一六七㎞ほどの Hautmont の修道院に Pippin によって監禁され、六九二年 保証人を必要とした Ansebercthus 司教はパリから南東へおよそ二三〇㎞ほどの Autun かあるいはパリから北西へ一

/六九三年にそこで他界していることから、本 Placitum に出てくる Ansebercthus は Autun の司教であると考えている。

それに対して、Paul Fouracre は Rouen の司教であると考えている(Kölzer, S. 347)。

【開廷地】Nouiento〔Nogent-sur-Marne :地図Ⅱ-25〕。パリの中心地からほぼ南東へ一八㎞ほどの所にある。 ジャン・シュルマルヌ

【作成地】Nouiento〔Nogent-sur-Marne :地図Ⅲ-25〕。 ジャン・シュルマルヌ

【係争対象所在地】係争対象は保証という人的なものなので、したがって係争対象所在地はない。

Nr. 141 (38) (original, 694 Februar 28, Ualencianis (Valenciennes))

遺児 Ingramnus に対して、Ingramnus の父親からの相続財産として Ingramnus に帰属した、Baddanecurte 要旨: Chlodwig III. の Placitum. この Placitum において、Amalbercthus は、Chrotcharius 助祭が代理人をしている

〔Bayencourt〕の財産につき返還すべし、と判決されている。

六九四年二月二八日 Ualencianis (Valenciennes)

討

(C.) xxx 尊き人、フランク人の王 Chlodwig v. inl. xxx

Chrotcharius 助祭〔=原告代理人〕が、故 Chaldedramnus〔=原告の父〕の息子で遺児の Ingramnus〔=原告〕の訴 の訴訟を採り上げしことが明らかである尊き人 Nordebercthus が命じたところに従い、高貴な人(venerabilis vir) るいはその他多くの余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより (recta judicia) 〔そ ち(seniscalcis - senescalcus)Chugobercthus 並びに Landricus、さらにまた尊き人で余の宮中伯の Audramnus、 domesticus)Raganfredus、Maurilio、Ermenricus そして Leudobercthus、尊き人たちでレフェレンダーリウスたち Ghiboinus、Ermenteus、Madlulfus、Arigius そして Aurilianus、尊き人たちでドメスティクスたち(domesticis そして Modeghiselus、尊き人たちでグラフィオたち (grafionibus - grafio) Chrodmundus、Godinus、Sigofridus、 Magnecharius、Uualdramnus、Ermecharius、Chagnericus、Buccelenus そして Sigolenus、尊き人たちでコメスたち Uulfochramnus' の訴えに〕決定を下すべくいる時、余の命令と指図により(per nostro verbo et praecepto)遺児 Ingramnus〔=原告〕 (refrendariis - referendarius) Uulfolaicus、Aiglus、Chrodbercthus そして Uualdramnus、尊き人たちでセネシャルた (comitebus - comes) Anglibercthus' Ogmiris' Ettherius' Chillo' Adrebercthus' Adalricus' Ghislemarus' Ionathan' (apostolicis viris) であり余の父たちである司教たち Ansoaldus、Godinus、Ansobercthus、Protadius、 のために来て、Amalbercthus〔=被告〕という名の者を訴えた(adversus...repetibat) 余が神の御名において Ualencianis 〔Valenciennes〕にある余の宮廷でキリストの下にある、 だり (optematis - optimas) Godinus Nordobercthus Sarroardus Ragnoaldus Gunduinus Blidegarius Chaduinus、Turnoaldus、Consantinus、Abbo、Stefanus そして Gribo、あるいはまた尊き人たちで偉 使徒の後継者たち 際、 Sauaricus 父親 の同

Chaldedramnus〔=原告の父〕のものであった、Masso 川〔Le Matz. Oise 川の支流)の向こう側に(super)

|Baddanecrt(e)| [Bayencourt] と呼ばれる小フロンホーフ Fronhof(locellus)につき、Amalbercthus Chaldedramnus〔=原告の父〕の死後先の Ingramnus〔=原告〕から不法に略奪した、と申し立てた(dicerit)。それ [= 被告]

Chrotcharius〔=原告代理人〕は同 Amalbercthus〔=被告〕と共に本件訴訟のために〔開廷日に〕出廷するという義 initas)、その上で直ちに、余の符合ウワクンデにより、ほかの日に (alias)・すなわち二月二十四日に、 pluris〕 本件訴訟のために 〔開廷日に〕 出廷するという義務を負うことで合意することとし (placeta inter sehabuerunt

両当事者は〔これから交付される〕二通の余の符合ウワクンデによって〔per nostras equalis praecepcionis

Chrotcharius〔=原告代理人〕は Ualencianis〔Valenciennes〕にある余の宮廷に来た、そして Chrotcharius〔=原告代 理人〕が〔開廷日に〕出廷するという義務を適法に果たしたそのあと、あるいは Chrotcharius〔=原告代理人〕が同 務を負うことで合意をした(palcitum habuit initum)。然して、出廷するというこの義務(palcitum)の故に先の

Amalbercthus〔=被告〕につき無断欠席を確認したそのあと、Amalricusという名前の、Amalbercthus〔=被告〕の Amalricus〔=被告の息子〕に対して、Amalricus〔=被告の息子〕の父親が余の先の符合ウワクンデに基づき 被告の息子〕と Chrotcharius〔=原告代理人〕とが余あるいは先の者たちが座すなか訴訟のために出廷した時、 息子が来て、Amalbercthus〔=被告〕の無断欠席の件つき一方的に異議を唱えた。そして、そののち、 〔=原告代理人〕と共に〔開廷日に〕出廷するという義務を負うことで合意したことに鑑みて、 Amalricus (=

然るに、Amalricus[=被告の息子]は、証言命令に反する(contra racionis ordinem)先の無断欠席につき彼[=Amalricus Amalricus〔=被告の息子〕はいかなる命令に従い(ordine)本件訴訟のために出廷することを決めたのかが質問された。 被告の息子〕が異議を唱えたこと・彼 〔=Amalricus :被告の息子〕が本件訴訟のために出廷したことが明らかになっ

Chrotcharius

六三巻七号

は何であれ、何一つ欠けることなくあるいは付属物と共に、それが同 Chaldedramnus〔=原告の父〕によって所有さ ことを決定した。それ故に、先の Amalbercthus〔=被告〕は、[Baddanecrt(e)] [Bayencourt] と呼ばれる同小フロン Audramnus〔=宮中伯〕が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse) causa taliter acta vel iudicata seu definite fuissit, denuscitur)、と、先の者たちが報告をし、またさらに先の者 とを決してせず、止むを得ざる事情を届出ることもしなかったことが確認されている。そのあと、余は、余の偉大な紳 Chrotcharius〔=原告代理人〕は、法(lex)が述べる如く三日間とそれ以上の日数〔開廷日に〕出廷するという義務 直ちに棒(festuca)を用いて(per fistuga)〔誓約〕が行われたことは明らかである。そして、そのあと、 それ故に、Amalricus〔=被告の息子〕は、フェーデ権放棄補償金(exfaidus)および賠償金(fredus)として十五ソ めに、先の Chrotcharius〔=原告代理人〕にあらゆる方法で返還し、その履行を拒絶しないよう、〔また〕、かように れていたままに、賠償金を追加し(cum legis beneficium. 追加の賠償金と共に)、上記 Ingramnus〔=原告〕の側のた ホーフにつき、同 Chaldedrammus〔=原告の父〕が所持していた・あるいは死により遺せしことが明らかであるもの 士たちと共に、本件訴訟はかように行われ・また判決が下され・そして終結させられたことは明らかである(quod ac い〔そうすることを〕約束し義務を負うた、彼の保護主(mundiburdus)たる尊き人 Ermecharius の下に出頭するこ に対して〕同 Amalbercthus〔=被告〕は〔開廷日に〕出廷するという義務に従い来ることをせず、同ウワクンデに従 リドゥス〔の支払い〕を本件訴訟のために誓約する義務を負う、と判決された、また、それがために、そのように且つ た以外、既に段取り済みの本件訴訟のために斯様な次第で来たのだ、という明白な理由を示すことが全くできなかった。 (palcitum)を果たした、そして、同 Amalbercthus〔=被告〕につきその出廷を待ちあるいは欠席を確認した。〔それ

して、先の Chrotcharius〔=原告代理人〕は同小フロンホーフにつき同 Ingramnus〔=原告〕の側のために直ちに〔本

履行を拒絶しないよう、〔余は命ずる〕。 約した同十ソリドゥスを、Amalbercthus〔=被告〕は Chrotcharius〔=原告代理人〕にあらゆる方法で賠償し、その の間で起きぬよう、そして、先の Amalbercthus 〔=被告〕が同 Chrotcharius 〔=原告代理人〕に〔その支払い〕を誓 同じく追加し、それを返還することに努め、また、こののち、本小フロンホーフを原因とする予期せぬ訴訟が両当事者 elidiatum)よう、余は命ずる(Iubimus)。そして、Amalbercthus〔=被告〕は、収穫物あるいは家畜あるいは指し示 判決に基づき〕こののちいつまでも(omni tenmpori)所有し(habiat evindecatum)、その所有権を防御する(habiat し名を呼ぶことができるその他の物の何であれ、同 Amalbercthus〔=被告〕があるいはその従属民が同小フロンホー フから奪ったり減少させた物の何であれ、Chaldedramnus〔=原告の父〕が死により遺せし物の何であれ、賠償金を

(C.,N. T.) [Uuald (e) ramnus]が確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) さようなら。

余の治世の三年目、二月二十八日、Ualencianis [Valenciennes] にて授与された、神の御名において幸あれ。

解説

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二三七/二六九×五三〇/五四五㎜の羊皮紙に、一二㎜の字間で、署名

を除き、一人の人物によって書かれている。

Sigillum (印章) は残っている〔図4:c〕。直径二四㎜の円形である。

試訳中の「二通の余の符合ウワクンデによって〔per nostras equalis praecepcionis pluris〕〕という訳については注

(23) で説明をしている。

Exfaidus(フェーデ権放棄補償金)については、本文八七頁で説明している。

〔以下、Hilfswörterbuch 1と略記〕によれば、フロンホーフ Fronhof(locellus)は、主として八世紀から一二世紀まで Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker, 1. Bd., Verlag Francke, München 1964

やそう広くない土地から構成されているということであるが、本 Placitum は八世紀にもうすぐ入る頃のものであるの グルントヘルシャフト(荘園)の中心地で、領主の様々な住居(城館、領主邸宅、特に倉庫として使われる様々な農舎

で、Hilfswörterbuchの説明は一つのイメージを与えてくれると言える。

本 Placitum の中の lex も先の Nr. 137 [36] と同じように「決まり文句」である、と Kölzer 考えている

がある。原告代理人の Chrotcharius 助祭は、先の Nr. 135 [35] にも登場している。 【人名】被告 Amalbercthus について、ブルグンド(Burgund)〔地図Ⅵ〕の宮宰 Flaochad の兄弟であるという見解

として出てくる Uualdramnus とは違う人物であると考えられている。しかし、Ebling, S. 230-231は、同じ人物である Kölzer によれば、本 Placitum の最後に出てくる| Uuald (e) ramnus|は、最初の方に、尊き人たちで偉き者たちの一人

して出てくる Ermecharius と同一人物のようである(Kölzer, S. 355)。 被告 Amalbercthus の「保護主(mundiburdus)」とされている Ermecharius は、尊き人たちで偉き者たちの一人と

と考えている

Bergmann は、本 Placitum に出てくる司教たちなどの人物が誰かの検討を行っている(S.167 - 169)。

【開廷地】Ualencianis〔Valenciennes :地図Ⅱ-31〕。パリからほぼ北東へ一八○㎞ほどの所にある

【作成地】Ualencianis〔Valenciennes:地図Ⅲ-31〕。

【係争対象所在地】 Baddanecrt(e) | [Bayencourt :地図Ⅳ-4]。パリからほぽ北へ一三四㎞ほどの所にある。また、

開廷地・作成地からは、南西へ五○㎞ほどの所である。

(인) Nr. 143 (39) (original, 694 Dezember 23, Compendium (Compiègne))

ィラ(villa in Hosdinio in pago Belloacense)における持ち分がそこに付属する物を含め聖 Denis 聖堂に対して確認さ 違反金支払い〕の保証として大修道院長 Chaino に担保提供された、Belloacense 地域圏(pagus)にある Hosdinio ヴ 要旨: Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。本 Placitum において、他界した Ibbo によって、六百ソリドゥス〔の

六九四年十二月二三日、Compendium 「Compiègne」

Did:

(C.) xxx 尊き人、フランク人の王 Childebert v. inl. xxx

払いを】誓約したのであるが、同 Chaino 大修道院長〔=原告〕は、同 Ibbo〔=被告の父〕が願うので、Ibbo〔=被告 Theuderich が外征のために Auster〔Austrea あるいは Austrasia〕の諸地域に軍事遠征を行ったことが明らかなりしそ の父〕のために Ibbo〔=被告の父〕に代わってその六百ソリドゥスを賠償し、そして Ibbo〔=被告の父〕はその六百 の時に、他界せし Ibbo〔=被告の父〕という名の者は外征に参加しなかったので、そのために六百ソリドゥス〔の支 で安らい給う聖堂の Chaino 大修道院長〔=原告〕の訴訟のために来て、過ぐる年、かつての国王で余の父の 人で余のミニステリアーレの Aigobertus〔=原告代理人〕が、偉大な御方 Denis の聖堂、すなわちその御方がご遺骸 余が神の御名において Compendium 〔Compiègne〕にある余の宮廷で余の誠実の士たちと共にいる時、そこへ尊き

被告の父〕の息子の僧 Boctharius〔=被告〕はそこに直ちに出頭した際、父親の故 Ibbo〔=被告の父〕は Hosdinio と ンデによって Chaino 大修道院長〔=原告〕に譲渡あるいは寄進した、と申し立てた(suugerebat)。さて、Ibbo〔= るかの教会や何であれそこでの Ibbo〔=被告の父〕の所有物と共にそっくりそのまま、Ibbo〔=被告の父〕 ソリドゥスの代わりに Belloacense 地域にある、Hosdinio と呼ばれている地域の自分の持ち分を、そこに建立されてい のウワク

Ibbo〔=被告の父〕が Hosdinio と呼ばれている地域にある Ibbo〔=被告の父〕の持ち分につき Ibbo〔=被告の父〕の 修道院長〔=原告〕に譲渡あるいは寄進したかが質問された。然して、僧 Boctharius〔=被告〕は、自分の父親の

呼ばれている地域にある Ibbo〔=被告の父〕の持ち分につき Ibbo〔=被告の父〕のウワクンデによって同 Chaino 大

のウワクンデだ、と認めた。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、尊き人で余の偉き者(optimatis noster) に差し出した、そして、それは僧 Boctharius〔=被告〕等によって調べられ、僧 Boctharius〔=被告〕は、それがか 原告〕の保証人であった、と直ぐに自白した。そして Aigobertus〔=原告代理人〕は同ウワクンデを読むために直ぐ ウワクンデによって同 Chaino 大修道院長〔=原告〕に譲渡あるいは寄進した・そしてその後は Chaino 大修道院長〔=

先の Chaino 大修道院長 Ermenricus が、本件訴訟はかように行われたことは明らかである(quod ac causa taliter acta fuisset denoscitur)、と 被告〕に対抗してこののちいつまでも(omne tempore)〔判決に基づき〕所有し、また、同 Chaino 大修道院長〔=原告〕 Boctharius〔=被告〕の父親 Ibbo が先の地域で所持していた・あるいは死により遺せし物と共に、僧 Boctharius〔= 証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse)ことを決定した、それ故に、 〔=原告〕は Hosdinio と呼ばれている先の地域の自分の持ち分を、かの教会や何であれ僧

人として(in autoricio) Chaino 大修道院長〔=原告〕等を防御することに努めるよう、余は命ずる(iobimus)。 やその後継者たち(heredis)に必要が生じた場合には、僧 Boctharius 〔=被告〕やその後継者たち(heredis)

(C.,) Ryghinus が確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) さようなら。

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二四〇/二五五×四三七/四六五㎜の羊皮紙に、字間一五㎜で、署名を

(C.,) 余の治世の一年目、一月十日に授与された、Compendium [Compiègne] にて、幸あれ。

除き、一人の人物によって書かれている。

Sigillum(印章)は残っている〔図4:d〕。直径三三㎜の円形である。

regis)を殺害したる場合、それが證據立てられたる者は一萬二千デナリウスすなはち三百ソリズス責あるものと判決 六百ソリドゥスに関係して、Kölzer は、サリカ法典四一章第五法文「誰かがしかるにローマ人、国王御陪食役(conviva

せらるべし」、六三章第一法文「誰かが自由人を出征中に殺害し、しかしてその殺害せられたる者が國王の従士たらざ

勤務を命ぜられ、而してこれに全く従はざりし場合には、不快(egritudo)が彼を妨げたるにあらざる限り、六十ソリ 六○−六一頁)、リブアリア法典(七~八世紀)六五章第一法文「誰かが法律に従ひ國王の御用又は軍役或はその他の りし場合には、彼は二萬四千デナリウスすなはち六百ソリズス責あるものと判決せらるべし」、(前掲書『サリカ法典)

馬」が十二ソリドゥス、「眼の見える健康な牝馬」が三ソリドゥス、「鞘付の剣」が七ソリドゥス、「鞘無しの剣」が三 り眼の見える健康な牡牛」が二ソリドゥス、「角があり眼の見える健康な牝牛」が一ソリドゥス、「眼の見える健康な牡 一ソリドゥスがどれぐらいの価値を持つのかの参考になるのが、リブアリア法典三六章第一一法文である。「角があ

ズス罰せらるべし」(久保正幡訳『リブアリア法典』創文社、昭和五二年、八五頁)に言及している。

到せられたる鷹」が十二ソリドゥスに換算されている(同上三九−四○頁)。しかし、一ソリドゥスがどれぐらいの価 値を持つかの判断は難しく、機会を改めてこの問題に言及している文献に当たり、そこに書かれていることを整理した の楯」が二ソリドゥス、「馴到せられざる鷹」が三ソリドゥス、「鶴猟の用に訓練せられたる鷹」が六ソリドゥス、「馴 ソリドゥス、「良質の胸甲」が十二ソリドゥス、「飾のある冑」が六ソリドゥス、「良質の脚甲」が六ソリドゥス、「鎗付

(Austrien) への軍事遠征、すなわち、まだブルグント (Burgund) とネウストリア (Neustrien) [以上、地図Ⅵ参照] Ibbo が六百ソリドゥスを負担することになった背景は、国王 Childebert III. の父親 Theuderich III. のアウストリア

の二つの分国の国王であった Theuderich III. と分国アウストリアの国王 Dagobert II. との間の戦争である。

なっている。 【国王】 Childebert III. は六七八/六七九年に生まれている。死亡した兄のあとを継いで六九四年にフランク国王に

【人名】Ibbo については、本 Placitum に書かれている以上のことは分からない。

初に列挙されている「偉き者たち」の中にも登場している。 試訳中で、訴訟経過について国王に報告をしている「尊き人で余の偉き者 Ermenricus」は、先の Nr. 141 38

ミニステリアーレの Aigobertus について、Bergmann はあとの Nr. 149〔40〕に Palcituim の確認者として出てくる

Aigobercthus と同一人物であると考えている(S. 170)。

本 Placitum を確認しているレフェレンダールの Ryghinus はほかには出てこない。

【開廷地】Compendium〔Compiègne:地図Ⅱ-15〕。

【作成地】Compendium 〔Compiègne :地図Ⅲ-15〕。

西へ五一㎞ほどの Hodenec-l'Évêque〔地図Ⅳ-6〕のことか。Dieppe 郡あたりで、パリから北西へ五九㎞ほどの西へ五一㎞ほどの・オードン・ルベック 【係争対象所在地】Hosdinio im Beauvaisis の Beauvaisis とは Beauvais 郡のあたりで、Hosdinio とはパリからやや北

Hodeng-Hodenger〔地図Ⅳ-7〕ないしパリからやや西北西へ一二三㎞ほどの Seine-Maritime〔地図Ⅳ-8〕か。 Compiègne からやや南西へ四五㎞ほどの所に Hodenec-l'Évêque が、同じくやや西北西へ八八㎞ほどの所に

Hodeng-Hodenger が、同じくやや西北西へ一二九㎞ほどの所に Seine-Maritime がある。ォ ドン オドンジュ

$\binom{\mathfrak{O}}{+}$ Nr. 149 (40) (original, 697 März 14, Compendium (Compiègne))

Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕ヴィラを Thusoneualle 修道院に返還し、発生した損害を補償するよう判決を下されている。 要旨: Childebert III. の Placitum. この Placitum において、宮宰 Pippin の息子 Drogo は、自分が不法に領有した

六九七年三月一四日 Compendium [Compiègne]

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childebert 尊き人(々)に([v(iro)][inl(ustr)i]) xxx

Constantinus、Ursinianus、あるいはまた尊き人で宮宰の Pipinus、尊き人で偉き者たち(optimates)の Agnericus (apostolicis viris) であり余の父たちである司教たち Ansoaldus、Sauaricus、Turnochaldus、Ebarcius、Grimo、 余が神の御名において Compendium 〔Compiègne〕にある余の宮廷でキリストの下にある使徒の後継者たち

そして Ionathan、尊き人たちでドメスティクス (domesticis - domesticus) の Uulfolaecus、Arghilus そして Antenerus、Magnecharius そして Grimoaldus、尊き人たちでコメス(comitebus - comes)の Ermentheus、Adalricus

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

六三巻七号

父方の伯父の偉大な御方 Chardericus が自らの努力で建立した Thusoneualle 修道院の尊き人 Magnoaldus 大修道院長 に審理することにより(recta judicia)〔その訴えに〕決定を下すべくいる時、その〔=原告 Magnoaldus 大修道院長の〕 き人で余の宮中伯の Hociobercthus、あるいはその他多くの余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きそして公正 尊き人たちでセネシャル(seniscalcis - senescalcus)の Benedictus 並びに Ermedramnus、さらにまた尊

ばれる、故 Gaerinus に帰属していた・そして君主であり余の父である他界せる国王 Theuderichs の国王ウワクンデ が、Compendium [Compiègne] に建立されている彼〔=原告〕の聖堂の curtis で、Nocitum [Noisy-sur-Oise] と呼 〔=原告〕が来て、余の高権の慈悲を求めて、尊き人で余の宮宰 Pippin の息子の尊き人 Drogo〔=被告〕の代理人たち

またそれはDrogo〔=被告〕の妻 Adaltrutis にこれ以上ない正当さで適法に譲渡されたのだ、と反駁した。 ついては、彼〔=被告〕の義父で尊き人の故 Bercharius が交換によって同 Magnoaldus〔=原告〕から取得したのだ・ あるいはその他多くの物につき損傷を与え略奪した、と申し立てた。それに対して、Drogo〔=被告〕は、同ヴィラに (potestas)から不法に引き離しあるいは奪い、またそこで Magnoaldus〔=原告〕のマンキピアたち、家畜(pecunia) (praeceptio) によって国庫から同修道院に譲渡されたヴィラを Magnoaldus [=原告] やあるいはその修道院の領有地

Magnoaldus〔=原告〕は、さらにこれに対して、あたかも同 Bercharius〔=被告の義父〕とそのことについて話をし 約束〕をしたが、しかし、それを実行することは決してしなかったのであり・同 Bercharius〔=被告の父〕は同所有 一致をみたかの如く、自分たち〔=原告 Magnoaldus と被告の父 Bercharius〕はお互いの間で同ヴィラにつき交換〔の

暴力と不当な手段を用いて Magnoaldus〔=原告〕の領有地から奪い去ったのだ、と反駁した。〔かのように〕反駁を 地につき手袋をはめた手により(mano vestita)決して取得していない・先の Drogo〔=被告〕の代理人たちが不法に、

したので、先の者 Drogo〔=被告〕は、それでは Drogo〔=被告〕の義父は同 Magnoaldus〔=原告〕と交換を実行し

する予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう、 こののちいつまでも所有し、その所有権を防御する(habiat helitiatum)よう、そして、こののち、本所有地を原因と は、同 Drogo〔=被告〕やその妻 Adaltrutis、両者の相続人たちあるいは他の何人にであれ対抗して〔本判決に基づいて〕 呼ばれる所有地 が送った者たちがそこで略奪した物を返還する義務を負う、と判決が下され決定されたのは人の知る如くである。そし と直ちに返還する義務を負い、また、かの生産物、すなわちブドウあるいは穀物あるいは収穫物で、Drogo〔=被告〕 Thusoneualle 修道院に譲渡しただけのものを、同 Drogo〔=被告〕は清められた手によって(ad sana mano)このあ るいは余の偉き者たち等先の者たちによって、尊き人で余の宮中伯の Hociobercthus が証言した(testimoniare)〔= とができたのだ、ということについて明白な根拠を述べることができなかった。然して、偉大な御方である司教たちあ につき所有することができたし、同 Drogo〔=被告〕も自分の妻や自分の側のために同ヴィラにつき確かに所有するこ 下にその交換ウワクンデを差し出すことができているのか、と質問された。Drogo〔=被告〕はそこで同交換ウワクン たか・またそれでは両者はお互いにかかることの交換ウワクンデを作成したか・あるいは Drogo〔=被告〕は余の座す 余の父から国王ウワクンデ (praeceptio) によって Thusoneualle 修道院に譲渡しただけのものを、Magnoaldus [=原告] て、Drogo〔=被告〕はその結果その義務を受け入れた(quod ita et ficit)。それ故に、Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕と つき、君主であった余の父が国王ウワクンデ (praeceptio) よってそこで先の者 Magnoaldus 〔=原告〕の 訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く、Drogo〔=被告〕に対して、Nocitum〔Noisy-sur-Oise〕と呼ばれる同地域に デを差し出すことを全くしなかったし、また、斯く斯くしかじかの理由で同 Bercharius〔=被告の父〕は同ヴィラ(villa) (res)につき、Gaerinus がそこで所有していた・そして至る所で Gaerinus に帰属していた・そして 余は命ずる (iobimmus)。 アジー・シュル・オワー

(C., N. T.) Aigobercthus が Chaldebercthus に命ぜられ代わりに確認した (S. R., N. T.)°

(C.)余の治世の三年目、三月十四日に作成したものが交付された、Compendium [Compiègne]にて、神の御名に

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二九五/三二五×四〇二/四四一㎜の羊皮紙に、一三-一五㎜の字間で、

署名を含め、一人の人物によって書かれている。

Sigillum(印章)は残っている〔図4:e〕。直径三三㎜の円形である。

前者の意味でだけ使用されている、と考えている。Kölzerには、前者の事例も後者の事例も存在している。これまで 試訳した Placitum では、前者の事例が(2)Nr. 103〔31〕、後者の事例が(6)Nr. 137〔36〕、そしてこの Nr. 149〔40〕。 き人々に)であるのか、という問題があることは拙稿「国王 Placita」で紹介した通りである。Bergmann は、v. inl. は Placitum の最初の行に出てくる省略記号 v. inl. が vir inluster(尊き人)であるのか、それとも viribus inlustribus(尊

このようなケースは、本 Placitum が初出である。 本 Placitum の最後に出てくる Aigobercthus は、Chaldebercthus なる人物に代わって本 Placitum の確認を行っている。 残りは不明である

財産譲渡が行われた・したがって当事者はこのウワクンデを所持しているはずである、ということを明らかにするため praeceptio という用語が常に財産譲渡と結合して使われているので、財産譲渡の方式、すなわちウワクンデを作成して 試訳中に出てくる国王 Theuderichs の praeceptio を国王命令と訳すべきか、国王ウワクンデと訳すべきか迷ったが、

に praeceptio という用語を使用していると考えて、国王ウワクンデという訳語をあてた。

介しておいた。 告は敗訴している。拙稿「裁判のかたち」で、ある司教が、自分が原告である事件の陪席判決人になっている事例を紹 被告 Drogo は、本件の陪席判決人の一人である「尊き人で宮宰の Pipinus」の息子である。それにもかかわらず、被

まで紹介してきた Placitum との関係では初出である。Placitum 以外の文書を含めて、こののちこの用語法の用例に注 試訳中の「手袋をはめた手により(mano vestita)」「 清められた手によって(ad sana mano)」という用語法はこれ

意を向けるようにしたい。

Hociobercthus は Kölzer 本 Diploma, Nr. 141に出てくるセネシャル Chugobercthus と同一人物である(S. 121 f.)。 【人名】Ebling によれば、被告 Dorgo の義父は Neustroburgund の著名な宮宰であり(S. 77 f.)、宮中伯

先の(8)143〔39〕に出てくる、国王のミニステリアーレ Aigobertus と同一人物であると推定している。 【開廷地】Compendium〔Compiègne :地図Ⅱ-15〕。

Bergmann は、Chaldebercthus なる人物に代わって本 Placitum を確認しているレフェレンダールの Aigobercthus は

【作成地】Compendium〔Compiègne :地図Ⅲ-15〕。

【係争対象所在地】Nocitum〔Noisy-sur-Oise :地図Ⅳ-24〕。

ほどの所。Crouy-en-Thelle は Mours から北北東へ九㎞ほどの所である。 近くの Tussonval のようで、Mours はパリからやや北北西へ二九㎞ほどの所。Crouy-en-Thelle はパリから北へ三五㎞ 【その他の地名】Thusoneualle 修道院の Thusoneualle は、Mours 近くの Tussonval か、 あるいは Crouy-en-Thelle

同志社法学

同志社法学 六三巻七号

Nr. 153 (52) (original, 702 Februar (nach 20), Carraciao (Quierzy))

認されている。 Gammo が St-Germain-des Pres 修道院に対して Lemausus 修道院をかつて寄進したことが、この Placitum において確 要旨:Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。神に一身を捧げし女性〔=修道女〕Adalgude と他界せるその夫

七〇二年二月(の二〇日以降)、 Carraciao [Quierzy]

計

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childebert v. inl. xxx

Étampois] 地域圏(pagus)にある Lemausus と呼ばれる修道院につき、いずれの地域圏(pagus)にある物であれそ 飼育番たち付の〔家畜の〕群れ(greges cum pastorebus)、〔生計維持や安全確保の〕助けとなる物全て(praesidium)、 源(aqua)、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所(aquarius)、あちこちの川(decursio)、あちこちの製粉所(farinaria)、 被告〕の、Aigatheus なる名前の使者〔=被告代理人〕を訴えた(adversus...suggerebat)際、Stampinsis〔l' いる時、高貴な人 Chedelmarus 大修道院長〔=原告〕が来て、神に一身を捧げし〔、女子大修道院長〕 Adalgudis〔= ブドウ畑 (vinea)、あちこちの森 (silva)、あちこちの牧草地 (pratus)、あちこちの牧場 (pascuum)、あちこちの水 たち、〔解放されて自由になった〕自由人(liberti)たち、〔利用可能な〕あちこちの未耕作地(campus)、あちこちの あちこち住居(domus)、〔その他の〕あちこちの建物(aedeficium)、小作人(accola)たち、マンキピア(mancium) の付属物と共に(cum adiecencias)、すなわち〔利用可能な〕あちこちの農地(territorium)、あちこち直営地(villa)、 余が神の御名において Carraciao〔Quierzy〕にある、宮宰 Grimoaldus のヴィラ(villa)に余の誠実の士たちと共に と直ちに表明した、と余の宮中伯である、尊き人 Ghyslemarus が証言し(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再 と直ちに表明した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Aigatheus〔=被告代理人〕は同諸ウワクンデに対 を上述の如きその付属物あるいは帰属物と共に(cum adiecencias vel adpendiciis)何一つ欠けることなく放棄する、 Aigatheus〔=被告代理人〕は、自分と同 Adalgudis〔=被告〕の名において棒(festuca)を用いて Lemausus 修道院 するとし、それらウワクンデに対して何かを申し立てるつもりも異議を唱えるつもりもないとした。それ故に、同 が提出したそれら寄進ウワクンデは真実を伝えるものであるとし(taliter assumere)、またそれらのウワクンデを承認 に差し出した。これらのウワクンデが注意深く読まれたあと、同 Aigatheus 〔=被告代理人〕は、余や余の偉大な紳士 Gammo〔=被告の夫〕と先の Adalgudis〔=被告〕は譲渡した、と申し立て、そして諸ウワクンデを読むために直ぐ されし、Chedelmarus 大修道院長〔=原告〕がそこで指揮している(preesse)ことが明らかである修道院に、故 大な御方 Germanus がご遺骸で安らい給い、市壁で固められた都市パリ市に(sub opidum Parisiacae civetatis)建立 ていた物の全てを、二人の諸ウワクンデによって、聖 Vincentius と偉大な御方 Germanus の修道院、すなわちその偉 に何一つ欠けることなく、〔すなわち、このような、〕故 Gammo〔=被告の夫〕と先の Adalgudis〔=被告〕が所有し して何かを申し立てることも異議を唱えることもしなかった・そしてそのあと自身の棒(festuca)を用いて放棄する に申し立てを行う義務を負うた。そこで、Aigatheus〔=被告代理人〕は、高貴な人 Chedelmarus 大修道院長〔=原告〕 たちによって、これらウワクンデに対して何かを申し立てたりあるいは異議を唱えることを望むか、と質問され、直ち あれこれの動産や不動産(mobilis et imm.obilia)、〔漠然としていて〕特定できないあれこれの物(inexquisitus)と共

それ故に、Chedelmarus 大修道院長〔=原告〕等は、Lemausus と先に呼ばれている同修道院につき、そこに付属しあ

宮中伯等の間でかく宣言され(iudicare)た如く判決する(decrevisse)ことを決定した(constetit)、

の間で起こらざるよう、〔余は命ずる〕。(C., N. T.) Beffa が確認し交付された (S. R., N. T.)。 elidiatum) よう、余は命ずる(iobemus)。また、本 Lemausus 修道院を原因とする予期せぬ訴訟がこののち両当事者 めに〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有し (habiat evindecatum)、その所有権を防御する Vincentius と偉大な御方 Germanus の修道院〔=原告〕の側のためにあるいはその修道院の指導者(rector)たちのた が死により遺せし物を先のAdalgudis〔=被告〕やその相続人たちの反対なしにこののちいつまでも永久に聖 が二人の諸ウワクンデによって聖 Vincentius と偉大な御方 Germanus の修道院に譲渡した物・同 Gammo〔=被告の夫〕 るいは帰属する物と共に何一つ欠けることなく、すなわち故 Gammo〔=被告の夫〕あるいはその妻 Adalgudis〔=被告〕

余の治世の八年目、二月二十(?)日に作成したものが授与された、Carraciao ${*_{+}}^{(Quierzy)}$ にて、幸あれ。 (L.S.) さようなら。

解訪

praecepta-Präzepte)の場合、横長の羊皮紙が使われるのが普通であるという(Kölzer, S. 383)。 承されている Placitum のうち横長の羊皮紙が使われているのは本 Placitum だけである。国王命令(国王ウワクンデ: 署名を除き、一人の人物によって書かれている。羊皮紙の横、縦の長さから分かるように、本羊皮紙は横長である。伝

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ四七二/五〇〇×三一七/三三二㎜の羊皮紙に、一五-二〇㎜の字間で、

Sigillum(印章)は残っていない。直径四〇㎜の円形の押印跡がある。

August Friedrich Pertz は、本 Placitum に出てくる寄進受領者を間違って聖 Denis 聖堂だと考えているという(Kölzer Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Francorum e stirpe Merowingica, Hannover 1872の編纂者 Karl

282)

しまっているからである

作成年月日の日が「二十(?)日」という訳になるのは、|dies XX〔]|というように二十のあとの文字が失われて

【人名】宮宰 Pippin の息子の Grimoaldus〔Grimald〕が本 Placitum において初めて宮宰として登場している。

宮中伯 Ghyslemarus は、先の(7)Nr. 141〔38〕の冒頭でコメスの一人として出てくる人物と同じである(Ebling

本 Placitum を確認しているレフェレンダールの Beffa は本 Placitum にだけ出てくる。

【開廷地】Carraciao〔Quierzy:地図Ⅱ-14〕。パリから北東へ九二㎞ほどの所にある。

【作成名】Carraciao〔Quierzy:地図Ⅲ-14〕。

【係争対象所在地】Lemausus 修道院の所在地 Lemausus は Limeux〔Cher 県:地図Ⅳ-18)だ、ということで今日

では見解は一致している。パリからほぼ南へ一八八㎞ほどの所である。

Placitum の記述は書き手の書き間違いで、それは今日の Berry でなければならない、とのことである(Kölzer, S 係争対象所在地が Limeux だとすると、係争対象所在地域圏(pagus)は Stampinsis [l'Étampois] であるとの本

(与) Nr. 155〔53〕(original, 709 April 8, Crisciaeco〔Crécy-en-Ponthieu〕)

要旨: Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、Leodefridus は、名の挙げられた売却財産を

聖職者 Audoinus に引き渡せ、と判決されている。

七〇九年四月八日 Crisciaeco [Crécy-en-Ponthieu]

計

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childebert v. inl. xxx

〔=被告〕は、Tellao [Le Talou] という先に名の挙げられた地域圏(pagus)に〔それぞれ〕ある、Childriciaecasとそ Leodefrid〔=被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを聖職者の Audoinus〔=原告〕に売却したか・あるいはこのこ た所の、Leodefrid〔=被告〕の父 Godfridus、同じく母 Ragamberta の側から遺産として相続することにより の挙げられた地域圏(pagus)に〔それぞれ〕ある Childriciaecas とそれに加えて Taxmedas という先に名の挙げられ して、同 Leodefrid〔=被告〕がそこに直ぐに出頭した際、Leodefrid〔=被告〕は、Tellao〔Le Talou〕という先に名 箇所のマンスとを、自分〔=原告〕のお金を渡し、売却ウワクンデ(vinditio)によって〔原告〕自身のために買い入 Godfridus、同じく母の故 Ragamberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid〔=被告〕の所有に帰した二 圏(pagus)にある、Childriciaecasと呼ばれている所とそれに加えてTaxmedasで Leodefrid〔=被告〕の父の故 が来てLeodefridという名前の者〔=被告〕を訴えた際、Audoinus〔=原告〕は〔それぞれ〕Tellao〔Le Talou〕地域 Leodefrid〔=被告〕は自らこのことで Audoinus〔=原告〕の保証人であったか、と質問された。それ故に、Leodefrid とでお金を受け取ったか・あるいは売却ウワクンデにつきそれを自ら作成し、宣誓して保証することを願い・あるいは れた、と申し立て、そして、その売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。同売却ウワクンデは読まれた。然 を聞きまた公正に審理することにより〔その訴えに〕決定を下すべくいる時、高貴な人で聖職者の Audoinus〔=原告〕 余が神の御名において Crisciaeco 〔Crécy-en-Ponthieu〕にある余の宮廷に余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴え

れに加えて Taxmedas という先に名の挙げられた所の、Leodefrid〔=被告〕の父の故 Godfridus、 同じく母の故

Audoinus〔=原告〕に売却し・そしてこのことでお金を受け取り・また売却ウワクンデにつきそれを作成し、宣誓し Ragamberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid〔=被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを同

て保証することを願い・そしてこのことで Audoinus〔=原告〕に対して自ら保証人を引き受けた、と直ぐに自白した。

そして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕 そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Bertoaldus が、本件訴訟はかように行われ

Talou〕という先に名の挙げられた地域圏(pagus)に〔それぞれ〕ある、Childriciaecas とそれに加えて Taxmedas と 如く判決する(decrevisse)ことを決定した(constetit)、それ故に、先の Audoinus〔=原告〕は、Tellao〔Le こちの土地(terris)、あちこちの住居(domus)、あちこちのその他の建物(edeficiis)、マンキピアたち、家畜ども(peculiis)、 て相続することにより Leodefrid〔=被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを、あちこちの屋敷地 いう先に名の挙げられた所の、Leodefrid〔=被告〕の父の故 Godfridus、同じく母の故 Ragamberta の側から遺産とし (mansis)、あち

全て、まるごと・何であれ先の二箇所のマンスで、アロートとして(de alote)、あるいは買入れにより、 (mobilis et immobilia)、あちこちの耕作地やあちこちの未耕作地(cultis et incultis)と共に、何一つ欠けることなく、 (aqua)、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所(aquarius)、あちこちの川(decursio)、あれこれの動産や不動産

、生計維持や安全確保の〕助けとなるあれこれの物、あちこちの森、あちこちの牧草地、あちこちの牧場、

の相続人たちに対抗して、その売却ウワクンデによって示されている如く、〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所 らかの方法での獲得によりそこで Leodefrid〔=被告〕によって所有されあるいは支配されていた物を、聖職者である 〔=原告〕は、調べられた(inspecta)売却ウワクンデに基づき、先の Leodefrid〔=被告〕

六二 (三〇六六)

autoricio)何人に対しても Audoinus〔=原告〕を防御することに努めるよう、余は命ずる(iobimmus)。 同 Audoinus〔=原告〕に必要が生じた場合には、先の Leodefrid〔=被告〕あるいはその相続人たちは保証人として(in

有し(habiat evindegatas)、その所有権を防御する(habiat elidgatas)よう、そして、また、このあと、聖職者である

(C.) [Blatchar (ius)] が確認した (S. R., N. T.)。

余の治世の十五年目、四月八日に作成したものが授与された、Cirsciaeco [Crécy-en-Ponthieu] にて、神の御名に

(S. I.) さようなら。

解影

【形式など】右側の縁がひどく損傷している、横と縦がそれぞれ二九○/三一○㎜×四三○/四五○㎜の羊皮紙に、

Sigillum(印章)は残っている〔図4:f〕。直径三五㎜の円形である。

一五㎜の字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

試訳中に「アロート」という用語が出てくるが、ここでは個人所有の土地(自有地)という意味である。

の聖職者は聖 Denis 聖堂の関係者という見方もできないではないが、では、問題の係争財産を、聖 Denis 聖堂はどの ようにして入手したのかなど分かっていない。 【人名】紛争当事者については何も知られていない。本 Placitum が聖 Denis 聖堂で保存されていたことから、

宮中伯 Bertoaldus に出会うのは本 Placitum においてのみである。

本 Placitum を確認しているレフェレンダールの|Blatchar(ius)| は、Kölzer 本 Diplomata の Nr. 159(S. 398)にも登

場している。

【開廷地】Crisciaeco〔Crécy-en-Ponthieu :地図Ⅱ-16〕。パリから北北西へ一四七㎞ほどの所にある。

【作成地】Crisciaeco〔Crécy-en-Ponthieu:地図Ⅲ – 16〕。

【係争対象所在地】Tellao〔Le Talou :地図Ⅳ-30〕。パリからほぼ北西へ一四○㎞ほどの所にある。Childriciaecas)

Taxmedas については不明である。開廷地および作成地は、Le Talou から北東へ六四㎞ほどの所である。

Taxmedas という地域にのみ関連づけて書かれ、そしてこれに加えて Childriciaecas が別の係争地として書かれている。 ったように書かれているが、この二番目の傍線以外のところでは、一番目の傍線のように、「二箇所のマンス」は 試訳中に傍線を引いた「二箇所のマンス」であるが、二番目の傍線では、係争対象の全体が「二箇所のマンス」であ

どう整合性をつけたらいいのかは、今のところ私には不明である。

Nr. 156 (54) (original, 709 Dezember 13, Mamaccas (Montmacq))

要旨: Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、聖 Denis 聖堂の大市の間、商人たちの〔支払

う〕税金は全て聖 Denis 聖堂に帰属する、と判決されている。

七〇九年一二月一三日 Mamaccas [Montmacq]

彭

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childebert v. inlust. xxx

余や余の偉大な紳士たちが Mamaccas [Montmacq] にある余の宮廷にいる時、余の守護者である聖 Denis の私財で

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

同志社法学 六三巻七号 六三 (三

と申し立てた。余の宮宰 Grimoaldus〔=被告〕の代理人たちは、聖 Denis の聖堂がそこで〔関税の〕半分を受け取り、 堂の側に何一つ欠けることなく永遠に譲渡されそして寄進された、〔と、申し立てた〕。そして、Dalfmus〔=原告〕の 関税も商人たちに対して要求されることも〔商人たちから〕徴集されることもなく、それは偉大な御方 Denis の先の聖 るいはいずれであれ諸族の商人たち全ての〔納める〕どのような関税(teleneus)であれそれを何一つ欠けることなく によって、先の偉大な御方聖 Denis の祝祭日に合わせてかの市に来た(ad illo marcado advenientes)、サクソン人のあ かかる伯(宮宰 Grimoaldus =被告)がその残りの半分を余の国庫の側のために受け取るのが長きに亘り慣習 の伯 (comes) 確認された。そのあと、Dalfinus〔=原告〕の代理人たちは、尊き人で余の宮宰の・またさらにパリ地域圏(pagus) 読され、そして、関税はそのようにして同国王たちによって先の、神の聖所に何一つ欠けることなく譲渡されたことが 代理人たちは、国王たちの先の諸ウワクンデを、読むためにすぐに差し出した。国王のかの諸ウワクンデは読まれ、 てパリ地域圏(pagus)ないし同パリ市(infra pago Parisiaco aut in ipsa civetate)において見返りのためにいかなる 聖 Denis 聖堂に長きに亘り譲渡したのであり、それ故に将来も現在も、市のまさにその時にはいつも、国庫の側によっ 父方の伯父の Childerich あるいは余の父で国王の Theuderich、さらに、余の兄弟 Chlothar は、彼等の国王ウワクンデ たちが来て、尊き人で余の宮宰の Grimoaldus〔=被告〕を訴えた際、余の祖父の故 Chlodwig あるいはそのあと余の (consuetudo) であった、と反論した。Dalfinus〔=原告〕の代理人たちは、同パリ地方(locus)の伯(comes)であ その偉大な御方聖 Denis がそこにご遺骸で安らい給う聖堂の大修道院長で高貴な人 Dalfinus 〔=原告〕 の同 Grimoaldus〔=被告〕の代理人たちが同関税の半分を自分たちのために要求し・あるいは奪った、 通

Gairinus〕たちのために奪い、かくして Gairinus の代理人たちはそれを再び宮廷に与え、そして〔その一方で〕かの国

ったかの故 Gairinus は力づくで(per forcia)この慣習をそこで強いそして同関税の半分をかつてそこで自分〔=故

Grimoaldus〔=被告〕の代理人たちはそのことで余の国庫の側を代理して wadium を用いて同関税につき何一つ欠け 状態で与え・そして確認した、国王のかの諸ウワクンデを用いて、調べが行われた(inquisitum est)。その結果、尊き させて(per plures per sonas)、さらにまた先の国王たちがこのことでそもそもの最初の時とそしてそのあとに完全な 王のかの諸ウワクンデについては常に完全にそれらを更新していた、と反駁した。〔そこで〕再度、多くの人々を協力 人で余の宮宰の同 Grimoaldus〔=被告〕とさらに他の多くの余の誠実の士たちが同意をし、尊き人で余の宮宰の同

ことは明らかである。Grimoaldus〔=被告〕の代理人たちは、それ故に、そのことを行った。さてかくして、本件訴 ることなく聖 Denis の聖堂に戻す義務を負う (revestire debirent)、と判決し (decrevisse) あるいは決定した (judecassi)

Denis がそこにご遺骸で安らい給う、聖 Denis の修道院の側や Dalfmus 大修道院長〔=原告〕あるいはその後継者たちドゥニ る、余の宮中伯 Rigofredus が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く、かの偉大な御方聖 訟はかように行われあるいは終結させられあるいは調べられあるいは決定されたことは明らかである、と、尊き人であ 同聖堂のあちこちの土地(terra)に関係して・またのちに同じくパリにおける同地所に関係して(de ipsa vice ad

聖 Denis の同所有地(vicus)に関係して、市の開催場所(marcadus)が〔悪く〕変更され、その市はパリ市で、聖 evindegatas)、その所有権を防御する(habiat elidgatas)よう、余は命ずる。 すなわち、かつて暴力行為が不意に起きて Parsius)、調べられた、国王の先の諸ウワクンデが途切れずに(omne tempore)存在していることが明らかであるが 故に、聖 Denis の祝祭日に係る同関税を何一つ欠けることなく、〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有し(habiat

Martinus 聖堂と聖 Laurentius 聖堂との間で開かれ〔ることになっ〕た(facio)〔のだが〕、また〔その一方で〕その時 loco)あるいはいずこの地であれ同祝祭日に彼らの市を開きあるいは商売を営むために、先の国王たちの諸ウワクンデ 聖 Denis 聖堂の側は先の国王たちの諸ウワクンデを受け取っていたのであり、それ故、 同所において(in ipso

変更される、ということが起きている〔のだが〕、先の関税は何一つ欠けることなくかの、神の聖所に現在および将来 は存在していたのであるから、先の聖 Denis 聖堂の側は同関税につき何一つ欠けることなく受け取るよう、〔余は命ず る〕。すなわち、不意に生じたあるいは暴力行為あるいは密告のために、そのあと、市の開催場所は別の所に〔悪く〕

そして、余の国庫の側と、同じく聖 Denis の代理人たちの間でどのような訴訟、争いも起きることがないよう、〔余は に亘り同聖 Denis の灯明として畏敬すべきその聖所のために譲渡され寄進されたままであり続けるよう、〔余は命ずる〕。

(C., N. T.) Actulius が命ぜられて確認した(S. R., N. T.)。

余の治世の十六年目、十二月十三日に作成したものが授与された、Mamaccas [Montmacq] にて、幸あれ。 (L.S.) さようなら。

解説

って主張されている (Kölzer, S. 389)。 人の人物によって書かれている。書き手が、次に試訳する(17)Nr. 157〔55〕と同じだということが Ottenthal によ 【形式など】横と縦それぞれ四○○/四一○×七一○/七三○㎜の羊皮紙に、二○-二五㎜の字間で、署名を除き、

市とは、一〇月に開催される聖 Denis の大市のことである。

Sigillum(印章)は残っていない。直径三〇㎜の円形の押印跡がある。

168(S. 418)にも登場する。宮中伯 Rigofredus、大修道院長 Dalfmus は次の(17)Nr. 157〔55〕にも登場する 【人名】本 Placitum を確認しているレフェレンダールの Actulius は、Kölzer 本 Diplomata:Nr. 166(S. 414), Nr.

【開廷地】Mamaccas〔Montmacq:地図Ⅱ-20〕。パリから北北東へおよそ七四㎞の所にある。

【作成地】Mamaccas〔Montmacq :地図Ⅲ-20〕。

【係争対象所在地】Paris〔地図Ⅳ-26〕。

(户) Nr. 157 (55) (original, 709 Dezember 14, Mamaccas (Montmacq))

下した判決が確認され、それによって、Cadolacio〔Chaalis〕にある製粉所が聖 Denis 聖堂に帰属した。 要旨: Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、宮宰 Grimoald ジュニア(Grimoald d. J.)が

七〇九年一二月一四日 Mamaccas [Montmacq]

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childebert v. Inl(us)t. xxx

余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その偉大な御方 Denis がそこにご遺骸で安らい給い、高貴な人

てた。さらに、聖 Denis の〔、原告の〕同代理人たちは、同製粉所は極めて長い年月の間同聖堂の Latiniaco ヴィラに 手放さず(contracicerent)、その製粉所は宮宰 Grimoaldus の Uerno ヴィラの一部である、と主張している、と申し立 ヴィラ(villa)において長きに亘りずっと所有していた、Uerninsis 地域(terminus)の Cadolacio〔Chaalis〕と呼ば 来て、Mamaccas〔Montmacq〕にある余の宮廷で、Dalfinus 大修道院長〔=原告〕の前任者たちが同聖堂の Latiniaco れている所(locus)にあるかの製粉所(farinarius)につき、余の宮宰 Grimoaldus の代理人〔=被告〕たちはそれを Dalfmus 大修道院長〔=原告〕が管理者として指揮していることが明らかである聖堂の代理人〔=原告代理人〕たちが

Ebroinus は、然るべき時、同聖堂がいつ同 Latiniaco ヴィラを入手したのかを調査することをし、そしてそれは彼等〔= 帰属していたのであり、 それとは別に、Uerno ヴィラに帰属するというようなことは決してなかった、また宮宰

に向かい良き誠実さをもって(bone fideus)、同製粉所は長きに亘りずっと聖 Denis の同修道院の Latiniaco フロンホ 結果、Uerno の者六人と Latiniaco の者六人とが宮宰 Grimoaldus の礼拝堂で、忘れ難き人である聖 Martinus のマント 宮宰の Grimoaldus〕の下に来るよう、余の誠実の士たちと共に命じ、そして、そのことはそのように行われた。その

と申し立てた。かくしてそのあと尊き人で余の宮宰の Grimoaldus は、より注意深く調べるために、本件訴訟が彼〔= 聖堂の前任者たち〕あるいは聖 Denis の聖所に完璧な適法性をもって当然に帰属させられるべきものである〔とした〕、

きものである、と声を揃えて宣誓をする(coniurare)よう、尊き人で余の宮宰の Grimoaldus によって判決が下された ーフの一部(ad ipso Latiniaco curte)であった・そしてそれは完璧な適法性をもってそこに当然に帰属させられるべ (judicare)。かくして、かかる宣誓は行われ、〔そして、〕尊き人で陪席判決人(auditor)の Rigofridus が、それら〔=

において義務を果たしたことは明らかである、と尊き人 Grimoaldus に証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を再現 一二人〕の人々は尊き人で宮宰の Grimoaldus によって判決を下された(judicare)通りに宣誓をしたし・全ての事柄

ちは、同製粉所を判決に従い(elidiato urdene)所有しあるいは支配すべきものとする、という、尊き人 Rigofridus が そのあと、同じく余の宮中伯である、尊き人 Grimbercthus に代わってそこにいることが明らかである、尊き人で余の 自らの手で確認し・また余の宮宰 Grimoaldus の印章付き指輪で押印された判決ウワクンデ(judicium)を受け取った。 した〕如く、〔宮宰 Grimoaldus によって〕彼らに判決が下された(judicare)。そして、同聖堂〔=原告〕の代理人た

決が下されたことは明らかである、という彼〔= Rigofridus〕の証言を公に告げた、と証言した(testimoniare)〔=訴 宮中伯の Bero が、先の Rigofridus は、本件訴訟は尊き人で余の宮宰の Grimoaldus の面前でかように行われそして判

でも所有し、その所有権を防御する(habiat helitiatum)よう、そして、こののち、本製粉所を原因とする予期せぬ訴 基づき(inspecto illo iudicio)、その判決ウワクンデによって想定されている如く、〔本判決に基づき〕こののちいつま repetition)、あるいは何人にであれ対抗して、尊き人で余の宮宰の Grimoaldus の、調べられたかの判決ウワクンデに 製粉所を先の〔宮宰〕Grimoaldus やあるいは彼の代理人たちや相続人たち、後継者たちによる返還請求も無く(absque 訟の結果を〔余に〕再現した〕如く、余は、余の偉大な紳士たちと共に判決する(decrevisse)ことを決定した(constetit)、 〔そして、〕それ故に、先の〔原告〕代理人たちは同 Dalfinus 大修道院長〔=原告〕や聖 Denis 修道院の側のために同

訟が両当事者の間で起きぬよう、余は命ずる(iubemus)。 (C., N. T.) [Dagobert(us)]が Angilbalus の代わりに確認した (S. R., N. T.)。

余の治世の十六年目、十二月十四日に作成したものが授与された、Mamaccas [Montmacq] にて、幸あれ。 (L.S.) さようなら。

胜 説

【形式など】横と縦それぞれ三○六/三六○×三九七/四三七㎜の羊皮紙に、一三−一五㎜の字間で、署名を除き、

一人の人物によって書かれている。

試訳中に ad villa......Latiniaco(Latiniac villa)という表現と ad ipso Latiniaco curte(Latiniaco curtis)という表現 Sigillum(印章)は残っていない。直径二五㎜の円形の押印跡がある。

拙稿「裁判のかたち」で次のような説明を注記しておいた。「森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新―最近のヨーロッ とを見い出すことができるので、villaと curtisとは本 Placitum では同義語だ、ということになる。ヴィラについては、

同志社法学

六三巻七号

支配領域をも指しており、それぞれにおいて修道院以下複数の領主が土地領主制とバン領主制のいずれにも属する多様 考えることができたとしても、それは限定された事例においてであるという見解、古典型の荘園制ではないが領主支配 な権限を行使していることを確認した』見解等々である」(五九頁)。 の場であるという見解、ヴィラは王領のような『大きな単位ばかりでなくより小さくて下位に位置する在地領主たちの 八頁)。ヴィラは荘園でないばかりか領主支配の場をも意味しないという見解も出されているという。ヴィラを荘園と パ学界から』木鐸社、二〇〇七年は、ヴィラ(villa)とは何かをめぐる最近の議論の動向を伝えている(三一六-三一

curtis と共に「領主の支配領域」として大雑把に理解しておきたい。 という用語は先の(6)Nr. 103〔31〕の Placitum やそのあとの Placitum にしばしば登場しているが、私はその意味を ついては、先の(11)Nr. 141〔38〕の解説で「グルントヘルシャフト(荘園)の中心地」として理解しておいた。villa Niermeyer によれば、curtis には Fronhof einer Domäne(直領地のフロンホーフ)の意味がある。フロンホーフに

中伯で尊き人 Grimbercthus はほかでは出てこない(Ebling, S. 164.)。 【人名】本 Plaictum を確認しているレフェレンダールの Angilbalus は、次の(18)Nr. 158〔56〕にも出てくる。宮

【作成地】Mamaccas〔Montmacq:地図Ⅲ-20〕。 【開廷地】Mamaccas〔Montmacq:地図Ⅲ-20〕。

どの所のコミュヌ Thorigny-sur-Marne〔地図Ⅳ-11〕のあたりであると考えられている(Kölzer 本 Diplomata, Bd. II., どの所のコミュヌ(commune)Fontaine-Chaalis〔地図Ⅳ-10〕のあたりか、あるいは、パリからほぽ北東へ三九㎞ほ 【係争対象所在地】 仮装の係争物の製粉所のある Cadolacio〔Chaalis〕地方は、パリからやや東北東寄りで四一㎞ほ フォンテーヌ-シャアリ

S. (34)

(2) Nr. 158 (56) (Kopie, 710 Februar 10, Mamaccas (Montmacq))

要旨: Childebert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、Siclandus とその妻によって売却された

Maurcurte〔Maurecourt〕の財産の帰属を尊き人 Ragnesindus に認めている。

七一〇年二月一〇日 Mamaccas [Montmacq]

計

によって自分〔=原告〕たちのために買い入れた、と申し立て、そして、売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出 所有しあるいは支配していた物の全てを、自分〔=原告〕のお金を渡し(data sua pecunia)、売却ウワクンデ(vinditio) et immovilebus)、飼育番たち付の〔家畜の〕群れ(greges cum pastorebus)、そして、彼等〔=被告たち〕がそこで の妻 Dina〔=被告〕の父親の側から適法に彼等〔=被告たち〕の所有に帰した彼等〔=被告たち〕の地所(portio)を、 Pinsciancinse [Le Pincerais] 地域圏(pagus)の中の Maurcurte [Maurecourt] と呼ばれている所にある、Siclandus した。同売却ウワクンデは読まれた。然して、同 Siclandus〔=被告〕がそこに直ぐに来るや否や(dum)、Siclandus〔= 川湖沼等〕水のあるあちこちの所(aquarumve)、あちこちの川(decursibus)、あれこれの動産や不動産(movilebus あちこちの未耕作地(campis)、あちこちの牧草地(pratis)、あちこちの牧場(pascuis)、あちこちの水源(aquis)、〔河 すなわちあちこちの土地(terris)、あちこちの屋敷地(mansis)、あちこちのブドウ畑(vinis)、あちこちの森(silvis)、 き人 Ragnesindus〔=原告〕が来て、Siclandus〔=被告〕という名前の者とその妻 Dina〔=被告〕を訴えた際: あらゆる訴えを聞きまた公正に審理することにより(ricta judicia)〔その訴えに〕決定を下すべくいる時、そこに、尊 (C.) xxx フランク人の王 Childebert v. inl. xxx 余が神の御名において Mamaccas [Montmacq] にある余の宮廷に、

Siclandus〔=被告〕とその妻 Dina〔=被告〕のかの地所を同 Ragnesindus〔=原告〕に売却したか・あるいはこのこ とでお金(precium)を受け取ったか・あるいは同売却ウワクンデ(vinditio)につきそれを自ら作成し、宣誓して保 先の Pinsciancinse [Le Pincerais] 地域の中のかの Maurcurte [Maurecourt] と呼ばれている所にある、

Ragnesindus〔=原告〕の保証人であることを欲したか、と質問された。かくして、同 Siclandus〔=被告〕は、先の

証する(firmare)ことを願い・あるいは Siclandus〔=被告〕自身は自らとその妻の Dina〔=被告〕に関係して

Pinsciancinse [Le Pincerais] 地域の中のかの Maurcurte [Maurecourt] と呼ばれている所にある、Siclandus [=被告]

を願った、と直ぐに自白した。そして、そののち、何人に対しても保証人であることをためらうことはなかった〔、と ったし、Siclandus〔=被告〕自身とその妻の Dina〔=被告〕に関係して Ragnesindus〔=原告〕の保証人であること 受け取った・また同売却ウワクンデを Ragnesindus〔=原告〕のために作成することおよび宣誓して保証することを願 とその妻 Dina〔=被告〕のかの地所を先の Ragnesindus〔=原告〕に売却した・そしてこのことでお金(pretium)を

直ぐに自白した〕。そのあと、余は、余の偉大な紳士たち(procerebus)と共に、余の宮中伯で同じく尊き人の

Ratberthus に代わって居ることが明らかである尊き人 Ingobertus が、本件訴訟はかように行われそして規則に従いこ

のように宣言された(quod ac causa talitersic acta vel iudecata fuissit per ordenem)、と証言した(testimoniare)〔= 訴訟の結果を〔余に〕再現した〕く如く判決する(decrevisse)ことを決定した(constetit)、それ故に、先の

Ragnesindus〔=原告〕は先の Pinsciancinse〔Le Pincerais〕地域の中のかの Maurcurte〔Maurecourt〕において、〔漠

integrum)、調べられた(inspecta)売却ウワクンデに基づき、先の Siclandus〔=被告〕やその妻の Dina〔=被告〕 然としていて〕特定できないあれこれの物(inexquisitus)全てと共にかの如く何一つ欠けることなく(ad あるいは彼等の相続人たちに対抗して、〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有(habiat evindecatum)するよう、

には、先の Siclandus〔=被告〕やその妻の Dina〔=被告〕あるいは彼等の相続人たちは、その売却ウワクンデによっ 余は命ずる(iubemus)。そして、また、このあと、同 Ragnesindus〔=原告〕やその相続人たちに必要が生じた場合

て示されている如く、保証人として(in autoricio)何人に対しても Ragnesindus〔=原告〕を防御することに努めるよ

授与された、Mamaccas〔Montmacq〕にて、幸あれ。 (C.)Chaldomiris が Angylbaldus に代わって確認した(S. R., N. T.) 余の治世十四年目、二月十日に作成したものが

う、〔余は命ずる〕。(L.S.) さようなら。

ついては写しのため不明 【形式など】オリジナルは一七世紀初頭まで存在していたが、そのあとのゆくえは分からない。Sigillum(印章)に

【人名】訴訟当事者は本 Placitum 以外では確認されていない。

【作成地】Mamaccas〔Montmacq:地図Ⅲ-20〕。 【開廷地】Mamaccas〔Montmacq :地図Ⅱ-20〕。

【係争物所在地】Maurcurte〔Maurecourt:地図Ⅳ-22〕。パリの中心部から北西へおよそ二四㎞の所にある。

$(\stackrel{\mathcal{O}}{=})$ Nr. 167 [57] (Original, 716 März 7, Conpendio (Compiègne))

Bezu-la-Forêt〕にある係争地の半分を聖 Denis 聖堂に渡すよう、Friulfus に命じている。ベス・ラ・フォレ 要旨: Chilperich II. の Placitum. この Placitum において、Chilperich II. は、Bacio superiore〔上の Bacio =

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち 同志社法学 六三巻七号

七一六年三月七日 Conpendium〔Compiègne〕

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Chilperich v. inl (us)t. xxx

余と余の偉大な紳士(procerum)たちが Conpendium [Compiègne] にある余の宮廷にいる時、Friulfus [=原告]

Edro から Friulfus〔=原告〕の取り分(portio)として Friulfus〔=原告〕に適法に帰属すべきであったものを、 えた際、Friulfus〔=原告〕は、Superiore Baciuo〔Bezu-la-Forêt〕と呼ばれる所で Friulfus〔=原告〕の義父の故 という名前のある者が、余の守護者である聖 Denis の私財である聖堂の高貴な人 Martinus 大修道院長〔=被告〕を訴

se retenirit)、と申し立てた。その点について、Martinus 大修道院長〔=被告〕は、Edoと言う名前の、先の故 Edro その売却ウワクンデを直ぐに読むために差し出した。同売却ウワクンデは読まれたが、しかし、Friulfus〔=原告〕と の〔実の〕息子が聖 Denis の修道士の高貴な人 Chrodcharius に売却したのだ、と答えた(dedit in respunsis)。 そして、 Martinus 大修道院長〔=被告〕は不法に(malo ordine)自分の下に留め置くことをし(contradicerit)、略奪した(post

denuscitur)、と証言し(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現し〕、言明した(fuit iudecatum)如く判決する Superiore Baciuo〔Bezu-la-Forêt〕と呼ばれる先の所のかの〔係争〕地の何等か半分を聖 Denis の側で所有するようにベスプラファン Martinus 大修道院長〔=被告〕とはお互いに反駁し合ったので、余の偉大な紳士たちによって、Friulfus〔=原告〕は (decrevisse) ことを決定した (constetit)、それ故に、Superiore Baciuo [Bezu-la-Forêt] と呼ばれる先の所のかの 本件訴訟はかように行われそして調べられたことは明らかである(quod ac causa sic acta vel inquesita fuissit なすべき義務を負う、と判決された。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯で尊き人の Uuarno が

続人たちにより返還請求されること無く(absque repetitione)、同 Friulfus〔=原告〕の誓約に基づき同収穫につきい intersubita causacio)、余は命ずる(iobimmus)。そして、同 Martinus〔=被告〕は、同 Friulfus〔=原告〕に対抗 その相続人たちと偉大な御方 Denis の代理人たちとの間でこののちいつまでも予期せぬ訴訟が起きぬよう (sit Friulfus〔=原告〕やその相続人たちによって返還請求されること無く(absque repetitione)、〔本判決に基づき〕この et ex omnibus rem exquseita)と共に、その半分〔の地〕の物の何一つ欠けることなく、同 Martinus〔=被告〕は、 こちの製粉所(farinaria)、飼育番たち付の〔家畜の〕群れ(greges cum pastorebus)、何であれ確認できる物全て(omnia apendiciis ad se pertinentis)、家畜ども(pecuniis)、〔生計維持や安全確保の〕助けとなる物全て(praesidium)、あち 水のあるあちこちの所(aquarumve)、あちこちの川(decursibus)、同地に属する付属物、 争〕地の半分につき、その半分〔の地〕にある物は何であれ、あちこちの土地(terris)、あちこち住居(domus)、〔そ かなる義務も負わずまたいかなる要求も免れ続けることができる (ducti et secure valiant resedire)、と、余は命ずる のちいつまでも所有(habiant evindicata)し、その所有権を防御(eldiata)すること・そして先の Friulfus〔=原告〕、 調べられた(inspecta)、残存している彼〔=被告〕の諸ウワクンデに基づき(vel estante eorum astromenta)、 あちこちの森 の他の〕あちこちの建物(aedeficium)、小作人(accola)たち、マンキピア(mancium)たち、あちこちの未耕作地(campis)、 〔の地〕を wadium を用いて為された同 Friulfus〔=原告〕の誓約に基づき直ぐに譲渡された(fuit transsolsissae)が 偉大な御方 Denis のかの聖堂の代表者として、別の何等か半分〔の地〕の何等かの収穫や同じくその何等か半分 同 Martinus 〔=被告〕と同じく偉大な御方 Denis の側は、こののちいつまでも、 (silvis)、あちこちの牧草地 (pratis)、あちこちの牧場 (pascuis)、あちこちの水源 (aqua)、〔河川湖沼等) 同 Friulfus〔=原告〕やその相 帰属物(adiecenciis 先の

(C., N. T.)Ermedramnus が確認した (S. R., N. T.)。

(L.S.) さようなら。

余の治世の一年目、三月七日に作成したものが授与された、Conpendium [Compiègne] にて、神の御名において、

军 兑

【形式など】横と縦それぞれ三〇〇/三〇八×三六八/三七〇㎜の羊皮紙に、一四-一七㎜の字間で、署名を除き、

一人の人物によって書かれている。

Sigillum(印章)は一七二一年にはまだそのままであったが、そのあといずれかの時点で失われ、残っているのは直

径二五㎜の円形の押印跡である。

はないかという主張がある。 本 Placitum の書き手は、共に七一六年に作成された、Kölzer 本 Diplomata 中の Nr. 166, 168, 170の書き手と同一で

いの時)にメロヴィング王国の国王になっている。七一七年に対立国王 Chlothar IV. を立てられるが、七一九年にその 【国王】Chilperich II. は Daniel という名前で聖職者になっていたが、七一六年、四○歳代前半(四一歳~四五歳くら

【人名】宮中伯 Uuarno〔= Warno〕は、先の(10)137〔36〕に登場している。本 Placitum を確認しているレフェ

対立国王が死去することにより再び単独のメロヴィング王国国王になっている。

レンダールの Ermedramnus は、先の(13)149〔40〕にセネシャルとして登場している。 聖 Denis の修道士の高貴な人 Chrodcharius は、先の(8)135〔35〕で、原告として登場している。

【開廷地】Conpendium〔Compiègne :地図Ⅱ-15〕。

【作成地】Conpendium〔Compiègne:地図Ⅲ-15〕。

【係争対象所在地】Superiore Baciuo〔Bezu-la-Forêt :地図Ⅳ-1〕。

(ର) Nr. 187 (60) (Kopie, 726 März 3, Pontegune (Ponthion))

い入れた Cameliacinsis [Le Chambliois] 地域圏にある、Baudrino [Boran-sur-Oise] ヴィラの帰属が認められている。 要旨: Theuderich IV. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、聖 Denis 聖堂は、尊き人 Ermenteus から買 ル シャンブリオワ ボ ラ ン・シュル・オアー

七二六年三月三日 Pontegune [Ponthion]

Hyssera 川の向こう側にある(super fluvium Hyssera)Baudrino 〔Boran-sur-Oise :オワーズ川の向こう側にあるボラン〕 たちが来て尊き人 Ermenteus〔=被告〕を訴えた際、Cameliacinse [Le Chambliois] 地域圏(pagus)にある、 らい給い、高貴な人 Godobaldus 大修道院長〔=原告〕が管理者として指揮していることが明らかである聖堂の代理人 くいる時、余の守護者である偉大な御方で殉教者の Denis の私財であり、その偉大な御方 Denis がそこにご遺骸で安 (fidelis) たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理することにより(ricta judicia)〔その訴えに〕決定を下すべ フランク人の王 Theoderich v. inl. 余が神の御名において Pontegune [Ponthion] にある余の宮廷に余の誠実の士

と呼ばれているヴィラ(villa)で、共に故人である、Ermenteus〔=被告〕の父親 Nordebertus と兄弟 Gunthecharius

から Ermenteus 〔=被告〕が適法に与えられたヴィラを、Ermenteus 〔=被告〕は偉大な御方 Denis の聖堂の側のため

Ermenteus〔=被告〕に対して、Ermenteus〔=被告〕はかの Baudrino〔Boran-sur-Oise〕ヴィラを偉大な御方 Denis の聖堂の側のために同 Godobaldus 大修道院長〔=原告〕に売却したか・あるいはこのことでお金(precium)を受け クンデは読まれた、そして同 Ermenteus〔=被告〕が直ぐに来るや否や、余の偉大な紳士(proceres)たちによって、 につき〕宣誓して保証した、と申し立て、そこで、かの売却ウワクンデを読むために直ぐに差し出した。かの売却ウワ に高貴な人 Godobaldus 大修道院長〔=原告〕に売却ウワクンデによって譲渡したし・あるいは〔かの売却ウワクンデ

問をされた。かくして、同 Ermenteus〔=被告〕は、先に名前の出た Cameliacinse〔Le Chambliois〕地域圏の中のか 修道院長〔=原告〕に売却し・そして Godobaldus 大修道院長〔=原告〕が満足した(juxta sui aptificatio)その直ぐ の Baudrino〔Boran-sur-Oise〕という所のかのヴィラ villa を偉大な御方 Denis の聖堂の側のために同 Godobaldus 大 取ったか・あるいは Ermenteus〔=被告〕はこのことで Godobaldus 大修道院長〔=原告〕の保証人であったか、と質 る(firmare)ことを願ったし・またこのことでこののち保証人であることを欲した、と直ぐに自白した。そのあと、 あとにそのことでお金を受け取った・そしてかの売却ウワクンデにつきそれを自ら作成することおよび宣誓して保証す

ことを決定した(constetit)、それ故に、先の〔原告〕代理人たちは、かの高貴な人 Godobaldus 大修道院長〔=原告〕 れたことは明らかであると証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse) 余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯で尊き人 Cumrodobaldus が、本件訴訟はかように行われそして調べら

と偉大な御方 Denis の聖堂のために Cameliacinse〔Le Chambliois〕地域圏にある先に名の挙げられた Baudrino [Boran-sur-Oise] ヴィラを、あちこちの土地(terris)、あちこちの住居(domus)、あちこちの建造物(superpositum)、

ちの森(silva)、〔利用可能な〕あちこちの未耕作地(campus)、あちこちの牧草地(pratus)、あちこちの牧場(pascuum)、 あちこちのその他の建物(edeficiis)、小作人(accola)たち、マンキピアたち、あちこちのブドウ畑(vinea)、あちこ

者たちに必要が生じた場合には、かの Ermenteus〔=被告〕やその相続人たちは、かの売却ウワクンデによって示さ Godobaldus 大修道院長〔=原告〕や偉大な御方 Denis の聖堂に、あるいは Godobaldus 大修道院長〔=原告〕の後継 evindegata)、その所有権を防御する(habiat elediata)よう、余は命ずる(iobimmus)。そして、また、このあと、同 omnebus)、調べられた(inspecta)かの売却ウワクンデ(strumenta)に基づき、こののちいつまでも所有し(habeant 属物と共に(cum omne adiecencias vel adpendiciis)何一つ欠けることなく(ad integrum)まるごと(omnia et ex sexus)、そのヴィラの物である・あるいはそこにつながる(ad se pertinetis vel aspicientis)全ての付属物あるいは帰 あちこちの製粉所(farinaria)、飼育番たち付の雌雄の〔家畜の〕群れ(gregis cum pastorius utriusque generis 産や不動産(mobilis et immobilia)、家畜ども(peculiis)、〔生計維持や安全確保の〕助けとなる物全て(praesidium)、 れている如く、保証人として (in autoricio) 何人に対しても Godobaldus 大修道院長 [=原告] 等を防御する (desinsare あちこちの水源(aqua)、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所(aquarius)、あちこちの川(decursio)、あれこれの動

Gaorebaldus が Eonardus に代わって確認した。 余の治世六年目、三月三日に作成したものが授与された、Pontegune〔Ponthion〕にある余の宮廷にて、幸あれ。

ことに努めるよう、〔余は命ずる(iobimmus)〕。

解診

【形式など】本 Placitum の最後で被告 Ementeus に課せられている義務の記載形式は義務の中身を含め、先の(9)、

Sigillum(印章)については写しのため不明。

六三巻七号

【国王】Theuderich IV. は七一一年を過ぎたいずれかの年に生まれ、七三七年に他界している。一○歳にも満たない 同志社法学 六三巻七号

年齢であった七二一年にメロヴィング王国国王になっている。

ランクの司教に次ぐ第二ランクにその位置を占めている。Kölzer 本 Diplomata の Nr. 147(698 , April 8)では によって全王国の宮宰に任命された Pippin と昵懇の間柄の人物である。先の(9)、(11)では、Nordebertus は第 【人名】被告 Ermenteus の父親 Nordebertus は、メロヴィング王国国王 Theuderich III.(在位六七五年-六九一年)

Childebert III. のレフェレンダールとして登場している(Ebling, S. 196)。

被告 Ermenteus は、先の(11)、(13)でも出会うのであるが、(11)には Nordebertus も出てくるので、そこでは、

下のコメス (comes) であった (S. 466)。 親子が名前を連ねていることになる。Kölzer によれば、被告 Ermenteus の兄弟 Gunthecharius は Chilperich II. 治世

宮中伯 Cumrodobaldus はほかでは出てこない。

【開廷地】Pontegune〔Ponthion:地図Ⅱ-27〕。パリから東へ一五八㎞ほどの所にある。

【作成地】Pontegune〔Ponthion:地図Ⅱ-27〕。

【係争対象所在地】Baudrino〔Boran-sur-Oise :地図Ⅳ-5〕。パリから北へ五二㎞ほどの所にある。

裁判のかたち

(一) 二者択一判決の位置づけ

(1) 二者択一判決は中間判決

ちと、もう一つは以下で問題にする二者択一判決(zweizüngiges Urteil)が下されるかたちである。 に一切応じない者に係る召喚不服従裁判(Ungehorsamsverfahren)、裁判に名を借りた権利確認行為である仮装裁判 (Scheinprozeß) をあげた。一般的なかたちの例の一つは弁論を経て明確な判決(eindeutiges Urteil)が下されるかた まず分け、特徴的なかたちの例として、出廷するとの約束を違えた者に係る不出廷裁判(Versäumnisverfahren)、召喚 私は、前稿「裁判のかたち」で、Dieter Werkmüller に従い、裁判のかたちを、特徴的なかたちと一般的なかたちに

裁判は、言うならば、それに続く次の裁判を第二開廷日とする第一開廷日にあたるもので、それ自体で自己完結する裁 一者択一判決はそれに続く開廷日に下される判決を前提にした先行判決でしかなく、したがって、二者択一判決に係る 判決に係る裁判のかたちである。何が難点かと言うと、関係する五通の Placita (Nr. 79, 126, 135, 137, 141) によれば 本稿で取り上げている二○通の Placita をこれらの分類に従い区分しようとする時、一番の難点になるのが、二者択

用いている。 る。引用では「二枚舌」判決という用語が使用されているが、私はこの用語法を避けて「二者択一」判決という用語を⑻ なぜ、このようなことにこだわるのか。それは、ミッタイスの次の見解の特に傍線部分が私の記憶にあることによ

判ではないからである。

決定をくださなくてはならなかった。だから判決は必然的に証拠判決であると同時に終局判決であり、「二枚舌の」 は証明について決定するとともに、証明が成功しなかった場合には被告が〔原告に〕給付すべきものについても、 判決は被告の態度いかんによって異なった内容を持つ。〔略〕。(b) 被告が無責任を主張したときは、判決

宣告によって終了し、証明そのものは裁判外で―時としては証人の面前において―相手方に対しておこなわれる。 判決となる ("iuret aut compnat" [「宣誓するか贖罪するかせよ])。 いずれにせよ、 裁判所の活動はこの

〔傍線は岩野による〕。

〔=二者択一〕判決は終局判決に係る次回の法廷の開廷を当然のごとく予定して出されている。以下は、この点の説明 訟当事者が履行する場は「裁判外」、つまり法廷外であると述べている。しかし、関係する Placita を見る限り、二枚舌 ミッタイスは二枚舌〔=二者択一〕判決は終局判決であり、二枚舌〔=二者択一〕判決によって命じられた義務を訴

である。

三人の宣誓補助者と一緒にある司教の面前で宣誓せよ、司教の面前でのその宣誓が実現しなかった場合には国王の法廷 いる。Nr. 137のそれは、被告に対して、問題となっている保証を引き受けていない、という主張に間違いがないことを、 なく所持していた、という主張に間違いがないことを、六人の宣誓補助者と一緒に国王の礼拝堂で宣誓せよ、と命じて に持参し提出せよ、と命じている。Nr. 126のそれは、被告に対して、係争地を三十年とさらに一年の間途切れること を挿入している。Nr. 79のそれは、被告に対して、被告が所持していると主張する売却ウワクンデを十四夜ののち法廷 先の四通の Placita(Nr. 79, 126, 137, 141)では、それぞれのウワクンデの前半に、先行して出された二者択一判決

は係争地の返還に加え賠償金の支払いを、Nr. 137では賠償金の支払いを、Nr. 141では係争地の返還に加え賠償金の支 告は出廷しなかったこと、そして被告の不出廷が法廷において公に確認されたことが書き記され、その上で、Nr. 79で この四通のうち Nr. 79, 137, 141は不出廷裁判に係る Placita で、その後半には、前記の先行判決にもかかわらず、被 で宣誓せよ、と被告に対して命じている。Nr. 141のそれは、被告に対して証言を命じている。

払いを被告に命じる判決が書かれている。Nr. 126の Placitum には、被告は出廷し、先行判決で命じられた通りの宣誓

択一判決書である点でこれまで検討した四通とは違っている。しかし、この判決書は次の開廷日を明記し、被告に対し を行うことができたので係争地の所有を被告に認める、という判決が後半に書かれている。 二者択一判決に係る Placitum で残る一通の Nr. 135は、二者択一判決が出されたあとそれを書き記した、純粋の二者

て、四十夜後で、直近の九月二十日に開廷される法廷に、被告が所持しているという被告の権利を証明する売却ウワク

らの二者択一判決を先行判決とする判決の法律文例も示しておいた。(22) 史料類型は異なるが、私はかつて拙稿「裁判のかたち」で、二者択一判決書に係る法律文例を二点紹介した際、それ

ンデを持参し提出せよ、と明文を以て命じている。

このように、検討の限りでは、二者択一判決はそれに続く開廷日に下される判決を前提にした先行判決、すなわち中

間判決でしかない。そして、その先行判決を前提にして別の開廷日に下される判決が終局判決だ、ということになる。

(N) notitia paricola

副の、〕二通の、成文の中間判決文書」に特に関係して pariculus が使われている用例について説明をしている。 Niermeyer は、Nr. 137の notitia paricola などを例示して、「紛争の両当事者に交付される、〔同一内容の・もしくは正 それである。notitia paricola は、charta paricula, carta paricola, carta partita, carta paricla と重なる用語である。

二者択一判決が中間判決であることを示す用語が、先の五通の Placita の中の Nr. 137に出てくる。 notitia paricola が、

な趣旨の説明をしている。一枚の羊皮紙の上に同じ文章を二度(またはそれ以上)繰り返して書き、そして、同一文章 Hilfswörterbuch 1 は、 carta paricola (→ Chirographum)、carta partita (→ Chirographum) の見出し語で次のよう

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

八四(三〇八八

partita の訳語には、割符ウワクンデあるいは符節ウワクンデがふさわしいかと思うが、しかし、Nr. 137, 141の Placita 推定だけに止めて符合ウワクンデという訳語をあてている。 がこのようにして作成されたウワクンデかどうかは分からない。そこで、試訳では、文章が符合している、という点の たちで羊皮紙を切断して作成したウワクンデが carta paricola、carta partita である、と。この説明に従えば、 と同一文章との間に何か一つの単語(例えば Chirographum)を縦長の字体で書き入れ、そのあと、その単語を割るか

ちで羊皮紙を切断し、paricula を作成するようになったのだ、と説明している。 ら」、一枚の羊皮紙に同じ文章を繰り返し書いて、それら文章の間にいくつかの大文字を書き、その大文字を割るかた 持参しても、その写しが公的文書庫に保管されていない小さな係争に関しては容易に判断を下すことが出来ないことか 可能性がある。宮松は、「双葉文書」について、人々は、文書が「簡単に偽造されることに気付き、また公正な写しを ので、charta paricula が三箇所ないしそれ以上切断される場合があるのであれば、「双葉」という訳語は誤解を与える 宮松浩憲の労作は paricula に「双葉文書」という訳語を与えているが、「双」は「二」という数字と結びついている

ている事例もある、ということでしかないことを断っておきたい。 念のために、notitia paricola は中間判決書のためだけの用語ではなくて、中間判決書を意味する用語として使用され

(3) 二者択一判決の表現スタイルについて

という「あれかこれか」の表現形式に、「二枚舌」あるいは「二者択一」と言われる所以がある。拙稿「裁判のかたち」 するに、「斯く斯くの証明をするかあるいはそれができないのであれば相手方当事者に対して斯く斯くの責めを果たせ」、 ミッタイスは、二者択一判決の表現スタイルを、「宣誓するか贖罪するかせよ」という言い方に象徴させている。要

で紹介した法律文例はこの表現形式に重なっている。

れか」の部分についての記述しかない。 には、斯く斯くの証明をせよ、という部分の記述しか認めることができない。すなわち「あれかこれか」のうちの「あ しかし、先の五通の Placita について言えば、この表現形式に重なるのは Nr. 135だけである。ほかの四通の Placita

であり、その「あれか」が中間判決の命じた通りに実行されたか否かを書き記すのが終局判決だからである。 えられる。終局判決の判決書に必要なのは中間判決の全文ではなく、斯く斯くの証明をせよ、という「あれか」の部分 すことを目的にしたウワクンデではなく、終局判決を書き記すことを目的にしたウワクンデだ、ということにあると考 その理由は、おそらくこの四通の Placita が、Nr. 135や言及した法律文例とは違って二者択一判決そのものを書き記

(二) 裁判のかたち

も召喚に応じない召喚不服従裁判の事例はゼロ件、仮装裁判の事例は八件(Nr. 136, 143, 153, 155, 156, 157, 158 187)、明確な判決が下されている裁判の事例は八件(Nr. 88, 93, 94, 95, 103, 126, 149, 167. ただし Nr. 103は偽文書(二○通の Placita における裁判のかたちを分類する作業に戻ると、不出廷裁判の事例が三件(Nr. 79, 137, 141)、そもそ 以上のことから、二者択一判決に係る裁判をそれ自体独立させて分類することには無理がある。この点を前提にして、

Nr. 126は中間判決を経た上で明確な判決が下されている事例)である。ほか Nr. 135はすでに述べたように二者択一判

決にのみ係るウワクンデである。

六三巻七号

(2) 不出廷裁

Ansebercthus なる者が油千五百リブラ、良質のブドウ酒百モディウスを原告に納める件の保証人になることを、 は引き受けたのか否かが争点で、保証の中身は、Ansebercthus なる者が履行を怠った場合の、被告からの原告への銀 Nr. 79の係争対象はブドウ畑、Nr. 141のそれは小フロンホーフで共に不動産である。Nr. 137のそれは保証で、

の法廷で、終局判決が出されたのは国王の法廷だ、という点である。ほかの全ての事例は国王の法廷で裁判が始まり、 Nr. 137のこの事例が興味深いのは、中間判決が出された場所、したがって裁判が始まったのが司教 Sygofridus の下

十リブラの支払いである。

そして終わっている。

告による証明行為それ自体がそもそも実行されない原因として何が想定されているのかは分からない。 で調べ、そして契約の件について釈明する」というもの。時間的に先に設定されている、司教 Sygofridus の下での被 利用されなかった場合のもので、法廷は国王の法廷、そこで、訴訟当事者は保証に関する「彼等の〔契約〕文書を双方 の法廷、そこで、被告が三人の宣誓補助者と共に宣誓をする、というもの。そして、二つ目の機会は、一つ目の機会が る証明を行う機会が時間差を設けて二つ用意されていることである。一つ目の機会は、法廷は引き続き司教 Sygofridus Nr. 137には、もう一つ興味深い点がある。それは、司教 Sygofridus の下の法廷での中間判決の中で、終局判決に係

よ、というのが訴えの内容である。原告、被告の双方は他日、すなわち二月二四日の開廷日に改めて出廷することで合 Ingramnus〔=原告〕に帰属した小フロンホーフを、被告が息子 Ingramnus〔=原告〕から不法に略奪したので返還せ の息子 Ingramnus〔=原告〕を代理して Amalbercthus〔=被告〕を訴えた事件で、Chaldedramnus の死後息子 Nr. 141も興味深い事例である。この事例は、高貴な人で助祭の Chrotcharius〔=原告代理人〕が故 Chaldedramnus

意をし、その合意などを記載した中間判決書が双方に交付されている。

認している。そのあと被告の息子 Amalricus が来て、父親である被告の不出廷が確認されたことについて異議を申し立 てた。法廷は、この息子に対して質問をし、彼には出廷できる資格や出廷すべき特段の理由のないことを確認する。 被告 Amalbercthus は合意された二月二四日に出廷しなかった。そこで、法廷は被告の不出廷と原告側の出廷とを確

る が命じられ、被告の息子に対してはフェーデ権放棄補償金と賠償金を合わせて十五ソリドゥスの支払いが命じられてい これらの確認をした上で終局判決が下され、被告本人に対しては係争地の返還に加え十ソリドゥスの賠償金の支払い

すなわちこの Nr. 141だけだ、という点である。 興味深いのは、フェーデ権放棄補償金(exfaidus)という用語に出会うのは Kölzer 本 Diplomata の全文書中でただ一通、 えば法廷侮辱に相当するような行為と判断されてのことであろうが、その責めを負わされているからである。もう一つ この Nr. 141が興味深いのは、被告とは別の人間―この事例では被告の息子―が出廷していることに加えて、今で言

を与えいる。本稿では、フェーデを終わりにする・つまりフェーデの権利を放棄する代償金〔=補償金〕の意味で「フ エーデ権放棄補償金」と訳した。 J. F. Niermeyer は、exfaidus に Abstandzahlung , um eine Fede zu beenden や Fehdegel, fine to cease a feud の訳語

九九九年)のことであるが、この用語を使用することの是非については判断を留保しておく。 や報復のことである。「法益」とは「法によって保護される社会生活上の利益」(『法律学小辞典 ッタイス五五頁)等に向けられた・あるいは加えられた重大な攻撃に対する、その個人や一族〔=ジッペ〕による反撃 フェーデとは、権利として認められているもので、「個人の法益(Rechtgüter)―彼の生命、彼の財産、彼の名誉」(ミ 第三版』有斐閣、

被告の息子 Amalricus は、原告側が Amalricus に対して行使できるフェーデの権利を原告側に放棄してもらうために、

Geldgeschichte, in: Vierteljahrschrift füer Sozial- und Wirtschaftgeschichte 48 ,1961, S.236-250によれば、平和金やフ 法廷が命じたフェーデ権放棄補償金の支払いを受け入れている。Claude, Zu Fragen der merowingischer ェーデ権放棄補償金は並みの馬三頭ぐらいに相当するものだという(Kölzer, S. 355)。

不出廷ということについて言えば、正当な理由があれば、出廷義務違反にはならなかったようである。本 Nr. 141を

したがって、出廷義務違反とされる不出廷とは無断欠席だ、ということになる。Nr. 137には、不出廷に関係して「使 例にとれば、出廷できない「止むを得ざる事情」の届け出がなかった、と書かれているからである。 Nr. 79も同様である。

者を送ることも、止むを得ざる事情を届け出ることもしなかった」という記述がある。

出廷義務違反になるのは、出廷すべき日を入れてまる三日が終了した時点からである。

仮装裁判

裁判の目的は、原告の主張を全面的に認める判決を出して、その判決を文書にし、その判決書を原告に入手させること 仮装裁判とは、訴訟当事者間に実際には紛争がないのに、恰もそれがあるかの如く装い行われる裁判のことである。

143, 153, 155, 156, 157, 158, 187)のうち、被告が反論をしたのち原告の訴えを認めているのは一例(Nr. 156)、一二名 仮装裁判の特徴は、被告が原告の訴えを直ちに認諾〔=自白〕している場合が多いことである。事例八件(Nr. 136

の地域住民が宣誓の形式で証言をしたあとに判決が下されているのが Nr. 157である。

原告が判決書の中で確認させようとしている権利の多くは動産や不動産に対する所有権で、八件の事例中七件がこの

ケースである。残りの一件は関税徴収権(Nr. 156)である。

る事実関係が仮に全くの絵空事であったとしても、そこから時代の在り様を知る情報を得ることができる。 被告は係争対象に実際に関係する人間であるのか否かなど慎重な検討を必要とするのであるが、しかし、述べられてい 仮装裁判であるので、裁判で主張されている、紛争に係る事実関係がどこまでが真実でどこまでが作り話であるのか、

されていて興味深い。 いため、聖Denisに所有地をそこに建立されている教会などと共に譲渡し、支払いを肩代わりしてもらった経緯が記述 征という軍事勤務を何らかの理由で怠ったためであろうか六百ソリドゥスの賠償を負担することになったが、お金がな 商取引の一端を垣間見ることができて興味深い。Nr. 143では、Ibbo なる人物が国王から求められた、Austrasia への外 例えば Nr. 156では、関税徴収権をめぐる聖 Denis 修道院と国庫(=パリの伯)との争いや、パリにおける国際的な

二〇〇二年の第四章は「サン・ドニ修道院の所領と市場」を扱っていて、教えられることが多い。 になるのでしょうか」。的確な指摘である、と私は思う。また、丹下 栄の労作『中世初期の所領経済と市場』創文社 れた。「現代風に言えば、将来の紛争の予防のためにウワクンデを得ておくことには『確認の利益』があるということ なお、交告尚史(東京大学・行政法)は拙稿「国王 Placita」を読んで下さり、仮装裁判について次の感想を寄せら

(4) 明確な判決が下されている裁判

ラなど不動産である。この中の一例(Nr. 126)は、前述のように〔八二頁〕、中間判決を経て終局判決が出た事例である。 明確な判決が下されている裁判の事例は八件 (Nr. 88, 93, 94, 95, 103, 126, 149, 167) であるが、係争対象は全てヴィ この分類をほかのそれと比べた場合の特徴は、三件(Nr. 88, 93, 167)の事例で、係争対象の不動産を分割し、原告、

同志社法学 六三卷七号

のが自然であろう。 被告双方に一定部分の所有を認める判決が出されていることである。Nr. 88, 167では折半、Nr. 93では原告が三分の二、 仮装裁判は、紛争解決を目的にしたほかの裁判のかたちとは性格を異する独特のものであるので、独立させて分類する 被告が三分の一である。偽文書だと考えられている Nr. 103を除くと七件中の三件で、四〇パーセント強の比率になる。 明確な判決が下されている、という点で言えば、仮装裁判もここでの分類に加えることも不可能ではない。しかし、

四 裁判の流れ

(1) 訴え

(一) 裁判の開始

裁判長である国王と陪席判決人である偉大な紳士たちが訴えを聴き、審理し、判決を下す態勢を整えているところへ

原告が来て被告を訴える。 Placitaで裁判の開廷地が明記されているのは、Nr. 103, 126, 136, 143, 149, 153, 155, 156, 157, 158, 167, 187である。

Mamaccas (Montmacq) , Mamaccas (Montmacq) , Compendio (Compiègne) , Compendio (Compiègne) Compendio (Compiègne) , Compendio (Compiègne) , Carraciao (Quierzy) , Crisciaeco (Crécy-en-Ponthieu) , 重複を考慮せずに順番に地名を並べる。Masolago [Mâlay-le -Petit ?] , Compendio [Compiègne] , Lusarca [Luzarches].

これら開廷地での開催場所は、Carraciao〔Quierzy〕を除いて全て国王の宮廷である。その Carraciao〔Quierzy〕で

Pontegune (Ponthion)

の開催場所は宮宰のヴィラである。

欠落が多い Nr. 88, 93, 94, 95の開廷地は不明である。Nr. 79, 135, 137, 141には開廷地が記載されていない。

en-Charnie); Nr. 94 Rodonucinsis〔Rennais〕,[Uimen[**]]〔Uimacensis - Le Vimeu〕; Nr. 95 欠落のため不明 ; Nr. かは全て今のフランスにある。Nr. 79 Bodouilla〔Boppard〕; Nr. 88 欠落のため不明 ; Nr. 93 Tauricciacum(Thorigné-係争対象が存在している地域を、推定のものも含め順番に並べたのが以下である。Nr. 79の地域は今のドイツに、ほ

Long]; Nr. 136 Nocitum [Noisy-sur-Oise]; Nr. 137 保証をめぐる争いなので係争対象地はない; Nr. 141 Baddanecrt (e) Childulfouilla〔不明〕, Buxsito〔Boissey-le-Châtel〕, Bacio superiore〔Bezu-la-Forêt〕, Bacio supteriore〔Bezu-la-103 Elariacum [Larrey-sur-Ouche?; Nr. 126 Bactilioneualle [Bailleval]; Nr. 135 Nialcha [Neaufles-St-Martin],

がどこかは不明; Nr. 156 Paris; Nr. 157 Cadolacio [Chaalis : Thorigny-sur-Marne]; Nr. 158 Maurcurte [Maurecourt]; (Bayencourt); Nr. 143 Beauvaisis (Hodenec-l'Évêque?, Hodeng-Hodenger?, Seine-Maritime?); Nr. 149 Nocitum 〔Noisy-sur-Oise〕; Nr. 153 Lemausus〔Limeux〕; Nr. 155 : Tellao〔Le Talou〕地域にある Childriciaecas, Taxmedas

Nr. 167 Superiore Baciuo (Bezu-la-Forêt); Nr. 187 Baudrino (Boran-sur-Oise).

(2) 陪席判決人

に添えられた肩書きを一番多く知ることができるのは Nr. 141、次いで Nr. 149である。 法廷は、国王(裁判長)と陪席判決人で構成される。陪席判決人は「偉大な紳士たち」である。陪席判決人の個人名

レフェレンダーリウス(referendarius)、セネシャル(senescalcus)、宮中伯(comes palatinus)がこの順番で出てくる。 前者には、司教 (episcopus)、偉き者 (optimas)、コメス (comes)、グラフィオ (grafio)、ドメスティクス (domesticus)、

同志社法学 六三卷七号

後者には episcopus, 宮宰(maior domus),optimas,comes,domesticus,senescalcus,comes palatinus がこの順番で

referendarius, comes palatinus の順番に肩書きを並べているからである。 おおよそ、という言い方をするのは、欠落の多い Placitum の Nr. 95は、「・・・〔欠落〕 siniscalcis, Uidrachado et domesticus, referendarius , senescalcus, comes palatinus の順番にするのがおおよその決まりではなかったかと思う。 前者と後者を勘案すると、Placitaの中で肩書きを並べる際、episcopus, maior domus, optimas, comes, grafio,

domesitici〔domesticus の複数形〕を Haushofmeister(宮内長官)という専門語より Hofbeamete(宮廷の役人)とい 二五、四五五、四八九頁〕ている。「宮廷の役人」と訳した箇所について、訳注で〔五八〇頁〕、「ブフナーは、 ちなみに、『歴史十巻 Ⅱ』は、ドメスティクスに「宮廷官」「宮廷長」「宮廷の役人」という訳語を与え〔三六九、四

う一般的な表現にした方がこの箇所では適当であるとしている」という断りがされている。

(3) 宮中伯が統括者

上記のように国王(裁判長)も法廷を構成しているが、しかし、Placita を見る限り、あとで述べるように〔一〇三頁〕、

国王はそもそも出廷をせず、宮中伯の指揮のもとで裁判は進行したようである。

う場合が少なくない。陪席判決人についての言及が本来あって然るべき個所にそれが全くない事例もある(Nr. 137. 偉大な紳士(procer:Nr. 79, 126, 135, 156, 167)たち、誠実の士(fidelis:Nr. 143, 153, 155, 187)たちのような総称を使 Placitum の書式では、文面の冒頭近くで陪席判決人に言及するのが普通である。その際、個人名や肩書きを書かずに、

157, 158)。欠落が激しく司教以外の陪席判決人を確認できない事例(Nr. 94)もある。

書き付個人名を文面中に確認できる しかしながら、宮中伯だけは、以上一三の事例中一○例(Nr. 126, 135, 137, 153, 155, 156, 157, 158, 187, 167)で肩

Nr. 143の場合には宮中伯の肩書きを持つ人物は出てこないが、宮中伯を代理している人物と考えられる(Ebling, S

が明らかである尊き人Ingobertus」という文言を認めることができる。 理することは珍しくないようで、事例中の Nr. 158で、「余の宮中伯で同じく尊き人の Ratberthus に代わって居ること 144-145)、optimas の肩書きを持つ Ermenricus なる人物を確認することができる。実際に、ある人物が宮中伯を代

Nr. 79と欠落の多い Nr. 94だけということになる。これら一三例以外の七例(Nr. 88, 93, 95, 103, 136, 141, 149)では、 したがって、宮中伯あるいは宮中伯代理について一切言及がないのは、先の一三の事例中では写しで伝承されている

宮中伯の肩書き付名前を確認できる

以上のことを、あとの(三)(1)〔九九頁〕での検討に重ねる時、 国王の名のもとにおける裁判の実務において、宮

中伯がいかに要の存在であったかを知ることができる。

(1) 審理の核心

【中間判決が先行していて且つ終局判決に係る法廷に訴訟当事者が共に出廷している事例】該当する Placita は Nr.

明に成功するか否かであるが、この Nr. 126の事例では、被告は宣誓補助者六人と一緒に宣誓をすることで立証に成功 126だけである。中間判決が先行している場合の審理の核心は、立証責任を負う訴訟当事者が中間判決で命じられた証

六三巻七号

している

けであるが、被告が反論をしているのをはっきりと確認できる事例が存在しているからである。 と認めている。直ちに、ではなく、最終的に、という書き方をしたのは、前述のように〔八八頁〕一例(Nr. 156)だ 答えさせる形式で被告を尋問している。被告はそれぞれの項目に回答をすることで最終的に原告の主張のとおりである 【仮装裁判の場合】八例の仮装裁判のうち七例では、陪席判決人が原告の訴えの内容を質問項目に直し、その質問に

る。 れぞれ六人、合計一二人、召喚されている。証人たちは原告の訴えの内容に間違いがないことを宣誓形式で証言してい 例で、そこでは、原告の訴えのとおりであるか否かを確認するために係争財産に直接関係する二か所の地域の住民がそ 〔=自白〕を得たという体裁を整えることにあると思われる。八事例中唯一この体裁が採られていないのは Nr. 157の事 ただ、いずれにしても、仮装裁判の審理の核心は、認諾〔=自白〕という証拠を得ること、より正確に言えば、認諾

【明確な判決が下されている場合】訴訟当事者双方あるいはどちらかが法廷に提出した証拠が調べられている。

(2) 証拠の周辺

みたい。 それぞれの裁判のかたちにはそれぞれの共通点があるか、という設問を立てて、証拠というものの周辺に目を向けて

証拠となるウワクンデがあると主張しているが、実際に提出した形跡は認められない。原告が証拠について言及したこ 方とも主張を裏づける証拠を中間判決に係る法廷に実際に提出していないように見える点である。Nr. 79では、 【中間判決に係る諸事例に共通点はあるか】中間判決に係る五例の共通点ではないか、と思えるのは、原告、 被告は 被告双

とを推測させる文言もない。被告に対して、終局判決に係る法廷にそのウワクンデを提出せよと命じている。

いない。原告に関係する、証拠についての言及も一切ない。被告に対して、終局判決に係る法廷で、六人の宣誓補助者 Nr. 126では、被告は時効取得を主張しているが、裏づけとなる証拠を提出していないし、所持しているとも述べて

Nr. 137では、原告と被告が合意した契約の文書が存在することが確認できるが、それは法廷に提出されていない。

と一緒に宣誓することが命じられている。

宣誓補助者と一緒に宣誓することが、国王の法廷の場合には契約文書を提出し原告、被告双方がその文書について釈明 Sygofridus の下で行われている。終局判決に係る法廷が同じく司教 Sygofridus の下でのそれの場合は、被告が三人の 原告、被告はその契約文書以外の証拠を所持していると述べてもいない。前述のように、この事例の裁判は司教

令が出されている Nr. 141では、証拠に関係する言及がそもそも一切ない。被告に対して、終局判決に係る法廷で証言をせよ、との命

することが命じられている。

出した形跡は認められない。被告に対して、終局判決に係る法廷にウワクンデを提出せよ、との命令が出されている。 Nr. 135は中間判決書であるが、原告も被告も証拠となるウワクンデを所持していると主張しているが、実際には提

ここでの検討から省く。 行しないケースが七例である。前者は本節(1)〔九三頁〕で取り上げているし、また中間判決が先行しているので、

【明確な判決が下されている諸事例に共通点はあるか】この事例中、中間判決が先行するケースが Nr, 126の一例、先

拠となるウワクンデを提出していることが明文で確認できる。典型的な文言は、ウワクンデを「読むために提出した」 後者の七事例であるが、そのうち五例 (Nr. 88, 93, 95, 103, 167) で、原告と被告の双方が、あるいはどちらかが、証

六三巻七号

(Nr. 103, 167) である

ほかの一例(Nr. 149)には、ウワクンデを提出した、という明文はない。しかし、判決を決めるにあたり、

権利を裏づける「国王ウワクンデ」が引き合いに出されている。

問符付きで、原告はウワクンデ(instrumenta)を提出し、それを根拠にして判決が出された、と考えている(S.159)。 もう一つの例(Nr. 94)は、かなり欠落のある Placitum に書かれていて判断が難しいのであるが、Bergmann は、

ては、推測を加えてのことであるが、証拠が法廷に提出されたか否か、という視点で共通点を確認することができた。 【仮装裁判の諸事例に共通点はあるか】以上、中間判決が先行する諸事例、明確な判決が下されている諸事例につい

しかし、仮装裁判の事例の場合、傾向性は見いだせるのであるが、共通点を確認することはできない。

ちに認諾〔=自白〕している場合が多い。しかし、事例八件中一例(Nr. 156)で、被告は反論をしている。 例えば、先の三 (二) (3) [八八頁] で指摘したことであるが、仮装裁判の場合、被告は反論無しで原告の訴えを直 地域住民

一二名に宣誓形式で証言をさせているケースもある(Nr. 157)。

に提出した」という文言が記されている。しかし、一例(Nr. 157)だけ、ウワクンデが提出された形跡が全くない。 事例八件中七例で、原告は証拠となるウワクンデを提出している。被告は提出していない。七例の全てに「読むため

(3) 証拠調べの仕方に傾向性はあるか

拠なるウワクンデを〔今ここに持参してきてはいないが、しかし、〕所持していると法廷で主張している。前二者の場合、 137で、証拠となるウワクンデの提出を被告に対して命じているのは Nr. 79, 135である。後者の二例の場合、被告は証 中間判決が問題になる五例の裁判で、被告に対して、宣誓補助者と一緒にする宣誓が命じられているのは Nr. 126,

は命じられているのであるが、原告、被告に対してそこで何を証明すべきかの命令がなぜか書かれていない。 そうした主張はなされていない。残る Nr. 141の事例では、訴訟の両当事者に終局判決に係る法廷の場に出廷すること

仮装裁判の場合、直前の本節(2)〔九六頁〕で述べたように、宣誓形式による証言が証拠とされているのは唯一、

原告によってウワクンデが提出された形跡のない Nr. 157のケースである。

決が先行する裁判〔証明手段の記述のない Nr. 141を除く〕でも先行しない裁判でもあるいは仮装裁判でも、ウワクン 以上のことから、証拠調べの仕方について以下のような傾向性を導き出すことができる。すなわち、それは、 明確な判決が下されている裁判の場合は、全ての事例で、推測も加えてではあるが、証拠は全てウワクンデである。

この点は、宣誓補助者と共にする被告の雪冤宣誓の事例について、別稿「グレゴリウス『歴史十巻』の中の紛争と紛争 調べに掛けられるが、ウワクンデが存在しない場合には宣誓形式による証拠調べが行われている、ということである。 デを所持していることが法廷で主張された場合、あるいはウワクンデが法廷に提出された場合、そのウワクンデが証拠

解決の仕方」(投稿中)でも確認することができた。

形式にる証明手段のいずれを採るか、という質問が審理に参加している地域の人びとに向かって国王から発せられてい 解明のためにはもっと多くの事例にあたる必要があることを示唆していると言えよう。本節の見出しや本文で「傾向性 っている事例が一件あった。この二件の事例は、被告の雪冤宣誓が証明手段として採られる基準はどのようなものかの る事例が一件、「キリスト者の共同体」から破門された男が一方的に申し出た、破門解除のための雪冤宣誓が問題にな ただ、グレゴリウス『歴史十巻』には、被告に不利益な証人の証言という証明手段と被告による雪冤宣誓という宣誓

また、Nr. 157に見ることができた、地域住民の宣誓形式による証言についても、この Nr. 157の事例ではたまたまウ

という文言を用いたのは、この点を意識してのことである。

六三巻七号

ことはあり得ることである。したがって、雪冤宣誓とは異なる宣誓形式の証言の場合においても、結論を急がず、「傾 ワクンデの存在が語られていないだけで、提出されたウワクンデの内容の真偽を確認するために地域住民が召喚される

向性」という確認に留めておくことが無難であろう。

ワクンデが調べられ(inquirentes eorum instrumenta)」(Nr. 88)るのように、「調べる」である。 認ウワクンデ(confirmatio)を読み、調べた(percursas)のち・・」(Nr. 103)、「彼らが〔提出した〕あれこれのウ ウワクンデが証拠調べされることを典型的に表現する言葉は、「読まれる」、あるいは、「・・そこで、⁽³¹⁾

(4) 再び・仮装裁判の事例に共通点はあるか

直前の本節(2)〔九六頁〕で仮装裁判の共通点の問題について考えた。そこでの結論は、傾向性を認めることはで

きるが共通点を確認することははできない、というものである。

に宣誓をするのが一般的である。すなわち、宣誓補助者の務めは宣誓形式による証言を通して被告の主張を追認するこ 人は原告のためにそれを行っていることである。中間判決に係る裁判の場合、被告が自分で用意した宣誓補助者と一緒

しかし、これに関連して、興味深い点が一つある。それは、Nr. 157で宣誓形式により証言をしている地域住民一二

となのである。

された可能性が考えられる。Nr. 157の文面に、地域住民一二名と一緒に原告が宣誓をした、という記述がないのも、 この相違点に留意して考えると、Nr. 157の地域住民一二名は、原告の主張の真偽を明らかにするために職権で召喚

目として」(Nr. 137)、というように、宣誓補助者と被告とが併記されるのが普通だからである。 この点を裏づけているように思う。中間判決によって命じられた宣誓の場合、例えば、「三人の人間と共に自らを四人

的に受け身であるといってよい。 言も、原告の権利を立証するという観点から行われていることから分かるように、証明段階における被告の立場は基本 ただ、いずれにしても、仮装裁判の場合、証拠調べの対象は原告の提出したウワクンデのみであるし、宣誓形式の証

(5) まとめ

なるものは存在しない」(六九頁)。 訴による非難に対して、みずからを雪冤する権利を与えられなくてはならなかった。だから現在のような「挙証責任」 ミッタイスは、証明に関係して次のように記述している。「証明は・・・通常の場合には被告の任とされた。被告は、

証明に係る全体性、相互関連性が見失われてしまうおそれがあるように思う。多くの関連資料を読むことで、証拠調べ 証明手段がどのような場合に採用されるのか、という観点を抜きにしてしまうと、証拠の優先順位など、法廷の場での 「挙証責任」という用語法については確かにミッタイスの言うとおりであると思うが、しかし被告による雪寃という

(三) 審理の終結と国王 (裁判長) への宮中伯による証言

における共通点あるいは傾向性をもっと明らかにすることが必要であろう。

(1) 審理の終結とは

伝えているのは、偽文書ではあるが Nr. 103の次の文言である。 「・・・。 そこで、両当事者の確認ウワクンデ(confirmatio) (percursas)のち、同 Elariacum 地域につきいかなる喪失も侵害も偉大な御方(dominus)Benignus

陪席判決人たちは、証拠調べの結果に基づいて判決内容を決定する。その時点で、審理は終結する。この点を明快に

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち

六三巻七号 九九 (三二〇三)

同志社法学

同志社法学

六三巻七号

の修道院からこののち遠ざけられる、と、余の誠実の士たちによって決定が下された(inventum est)」〔傍線は岩野に

尊き人 Audobaldus が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・・」。証言内容の諸事例 を以下いくつか紹介する。 の引用にすぐ続けてこの点を伝えている。「そのあと、余〔=国王〕は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である 審理終結のあと、宮中伯は、決定されたこの判決内容を審理の経過と共に国王(裁判長) に証言する。Nr. 103は右

- 〔一言一言〕決まり文句の通り宣誓を行いしことは明らかなり、と、余の宮中伯である、尊き人 Dructoaldus が証言し た(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・」(Nr. 126)。 ①「・・・Amalgarius〔=被告〕が適法に義務を果たしまた Amalgarius〔=被告〕と同じく彼の宣誓補助者たちが
- 言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・・」(Nr. 136)。 偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Marso が、本件訴訟がかように行われたことは明らかなり、 もこの寄進に係る証人であり続けたし・今後とも証人であるつもりだ、というように自白した。そのあと、余は、 ②「同 Angantrudis〔=被告〕は同ウワクンデやプレカリア ウワクンデにつき、その作成を請うたし・何人に対して
- をおろそかにした、と証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・・」(Nr. 137)。 いう彼らの義務を適法に果たした、そして先の Ermenoaldus 大修道院長〔=被告〕は裁判に出席するという彼の義務 ③「余の宮中伯である、尊き人 Uuarno が、同 Chaino 大修道院長の先の代理人〔=原告〕たちは裁判に出席すると
- られたことは明らかである(quod ac causa taliter acta vel iudicata seu definite fuissit, denuscitur)、と、先の者たち ④「そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、本件訴訟はかように行われ・また判決が下され・そして終結させ

が報告をし、またさらに先の者 Audramnus が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・・」

- と余の宮中伯である、尊き人 Ghyslemarus が証言し(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現し〕、また、宮中伯 ることも異議を唱えることもしなかった、そしてそのあと自身の棒(festuca)を用いて放棄すると直ちに表明した、 ⑤「そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Aigatheus〔=被告〕は同諸ウワクンデに対して何かを申し立て
- 如く・・・」(Nr. 156)。 らかである、と、尊き人である、余の宮中伯 Rigofredus が証言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕 ⑥「さてかくして、本件訴訟はかように行われあるいは終結させられあるいは調べられあるいは決定されたことは明

等の間でかく宣言され(iudicare)た如く・・・」(Nr. 153)。

で余の宮中伯の Beroが、先の Rigofridus は、本件訴訟は尊き人で余の宮宰の Grimoald の面前でかように行われそし 訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く・・・」(Nr. 157)。 て判決が下されたことは明らかである、という彼〔= Rigofridus〕の証言を公に告げた、と証言した(testimoniare)〔= ⑦「そのあと、同じく余の宮中伯である、尊き人 Grimbercthus に代わってそこにいることが明らかである、尊き人

(2) 国王 (裁判長) による判決の宣告と命令

まり、紛争が二度と蒸し返されることがないようにと命じている。Nr. 103の中のこの点に関係した文言は、以下である。 宮中伯の証言を聴いたあと、国王は、宮中伯が証言した如く判決することを決定し、併せて、事態が判決の通りに収

aquis)、そしてその他の諸所の(per alia loca)、もろもろの同ヴィラの付属物(adiacentibusque suis)というような、 ちの牧草地、あちこちの森、あちこちの牧場、あちこちの水源(terris, curtiferis, casis, vineis, pratis, silvis, pascuis. ずこの地においてであれ、あちこちの土地、あちこちの屋敷地、あちこちの村の住まい、あちこちのブドウ畑、あちこ あること、そのようなことなく、〔同聖堂〔=原告〕は、〕同 Elariacum〔Larrey-sur-Ouche〕地域においてあるいはい めぐり(per ipsas)何らかの訴訟(causatio)が〔被告人たちによって〕再び蒸し返されてはならないことは明らかで てそこで譲渡した範囲において、先の者〔=被告〕たちの確認ウワクンデ(confirmatio)あるいは〔国王 Guntram の〕 審理されたのであれば、同 Elariacum〔Larrey-sur-Ouche〕地域につき、国王 Guntram が死後寄進ウワクンデによっ 言した(testimoniare)〔=訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く(・・・in quantum)判決する(decrevisse)ことを 修道院長に服する者たちの側に〔本判決に基づき〕こののちいつまでも(omni tempore)留まらんこと、また、この も無く所持し所有すること、そして〔同ヴィラが〕神の御名において聖 Benignus・同聖堂の大修道院長〔=原告〕たち・ これまで所持していたと認められる物を完全な権利を持って(cum omni jure)不安も無く誰かある者による返還請求 後継者である国王たちによって作成されたその他諸々のウワクンデは排除され無効とされること、こののち、同地域を 決定した。〔それ故に〕、両当事者間の本件訴訟(hac causa)が上述のように規則に従い(per ordinem)行われ・また 余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Audobaldus〔上記では Audobellus〕が証

(3) 宮中伯の役割

宮中伯が国王に証言する部分は Placita という判決書の中の、あるいは Palcita に記録された国王裁判手続の核心中

件につき(de hac re)、こののち、訴訟(causatio)の無からんことを、余は命ずる(iubemus)。〔傍線は岩野.

る事例をしつこく引用したのも、この点を鮮明にしたかったからである。 内容の正当性を裏づける唯一の担保だからである。先の本節(1)〔一〇〇-一〇一頁〕でほぼ同じ文言が書かれてい の核心である、と私は考えている。この証言が、当該裁判の審理経過と判決内容、すなわち Placita に記載されている

(4) 国王の役割

れたと認め、決定されたその判決内容を国王の名において宣告する、という意味合いである。 した」、という文言の意味合いがはっきりする。宮中伯のもとで行われた審理、判決内容の決定が適正な手続きで行わ なかった、と考えるのが自然であろう。この点を前提にすると、国王は、宮中伯が証言した如く「判決することを決定 宮中伯の証言は、国王自身が出廷していたのであれば無意味な行為である。したがって、国王は裁判の場に座してい

確認された一つ一つの事柄の遵守を命令している。判決内容の確認と確認された判決内容遵守の命令、この二点が国王 国王は、宣告の中で判決内容の一つ一つを再度確認している。加えて、国王は、原告、被告そして両者の関係者に、

の役割である。

通のオリジナルの中の六通に Sigillum(印章)が残っている。Theuderich III. の Sigillum(印章)が一点 あることを担保することある。二○通の Placita のうち写しで伝承されている四通(Nr. 79, 103, 158, 187)を除く一六 さらに、もう一つ、国王の役割がある。それは、国王の Sigillum(印章)を押印することで Placita が真正なもので

章)の写真を転載した。 Chlodwig III. のが二点(Nr. 135, 141)、Childebert III. のが三点(Nr. 143, 149, 155)である。本稿の最後に Sigillum(印

(四) Placitum の作成と作成

(1) レフェレンダール(Referendar)の役割

ものであることの担保だとすれば、作成された Placita の文面に瑕疵がないことを担保するのがレフェレンダールで、 宮中伯の証言は Placita に記載されている内容が正当であることの担保、国王の Sigillum(印章)は Plaicta が真正な

Placita の末尾にあるレフェレンダールの署名がその担保の証である。

後者は四名である レフェレンダールの肩書きを持つ人物が陪席判決人に名を連ねている事例が二例ある。Nr. 95, Nr. 141で、前者は二名:

とで Placita を確認しているレフェレンダールを認めることができない事例も二例(Nr. 88, 94)で、いずれも欠落の多 先の四(一)(3)〔九三頁〕で、宮中伯の存在を確認できない Placita は二例であることを述べたが、署名をするこ

い Placitum のケースである。

が認められる。このように、レフェレンダールの名前が分からない Placita が欠落の多い二点に限られている事実は、 レフェレンダールもまた宮中伯と共に裁判実務において欠くべからざる存在であったことを示していると言えよう。 宮中伯を確認できない二例中の一例で写しによって伝承している Nr. 79でも、Erpo という名前のレフェレンダール

(2) Placita の作成地

Nr. 103 Masolago (Mâlay-le -Petit?) ; Nr. 126 Lusareca (Luzarches) ; Nr. 135 Captunnaco (Chatou / Châtenay-作成地を、重複を考慮せずに Placitum 順に列挙すると以下のようになる。Nr. 79 Bodouilla; Nr. 88, 93, 94, 95

Malabry]; Nr. 136 Lusarca [Luzarches]; Nr. 137 Nouiento [Nogent-sur-Marne]; Nr. 141 Ualencianis [Valenciennes];

Crisciaeco (Crécy-en-Ponthieu); Nr. 156 Mamaccas (Montmacq); Nr. 157 Mamaccas (Montmacq); Nr. 158 Nr. 143 Compendio (Compiègne) ; Nr. 149 Compendio (Compiègne) ; Nr. 153 Carraciao (Quierzy) ; Nr. 155

Mamaccas (Montmacq); Nr. 167 Compendio (Compiègne); Nr. 187 Pontegune (Ponthion).

〔Compiègne〕である。裁判の開廷地の記載がないのが Nr. 135, 137, 141である。残りは、開廷地と作成地が一致して 以上のうちで、裁判の開廷地と Placitum の作成地が異なるのが一例で Nr. 126である。開廷地は Compendio

いる。開廷地と作成地が一致しないケースは一例であるが、それがなぜなのかは今は分からない。

(3) Placita の授与

として使用されている。いずれも不定詞は dare で、前者は受動形の完了過去、後者は能動形の完了過去である。 を除く一六通の Placita のうち一五通で Datum が、一通(Nr. 103)で datavit が「授与」あるいは「交付」を表す用語 作成された Placitum は勝訴した訴訟当事者に授与される。欠落が多くて確認できない Placita (Nr. 88, 93, 94, 95)

五 宮宰のもとでの裁判

Nr. 157は、宮宰のもとでの裁判の様子が分かる事例である。この Placitum からは、宮宰の力、存在感がそこはかと

有物である製粉所を奪い取り返還しようとしない、と国王の宮廷で開かれている法廷で訴えるところから裁判は始まっ 原告は聖 Denis 聖堂で、被告はつまるところ宮宰 Grimoaldus。原告代理人が、被告代理人たちは聖 Denis 聖堂の所

1

そこに列席していたのかどうかは分からないのであるが、いずれにせよ、国王を裁判長とする裁判がすでに始まってい たことだけは確かである。 から出されたのである。この Placitum では国王の法廷に係る陪席判決人の記載が一切ないので、宮宰 Grimoaldus が ところが、宮宰は、自分が調べるから案件を自分のもとに回送せよ、と指示する。裁判のいわば「移管命令」が宮宰

され、陪席判決人の一人で尊き人 Rigofridus なる人物がその決定内容と審理経過を宮宰に証言している。 拠調べのために一二名の人々に宣誓させる、という中間判決が出される。この中間判決を前段階とする終局判決のため だから、裁判長である宮宰は出廷していない。陪席判決人たちによって、前述のように〔六八頁〕、原告側の主張の証 の法廷が開かれ、一二名の人々の宣誓が成功裏に行われ、原告の主張を認めた判決内容が陪席判決人たちによって決定 宮宰を裁判長とする裁判の流れは、この Nr. 157の場合、国王を裁判長とするこれまで説明したものと変わらない。

で押印された判決ウワクンデ(judicium)」を、原告は受け取る。 宮宰はこの証言の如く判決を決定し、「尊き人 Rigofridus が自らの手で確認し・・宮宰 Grimoaldus の印章付き指輪

らかである、という彼の〔= Rigofridus〕の証言を公に告げた」と証言する。傍線を引いた「公に告げた」という時の 人 Rigofridus が「本件訴訟は尊き人で余の宮宰の Grimoaldus の面前でかように行われそして判決が下されたことは明 案件は、このあと再び、国王を裁判長とする法廷に回送される。そして、宮中伯 Berno は国王に対して、先の尊き

国王は、宮中伯が「証言した如く」判決を下すことを決定し、宣告と命令を行っている。

「告げた」場所は国王の法廷、国王の陪席判決人たちの面前ではなかったかと思う。

なお、宮宰の下での裁判の流れは全てここで紹介したかたちと同じであるか否かは、宮宰 Placita についての検討を

六 おわりに

かりの国王たち」である。 い時代」に作成されたものである。本稿の最後に図3として掲載する系図の中の指印で囲った国王たちが、その「名ばい時代」に作成されたものである。本稿の最後に図3として掲載する系図の中の指印で囲った国王たちが、その「名ば した二○通の Placita は全て「名ばかりの国王たち」の時代に、すなわち「国王の支配について全く語ることができな れる時、「名ばかりの国王たち(Schattenkönige)」と形容されることが多い。この形容を借りれば、本稿において検討 タゴベルト一世(Dagobert I. 在位六二三年-六三九年)亡きあとのメロヴィング朝の国王たちが論文や著作で語ら

には五通。Theuderich III. には一通。Chilperich II. には一通。Chlodwig III. には四通。Childebert III. には七通。 一〇通の Placita を、関係する国王それぞれに振り分けると以下のようになる。Sigibert III. には一通。Chlothar III

Theuderich IV. には一通。

る。七つのうち六つは本稿で試訳した Placita のものである。写真の中の印章に付記されている説明文の中の D のあと の数字がウワクンデに付けられている Nr. である 〔出典は本稿注33〕。 図4は、これら国王の中の Theuderich III., Chlodwig III. , Childebert III., Chilperich II. の印章を七つ並べた写真であ

堂 ;(3)聖 Denis 聖堂 ;(4)聖 Denis 聖堂 ;(5)聖 Denis 聖堂 ;(6)聖 Bénigne 修道院 ;(7)Amalgarius ;(8) 二〇通の Placita の受領者を古い時代順に並べると以下のようになる。(1)ケルン司教 Kunibert ;(2)聖 Denis 聖

Chunebercthus ;(9)聖 Denis 聖堂 ;(1)聖 Denis 聖堂 ;(1)Ingramnus ;(1)聖 Denis 聖堂 ;(1)

聖 Denis 聖堂 ; (17)

聖

Denis 聖堂 ;(18)Ragnesindus ;(19)聖 Denis 聖堂 ;(20)聖 Denis 聖堂。聖 Denis 聖堂は、二〇通の残存 Placita 中 一一通を受領している。

Thusoneualle 修道院 ;(44)St-Germain-des Pres 修道院 ;(15)聖職者 Audoinus ;(16)

の間の、国王のもとでの紛争解決の仕方の一つを知るための情報はかなり与えてくれる。 末〜七五一年)を大きく読み解くことは難しい。しかし、その一方で、これら Placita は、六四二/四三年〜七二六年 よくぞ生き延びたとは言え、残存数がわずか二○通ということもあり、Placita を使ってメロヴィング時代(五世紀

Beginn des 9. Jahrhunderts, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.53, 2007, S なる違いが見えて来るのか来ないのか。Andrea Stieldorf, Zum "Verschwinden" der herrscherlichen Placita am Placita に見られるこの紛争解決の仕方を間において前後を眺めた場合、国王のもとにおける紛争解決の仕方にいか

1-26は、あとの時期について検討するための貴重な示唆を与えてくれる。

episcopi Turnnsis, Historiarum libri decem)である。『歴史十巻』は歴史書であるが、著者グレゴリウスが今で言う社 アルに伝えている。私は、その情報を整理し、「グレゴリウス『歴史十巻』の中の紛争と紛争解決の仕方」というタイ 会科学の才能にも十二分に恵まれていたのか、主には五〇〇年代のさまざまな紛争と紛争解決の仕方に関する情報をリ 前の時代を眺めるための貴重な材料を提供してくれるものの一つは、トゥールのグレゴリウス『歴史十巻』(Gregorii

告は司教ベルトラム、そして国王ヒルペリヒ一世も事実上の原告である。 国王が直接にからむ事例はさほど多くはないが、以下の要約はその一つである。被告は著者のグレゴリウス自身、 原

トルで原稿にまとめてみた(投稿中)。

してグレゴリウスを誹謗中傷する。ねつ造話の一つが、Bordeaux の司教ベルトラム(Berthramn)はヒルペリヒ一世 ことで使者を派遣するが、使者の到着後、グレゴリウスが関与して、レウダストは解任され、別の人物が伯に選ばれる。 この時から、レウダストはグレゴリウスを憎み、事あるごとに、ヒルペリヒ一世の面前などであれこれの話をねつ造 〔事例〕トゥールの伯レウダスト(Leudast)のあれこれの悪行がヒルペリヒ一世に伝わる。ヒルペリヒ一世はその

司教ベルトラムはグレゴリウスを詰問する。グレゴリウスは、話の出処は自分ではない、と反論する。 たちが、ある時、Berny-Rivière の宮廷にヒルペリヒ一世によって召集される。ヒルペリヒ一世も到着し、審理が始まる。 グレゴリウスは本当にそのようなことを人に話したのか。それを審理するために、ベルトラム、グレゴリウス等司教

の妻フレデグンデと罪を犯した、とグレゴリウスが言った、というものである。

であってもそのようなことを言って人を辱しめる人間ではない、なぜ王はグレゴリウスを追及するのか、と不平を言う。 審理は地域の人びと(poplus)も参加する集会のかたちで進められるが、人びとは、グレゴリウスは奴隷相手のこと

らばそうするし、グレゴリウスの今の反論は信頼できる、と人びとが言うのであれば、証人たちを尋問することはしな スにとって不利益な証人たちがいるので、もし人びとが、それらの証人を尋問することは正しいことだ、と考えるのな い、どちらであれ人びとが決めたことに自分は従う、と述べる。 ヒルペリヒ一世は、私の妻に対する非難は私に対するはずかしめでもあるからだ、と答えた上で、ここにグレゴリウ

sacerdotem credi", restitit ad hoc causa, ut, dictis missis in tribus altaribus, me de his verbis exuerem sacramento) して宣誓することでこの訴えから自分を雪冤する(Tunc cunctis dicentibus: "Non potest persona inferior super することはできない』。グレゴリウスはこの事件に対して〔自分を〕防御するものとし、三か所の祭壇でミサをあげそ そして、「その時、人びとは皆で一緒に言った。『グレゴリウスに不利益な、グレゴリウスよりも身分の低い者を信頼

کی グレゴリウスは三か所の祭壇でミサをし、宣誓をして自らを雪冤する (第五巻四九。五〇〇年代半ば後の話)。

で考察した Placita の諸事例との大きな違いがここにある。では、五〇〇年代の裁判の場での国王の振る舞いはこれが この事例を通して分かることは、国王が裁判に参加し、且つ積極的にイニシアチブを発揮していることである。

普通であったのか。

た諸問題も常に念頭に置くようにしたい。論争の現場に居合わせた者の、それが務めだと考えるからである。 体的像を描くことを目標にした作業を今後とも進めていきたい。その際、「西洋中世法の性格」をめぐる論争が提起し 本稿で検討した二〇通の Placita が属する時代の前後の時代を念頭におきながら、フランク時代の裁判のかたちの全

Meyer, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Prof. Dr. Wolfgang Sellert. ペート Herr Michael Lübke 次の方々に感謝しつつ本稿を執筆した。Prof. Dr. Gerhard Köbler, Prof. Dr. Heinrich Menkhaus, Prof. Dr. Andreas

- 拙稿「メロヴィング時代の国王 Placita について」『同志社法学』三四六号、二〇一一年三月、三四一-三七五頁、
- 2 一○○五年)中の「プラキタ文書」がある 拙稿「国王 Placita」三四七頁。Placitaについての解説として、佐藤彰一「六 裁判文書」(高山 博、池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会:
- 3 dtv-Atlas zur Weltgeschichte, Bd. 1, 1. Aufl., 1964, S. 121. 平凡社『世界史百科 増補版』第一版、一九七八年、一二三頁による
- (4) 拙稿「国王 Placita」三六一頁。
- (5) 前注(3)の前掲書。引用頁も同じ。
- (6) 拙稿「国王 Placita」三六一頁
- (7) 拙稿「国王 Placita」三六二頁
- 国王ウワクンデの模範的書式との対比での、国王 Placitum の書式の骨格については拙稿「国王 Placita」三六一-三六二頁。

- 9 前注(3)の前掲書。引用頁も同じ
- vir inl. について、拙稿「国王 Placita」三六〇-三六一頁。
- 10
- 12 11 拙稿「裁判のかたち」一〇、一四、二六頁 拙稿「国王 Placita」三六八頁。
- する一考察─」『史学雑誌』第一一○編第三号、四二-六二頁。 仮装裁判については、拙稿「裁判のかたち」一一頁以下。加納 修「フランク時代の仮装訴訟とは何か―メロヴィング朝後期の国王法廷の役割に関
- 15 前注(10)参照。

14

lex の用例については、拙稿「裁判のかたち」、四八頁以下。

- $\widehat{16}$ 拙稿「裁判のかたち」二一頁
- 17 拙著『成立期中世の自由と支配』敬文堂、一九八五年、四○−五八頁〔以下、拙著『成立期中世』と略記〕。
- 18 拙稿「裁判のかたち」八頁以下。Bergamann, S. 69 f., 102 f.
- とではない。 第一開廷日、第二開廷日とここで言う場合、それは、あくまでも「例えて言えば」ということであって、開廷日の実際の回数を念頭に置いてのこ
- 20 ミッタイス、六九頁。Mitteis-Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichgte, 19. Auflage, 1992, S. 46
- 21 私がなぜ「二枚舌」判決という翻訳語を避け、「二者択一」判決という用語を使うかは、拙稿「裁判のかたち」六〇頁の注
- 拙稿「裁判のかたち」一四、一七頁。
- Germaniae Historica. Formulae Merowingici et Karolini aevi, hrsg. von Karl Zeumer, 1882 1886, S. 67)の Nr. 38 | Carta paricla」の参照を指示 von Karl A. Pertz, 1872 であり、Kölzer による新版の Nr. 137は旧版では Nr. 60である。Niermeyer はほかに Marculf の法律文例(Monumenta ただし Niermeyer が参照を指示しているのは、旧版の Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regem Francorum e stirpe Merowingica, hrsg
- なお、本文四一頁にある Nr. 141の試訳で、「per nostras equalis praecepcionis pluris」を「二通の余の符合ウワクンデによって」と訳している。

ている。ほかに Bergamann, S. 70 f., 93

メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち paricolas) 」を念頭においてのことである。例えば pluris は pluris - plus 〔より多くの〕であるが、原告に一通、被告に一通という意味で「二通」と Nr. 137〔36〕中の「〔両当事者に交付された〕それぞれの符合〔=文面が同一の〕ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基づいて(per eorum noticias 同志社法学 六三巻七号

- そのことによる いうように考えたのもそのことによる。また、この「二通」のウワクンデの文面が同一であると考えて「符号ウワクンデ」という訳語をあてたのも
- ちなみに、八世紀半ば以降、sententia difinitiva が終局判決を意味する用語として使われ始めるという(拙稿「国王 Placita」三七○頁注(12))。

ジャン・マビオン著、宮松浩憲訳『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会、二〇〇〇年、五九-六〇頁。

拙稿「裁判のかたち」二五頁

- 者が、この奴隷身分のまま死せるとしても、相続人は自分たちに帰属する相続財産を失うことも、自由身分を失うこともなかるべし。かかる軍事罰 令金について義務づけられることなかるべし」 (Monumenta Germaniae Historica. Cspitularia regum Francorum. Teil 1, hrsg. von Alfred Boretius ついて金銭を持たざる場合には、時間をかけてその罰令金を支払い終わるまで、債務奴隷として奴隷身分で自分自身をプリンケプスに差し出すべし れながら、出征することをなおざりにする者は、軍事罰令金の全額、すなわち六○ソリドゥスを支払うべし。しかるにもしその金額を支払うことに (pro wadio in servitium principis tradat)。その者はやがて再び自由人の身分に戻されるべし。軍事罰令金の故に、奴隷身分として自らを差し出せる 同じフランク王国でも時代があとのカロリング朝の下での勅令の中に次の法文がある。「自由人にして、国王の罰令権により出征のために召集さ
- き付で列記されていたようなのであるが、欠落のためそれを確認することができない。Nr. 103では、「司教たち」という肩書きが「誠実の士たち」 うになる。Nr. 136 (episcopus, grafio, senescalcus, comes palatinus)、Nr. 88 (grafio, seniscalcus, comes palatinus),これと同数のNr. 95 に並んで出てくる (senescalcus , referendarius, comes palatinus)。そのほか Nr. 94の場合、名前を確認できる司教たちに続けてほかの陪席判決人たちの名前が肩書 陪席判決人について、本文で指摘した Nr.141, 149を除いて、その肩書きを確認できる Placita を、出てくる肩書きの多さの順に並べると以下のよ

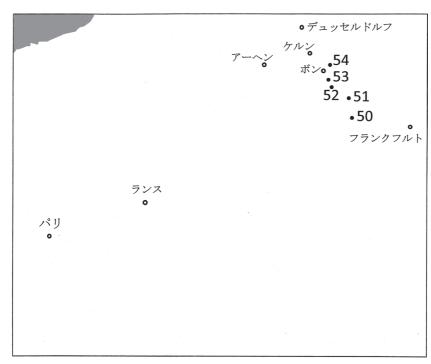
1883, S. 166, nr. 74, c. 1(811 Oct.). 注(17)の拙著『成立期中世』 一九五頁参照:

- ほかに、Nr. 136, 143, 153, 155, 156, 158, 187
- 次の証明として、国王の法廷で、訴訟当事者が保証に関する「彼等の〔契約〕文書を双方で調べ、そして契約の件について釈明する」ということが は、司教 Sygofridus の法廷で、被告が三人の宣誓補助者と共に宣誓をする、という本文に関わるもので、その証明が実現しなかった場合になすべき 決定されているからである。本文における私の記述は一番目の証明方法にのみ着目したものであるので、本文での記述には難点があることになる。

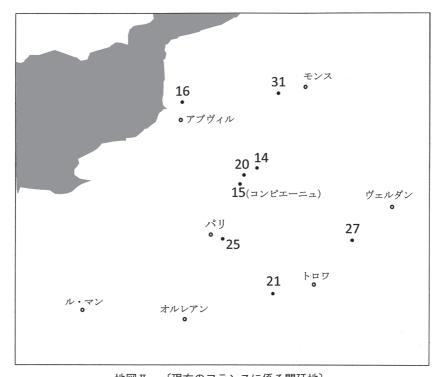
ただし、三(二)(2) 〔八六頁〕で触れたことであるが、Nr. 137には注意を要する。なぜならば、まず最初にすべき証明として決定されているの

Nr. 153, 155, 158, 187

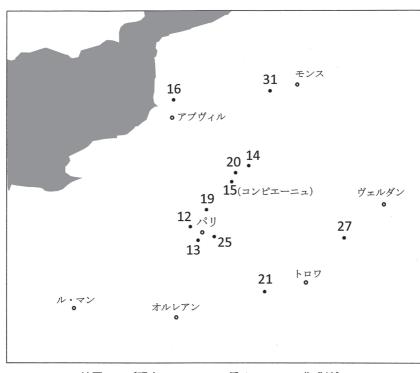
- (31) ほかに Nr. 167
- (32) 拙稿「裁判のかたち」四一頁以下の「職権による尋問(inquisitio)」参照
- 最後の頁にこれらの六点の Sigillum(印章)の写真が掲載されている。 Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merowinger), Zweiter Teil, 2001 6 | 報
- レフェレンダールについては、拙稿「国王 Placita」三六四頁以下。
- ストラシアの解消をはかったが、貴族の反対にあい、彼の子ジギベルト三世にのこすことを迫られた。パリの近郊サン=ドニ(St. Denis)修道院は 王となる。宮宰ビピン(大)、メッス司教アルヌルフと提携し、異母兄弟カリベルトの支配するアキテーヌ南部を残して、全王国を統合。分国アウ の説明である。「Dagobert I.(六〇〇年頃-六三九年) アウストラシア王(六二三-六三九)。クロタール二世の長子。父をついでアウストラシア 拙稿「国王 Placita」三六八頁。以下は、京大西洋史辞典編纂会『新編 西洋史辞典』東京創元社、昭和五八年、四五五頁にある「タゴベルト一世」
- 彼の創建になる」。St. Denis はパリの第一代司教とのことである。 この系図の出典は以下である。Hans K. Schulze, Das Reich und die Deutschen, 1987, S. 53
- 本芳樹先生古稀記念論集)』九州大学出版会、二〇〇四年、「プラキタと七~九世紀フランク王国の文書制度 」『史林』八五巻一号、二〇〇二年。 わが国では加納 修の以下の先行研究がある。「『プラキタ』の復活とシャルル禿頭王の王権』『ヨーロッパ中世世界の動態像 – 史料と理論の対話 – (森
- Zweiter Band(1974), Wissenschaftliche Buchgesellschaft. 兼岩正夫・臺 幸夫訳註『トゥールのグレゴリウス 歴史十巻(フランク史)』(東海大学出 版会)のⅠ(昭和五○年)、Ⅱ(昭和五二年)。 Auf Grund der Übersetzunng W. Giesebrechts neubearbeitet von Rudolf Buchner, Gregor von Tours Zehn Bücher Geschichten, Erster Band (1977)
- 39) 注 (38) の Erster Bd., S. 376.



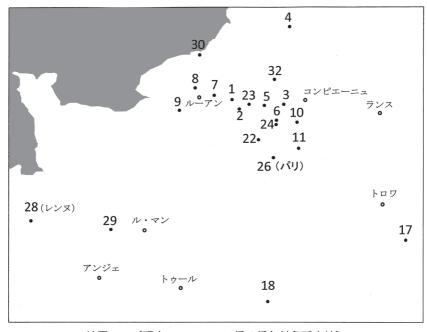
地図 I 〔現在のドイツに係る開廷地・Placitum 作成地・係争対象所在地〕



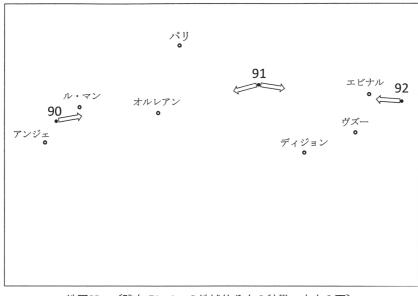
地図Ⅱ 〔現在のフランスに係る開廷地〕



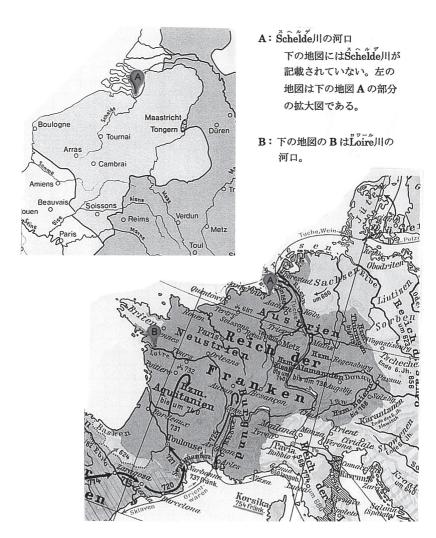
地図Ⅲ 〔現在のフランスに係る Placitum 作成地〕



地図Ⅳ 〔現在のフランスに係る係争対象所在地〕



地図V 〔残存 Placita の地域的分布の特徴:本文 8 頁〕



地図VI 〔Austrien, Neustrien, Aquitanien, Burgund:本文14頁〕

〔本稿が借用し加工した地図の出典〕 A:Erich Zöllner, Geschichte der Franken bis zur Mitte des sechsten Jahrhuderts, 1970の巻末掲載 Karte 1 "Das Frankenreich 511-524"; B:Gro β er Atlas zur Weltgeschichte, Westermann, 1976, S. 50.

図 1

〔Nr.126のオリジナル:出典〕Die Urkunden der Merowinger, Zweiter Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001の巻末掲載写真 2 .

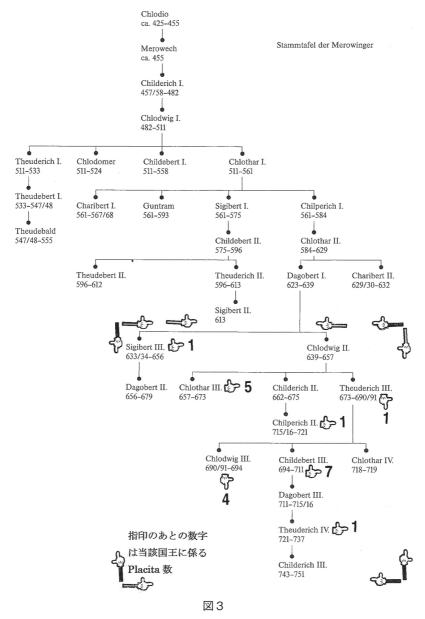
(C.) Theudericus rex Franc(orum) v. inl. Cum ante dies in nostri vel procerum nostrorum presencia Conpendio in palacio nostro ibique veniens fimena nomene Acchildis Amalgario interpellavit, dum dicerit, eo quod porcione sua in villa noncobanti Bactilioneualle, quem de parti genetrici sua Bertane quondam ligebus obvenire debuerat, post se malo ordene retenirit. Qui ipse Amalgarius taliter dedit in respunsis, eo quod ipsa terra in predicto loco Bactilioneualle de annus triginta et uno inter ipso Amalgario vel genetore suo Gaeltramno quondam semp(er) tenuerant et possiderant. Sic eid(e)m n(un)c a nostris procerebus ipsius Amalgario fuissit iudecatum, ut de nove denomenatus aput sex, sua mano septima, dies duos ante istas Kal(en)d(as) Iulias in oraturio nostro super cappella domni Martine, ubi reliqua sacramenta percurribant, hoc dibirit coniurare, quod antedicta terra in predicto loco Bactilioneualle inter ipso Amalgario vel genetore suo Gaeltramno de annus trigin[ta] et uno semp(er) tenuissint et possedissint, nec eis diger numquam fuissit nec aliut exinde non redebirit, nisi edonio sacramento. Sed veniens antedictus Amalgari[us] ad ipso placito Lusareca in palacio nostro una cum hamedius suos ipso sacramento, iusta quod eid(em) fuit iudicatum et nostras equalis precepcionis locuntur, in quantum inl(uster) vir Dructoald(us) com(es) palati noster testimuniavit, ligibus visus fuit adimplissit et tam ipse quam et hamediae suae diliguas eorum derexsissint . Propteria iobimus, ut ipsa porcione in predicto loco Bactilioneuualle, unde inter eus orta fuit intencio, memoratus Amalgarius contra ipsa Acchilde vel suis heridibus omne tempore abiat evindecata. (C.) Erdiinberth(us) re[cognovit] (S. R., N. T.) .

(S. I.) [B]en(e) [v]al(iat).

(C.) Dat(um) sub d(ie) segundo Kal(en)d(as) Iulias, annum VII rign(i) nos(tri), Lusareca, in D(e)i nomen(e) f(e)l(iciter).

図2

「Nr.126の翻刻:出典〕 Die Urkunden der Merowinger, Erster Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001, S. 319-320.



〔系図の出典〕Hans K. Schulze, Das Reich und die Deutschen, 1987, S. 53.

8. Erhaltene Siegel(fragmente) (vergrößert)



Abbildungsvorlagen: Centre Historique des Archives Nationales, Atelier de Photographie, Paris (Tafeln 1–5, 8a–g); Generallandesarchiv Karlsruhe (Tafel 6); Archives de la Vienne, Poitiers (Tafel 7).

図 4

〔出典〕 Die Urkunden der Merowinger, Zweiter Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001の巻末掲載写真 8 .